

習志野市環境基本計画 年次報告書（環境白書）

データで見る習志野市の環境

令和3（2021）年版



ご当地キャラ
ナラシド♪



目次

1.特 集	- 3 -
1.1. 習志野市谷津バラ園～花と香りのハーモニー～	- 3 -
2.習志野市の概要	- 9 -
2.1. 位置・地勢	- 9 -
2.2. 人口・世帯数	- 9 -
2.3. 気象	- 10 -
2.4. 産業	- 10 -
2.5. 土地利用	- 10 -
2.6. 交通	- 11 -
3.習志野市における環境施策 総論	- 15 -
3.1. 習志野市環境基本計画	- 15 -
3.2. 習志野市地球温暖化対策地域推進計画	- 28 -
3.3. 習志野市地球温暖化対策実行計画	- 30 -
3.4. 習志野市新エネルギービジョン	- 31 -
3.5. 習志野市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)	- 32 -
3.5.1. ごみ処理基本計画	- 32 -
3.5.2. 生活排水処理基本計画	- 37 -
3.5.3. 推進体制と進行管理	- 37 -
3.5.4. 災害廃棄物処理	- 38 -
3.6. 習志野市緑の基本計画	- 39 -
3.7. 習志野市生活環境保全計画	- 44 -
4.習志野市における環境施策 各論	- 49 -
4.1. 地球温暖化対策推進事業	- 49 -
4.1.1. 住宅用省エネルギー設備普及促進事業	- 49 -
4.1.2. 習志野市・イオン環境フェア	- 50 -
4.1.3. 習志野市地球温暖化防止月間パネル展	- 51 -
4.1.4. エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に対する本市の取り組み	- 52 -
4.2. 自然環境	- 53 -
4.2.1. 自然環境の現況	- 53 -
4.2.2. 谷津干潟の保全対策	- 54 -
4.2.3. 谷津干潟の日行事	- 56 -
4.2.4. ラムサール条約登録湿地関係市町村会議	- 56 -
4.2.5. ブリスベン市との湿地交流	- 57 -
4.2.6. 習志野市谷津干潟自然観察センター	- 58 -

4.2.7. 自然とのふれあいの推進	- 61 -
4.2.8. 自然保護地区などの保全	- 63 -
4.3. 公園・緑地	- 65 -
4.3.1. 緑の現況	- 65 -
4.3.2. 都市公園などの整備	- 67 -
4.3.3. 緑化推進の啓発運動の展開	- 68 -
4.4. 廃棄物対策	- 69 -
4.4.1. ごみの収集	- 69 -
4.4.2. ごみの処理	- 69 -
4.4.3. し尿処理の現況	- 72 -
4.4.4. 資源循環型社会の形成	- 73 -
4.4.5. その他の衛生	- 77 -
4.5. 公害の未然防止と苦情相談	- 78 -
4.5.1. 環境保全条例の運用	- 78 -
4.5.2. 公害などに係る苦情相談	- 78 -
4.6. 大気	- 80 -
4.6.1. 大気汚染の概要	- 80 -
4.6.2. 大気汚染の現況	- 81 -
4.6.3. 各大気汚染物質の動向	- 82 -
4.6.4. 大気汚染防止に関して講じた施策	- 85 -
4.6.5. 光化学スモッグ	- 86 -
4.7. 水質	- 87 -
4.7.1. 水質汚濁の概要	- 87 -
4.7.2. 水質汚濁の現況	- 87 -
4.7.3. 水質汚濁に関して講じた施策	- 90 -
4.8. 地質	- 91 -
4.8.1. 地下水汚染の概要	- 91 -
4.8.2. 地下水汚染の現況	- 91 -
4.8.3. 地下水汚染の解明調査及び除去対策	- 92 -
4.8.4. 土壌汚染の概要	- 93 -
4.8.5. 地盤沈下の概要	- 94 -
4.9. 騒音・振動・悪臭	- 96 -
4.9.1. 騒音・振動の概要	- 96 -
4.9.2. 騒音・振動の現況	- 96 -
4.9.3. 騒音・振動に関して講じた施策	- 101 -
4.9.4. 悪臭の現況	- 102 -
4.9.5. 悪臭の防止対策	- 103 -
4.10. 有害化学物質	- 104 -

4.10.1. ダイオキシン類の現況	- 104 -
4.10.2. 本市の毒ガス弾などの調査状況	- 106 -
4.10.3. 放射性物質対策	- 107 -
5.資料編	- 113 -
5.1. 環境行政の推移	- 113 -
5.2. 廃棄物処理	- 124 -
5.3. 衛生処理	- 128 -
5.4. 気象状況	- 129 -
5.5. 大気関係汚染物質測定結果	- 131 -
5.5.1. 常時監視測定結果	- 131 -
5.5.2. 酸性雨調査結果	- 133 -
5.6. 水質環境調査結果	- 134 -
5.7. 自動車交通量年度別推移	- 137 -
5.8. 地盤沈下調査結果	- 138 -
5.9. 環境基準	- 139 -
5.9.1. 大気汚染に係る環境基準	- 139 -
5.9.2. 水質汚濁に係る環境基準	- 139 -
5.9.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	- 142 -
5.9.4. 土壌の汚染に係る環境基準	- 142 -
5.9.5. 騒音に係る環境基準	- 143 -
5.9.6. ダイオキシン類に係る環境基準	- 144 -

第1部 特集



習志野市谷津バラ園

1. 特集

1.1. 習志野市谷津バラ園～花と香りのハーモニー～

「習志野市谷津バラ園」(以下、「谷津バラ園」という。)は、谷津公園内に位置する有料公園施設です。この地には、大正時代の終わりから谷津遊園という遊園地がありました。戦前・戦後を通じ、東京近郊の有数の行楽地として栄えました。その施設として昭和32(1957)年5月27日に開園したのが(旧)谷津バラ園です。当時東洋一ともうたわれた質・規模を誇りました。昭和40(1965)年には京葉道路の開通に伴い、ほぼ現在の場所に移転しています。昭和57(1982)年12月、谷津遊園の閉園に伴い、(旧)谷津バラ園も閉園しました。谷津遊園跡地は住宅都市整備公団(現:都市再生機構)の団地として再開発されましたが、バラ園存続を願う声も多かったことから、昭和63年5月、谷津公園の中に新たに谷津バラ園を整備しました。

面積12,600㎡の敷地に世界各国のバラ、約800種類、7,500株を栽培しており、主に春(5月中旬～6月中旬)と秋(10月中旬～11月上旬)に美しい花を咲かせます。園内は、中央噴水と水の流れを囲むレイアウトになっており、長さ60mのつるバラの緑廊「大パーゴラ」、長さ50mのつるバラのトンネル「バラの大アーチ」、鈴木省三コーナー、オールド・ローズコレクション、香りの庭コーナー、皇室・王室コーナー、高松宮コーナー、有名人コーナー、青バラコーナー等、貴重で特徴あるバラを散策しながら楽しむことができます。

表 1.1.1 谷津バラ園の月別入園者数

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月4日・5日を臨時休園とし、続いて緊急事態宣言の発出を受け、4月8日から6月14日まで臨時休園としました。

谷津バラ園の管理運営は、平成25(2013)年度より指定管理者が行っています。現在は、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度まで京成バラ園芸株式会社が指定管理者です。

	令和2年度			令和元年度		
	開園日数(日)	入園者数(人)	一日平均入園者数(人)	開園日数(日)	入園者数(人)	一日平均入園者数(人)
3月	4	49	12.3	26	1,070	41.2
5月	0	0	0	31	31,170	1,005.5
6月	15	2,188	145.9	30	5,538	184.6
7月	27	973	36.0	26	496	19.1
8月	26	275	10.6	27	174	6.4
9月	26	648	24.9	25	264	10.6
10月	31	14,413	464.9	29	3,866	133.3
11月	30	8,413	280.4	30	4,785	159.5
12月	24	516	21.5	23	304	13.2
1月	24	206	8.6	23	301	13.1
2月	24	408	17.0	24	326	13.6
3月	26	319	12.3	6	71	11.8
計	257	28,408	110.5	300	48,365	161.2

(1) 指定管理者自主事業

来園者へのサービス向上と集客を目的として、次表にあげる自主事業を行いました。

表 1.1.2 令和2(2020)年度に実施した谷津バラ園の指定管理者自主事業

事業名	内容
動画配信	休園期間中のサービスとして春バラ最盛期の動画をYouTube配信
市内病院への切り花寄贈	市内4病院にバラ園の切り花を寄贈
来園者熱中症対策における園内ミスト設置	7月7日から10月5日まで、熱中症対策として庭園内に設置したミスト装置で霧状の水を散布
スーパーボールすくい	8月12日から23日まで、来園者(子ども)が参加できる景品つきのスーパーボールすくいを実施
バラ講習会 夏期剪定	8月28日10時から12時まで、専門家の指導の下、バラ栽培で最も質問の多い剪定作業の講習会を実施
有料入園者限定先着20人プレゼント	11月開催予定のライトアップ中止に伴う入園者サービスとして、11月第一・第二土曜日各日先着20人にナラシンド♪が印刷されたリフレクターをプレゼント
入園料値下げ	11月開催予定のライトアップ中止に伴う入園者サービスとして、11月中の入園料金を値下げ(個人客50円値下げ、団体客は変更なし)
GOTOトラベル対象 バラ専門家ガイド同行の3園めぐり	10月22日、27日、29日、谷津バラ園・京成バラ園・佐倉草笛の丘をめぐるツアーを実施
お正月の来園者へお年玉プレゼント	1月5日から、来園者にくじ引きで景品プレゼント
バラ講習会 冬期剪定	1月29日10時から12時まで、専門家の指導の下、バラ栽培で最も質問の多い剪定作業の講習会を実施

(2) バラの育成

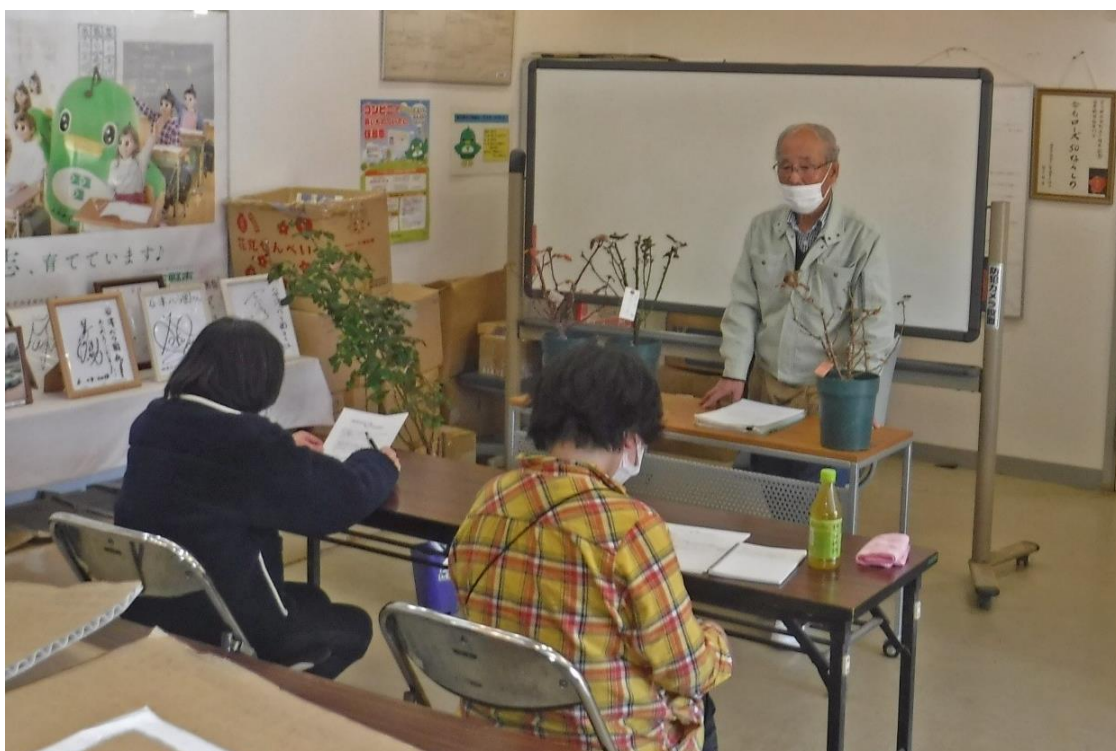
谷津バラ園のバラには、ここ以外では滅多に観賞することが出来ない稀少品種もあります。こうした稀少品種を維持し後世に伝えることも重要な業務です。令和2(2020)年度はマジックモーメント、ティムカズコ、ブルーインパルスなど十数種の品種を接ぎ木しました。この苗を育てて2年後植え付け予定です。

稀少品種・人気品種を除いて、花付きの悪い株の植え替えも行っています。令和2(2020)年度は病害虫に強い赤色大輪の新品種ティアームと、耐病性・耐寒性・耐暑性のある四季咲きの品種リモンチェッコを植栽しました。

また、来園者のニーズに対応するため、新しい品種も積極的に入手し、バラ園全体のバランスを考慮して植え付けています。令和2(2020)年度はクンツァイト、令の封など10品種を導入しました。



谷津バラ園 バラの大アーチ



自主事業 バラ講習会 冬期剪定

第2部 習志野市の概要



クリーンセンター ごみ収集車

2. 習志野市の概要

2.1. 位置・地勢

本市は、房総半島の北西部、東経140度1分38秒、北緯35度40分54秒(市庁舎位置)に位置し、東京からほぼ30km圏内にあります。東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しており、海岸線は千葉港(東京湾)の一部を形成しています。

面積は、県内で4番目に小さい20.97km²であり、地形は東西8.9km、南北6.2km、海拔最高30.6m、最低0.8mで内陸部の自然地形と臨海部の埋立地からなっています。



図 2.1.1 習志野市位置図

2.2. 人口・世帯数

令和3(2021)年3月31日現在の住民基本台帳人口は175,301人、世帯数は82,397世帯、人口密度は約8,360人/km²です。千葉県が令和3(2021)年1月1日現在で公表する人口密度では、浦安市、市川市に次ぎ、県内3番目に高い状況です。

表 2.2.1 近年の人口推移

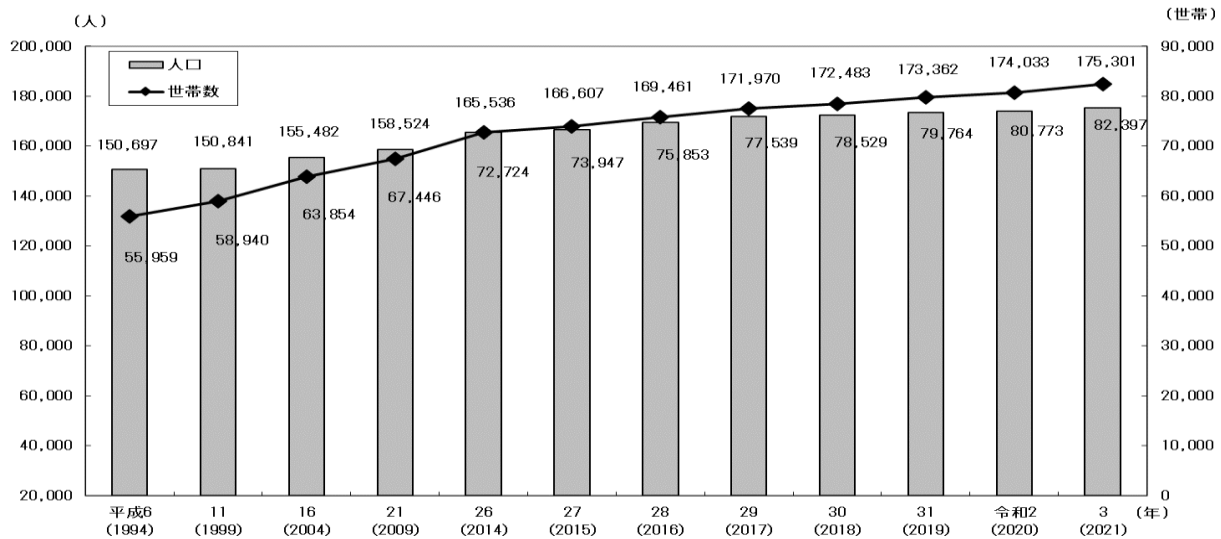
各年3月31日現在 単位:人

	世帯数	人口	1km ² 当り人口密度
平成29(2017)年	77,539	171,970	8,201
平成30(2018)年	78,529	172,483	8,225
平成31(2019)年	79,764	173,362	8,267
令和2(2020)年	80,773	174,033	8,299
令和3(2021)年	82,397	175,301	8,360

(資料:「住民基本台帳人口」より作成)

人口・世帯数の移り変わり

各年3月31日現在



(資料:「住民基本台帳人口」より作成)

図 2.2.1 人口推移

2.3. 気象

表 2.3.1 気象状況

年度	気温(°C)			湿度(%)	風速(m/s)		降水量(mm)	
	最高	最低	平均	平均	最高	平均	総量	日最大
平成元(1989)	33.7	-3.8	15.1	72	10.8	2.3	1,689	140
5(1993)	35.9	-1.6	14.7	70	19.2	2.6	1,458	110
10(1998)	31.5	-6.3	12.7	72	12.1	2.5	1,131	73
15(2003)	35.2	-3.9	14.8	73	12.0	2.7	1,211	76
20(2008)	35.6	-2.6	15.4	70	10.5	2.5	1,486	78
25(2013)	39.3	-2.5	15.7	64	10.7	2.7	1,413	213
30(2018)	37.2	-0.8	17.2	71	12.2	2.8	656.5	43.5
令和元(2019)	36.2	-2.5	17.0	74	17.8	2.8	1,183.5	150.5
令和2(2020)	37.1	-3.2	16.8	72	10.5	2.7	919.0	72

※詳細は第5部資料編5.4を参照

(東習志野測定局)

2.4. 産業

表 2.4.1 産業別事業所・従業者数

令和 2(2020)年 7 月 1 日現在

	総数	建設業	製造業	情報、 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業	サービス業	その他
事業所数	3,969	272	149	41	132	938	48	379	2,007	3
従業者人数	52,925	2,210	5,975	583	6,508	12,083	779	1,130	23,643	14

(資料:「令和 2(2020)年版習志野市統計書」より作成)

2.5. 土地利用

表 2.5.1 土地利用

令和 3(2021)年 1 月 1 日現在 単位:m²

総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
20,970,000	20,763	1,098,866	11,876,728	91,336	2,538,358	5,343,949

(資料:「令和 3(2021)年度固定資産概要調書」より作成)

表 2.5.2 都市計画区域面積

令和 3(2021)年 3 月 31 日現在 単位:ha

市街化区域	市街化調整区域	総面積
1,862	235	2,097

(資料:「令和 2(2020)年版習志野市統計書」より作成)

表 2.5.3 用途地域面積

令和 3(2021)年 3 月 31 日現在 単位:ha

第1種低層 住居専用地域	第2種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域
355	10	446	43	401	27
準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
33	36	28	253	137	93

(資料:「令和 2(2020)年版習志野市統計書」より作成)

2.6. 交通

表 2.6.1 交通機関

機関名	社名	駅名・バス路線数	
鉄 道	JR 東日本	総武線 京葉線	津田沼駅 新習志野駅
	京成電鉄	京成本線 京成千葉線	谷津駅、京成津田沼駅、京成大久保駅、実籾駅 京成津田沼駅
	新京成電鉄	新京成線	京成津田沼駅、新津田沼駅
バ ス	京成バス	8 路線 (習志野市コミュニティバスを含む。)	
	千葉シーサイドバス	3 路線	

(資料:「令和 2(2020)年版習志野市統計書」より作成)

表 2.6.2 主な道路交通量

単位:台/日

道路名	東関東自動車道	国道14号	主要地方道 船橋我孫子線	主要地方道 千葉・鎌ヶ谷 松戸線-1	習志野都市道 00-011	左記5路線 交通量
交通量	85,896	20,690	27,670	12,552	9,738	156,546

詳細は、第5部資料編 5.7.を参照

(調査期間:令和 2(2020)年 11 月 24 日～25 日)



図 2.6.1 習志野市図

第3部 習志野市における環境施策 総論



谷津干潟

3. 習志野市における環境施策 総論

戦後の高度経済成長により、国民の生活水準が高まった反面、様々な公害^{※1}が生み出されてきました。これらの公害問題の解決を目指し、昭和42(1967)年に「公害対策基本法」が制定されました。

本市は、昭和45(1970)年に「習志野市公害防止条例」を制定し、昭和49(1974)年に「習志野市公害防止計画」を策定する等、様々な公害防止対策を実施してきました。

人の健康や生命への被害という観点から、地域的な問題として公害をとらえてきましたが、近年では、人間だけではなく動植物への被害が地球全体に及び、これらの問題が提起されるようになりました。公害問題から環境問題へと施策を展開させていくため、平成11(1999)年に環境保全についての理念を定めた「習志野市環境基本条例」(以下、「環境基本条例」という。)を制定しました。

3.1. 習志野市環境基本計画

本市では、環境基本条例第9条「環境基本計画の策定」に基づき、平成19(2007)年3月に「習志野市環境基本計画」(以下、「環境基本計画」という。)を策定しました。

環境基本計画は、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向及びその他必要な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

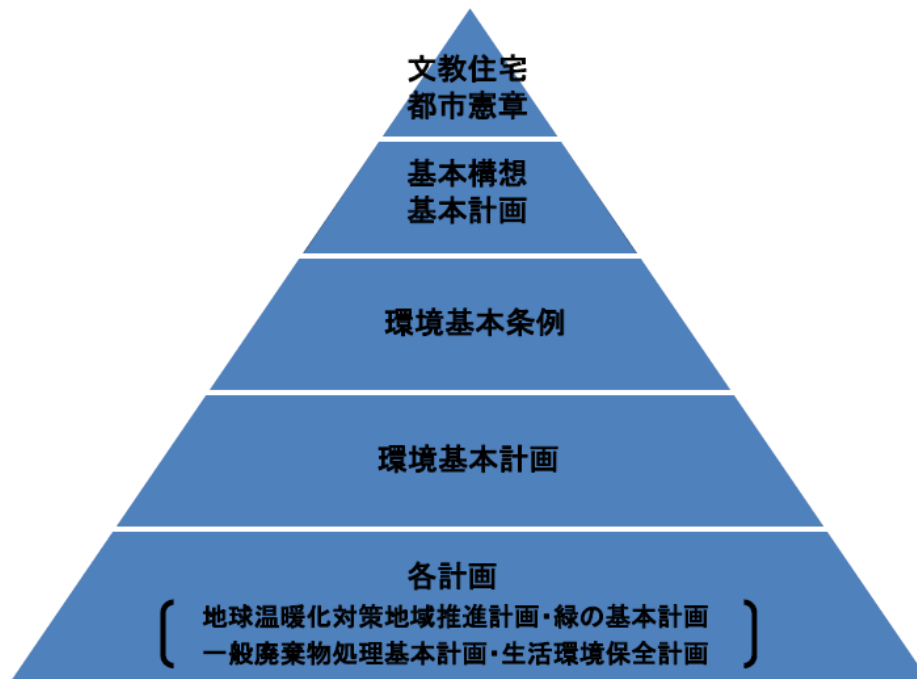
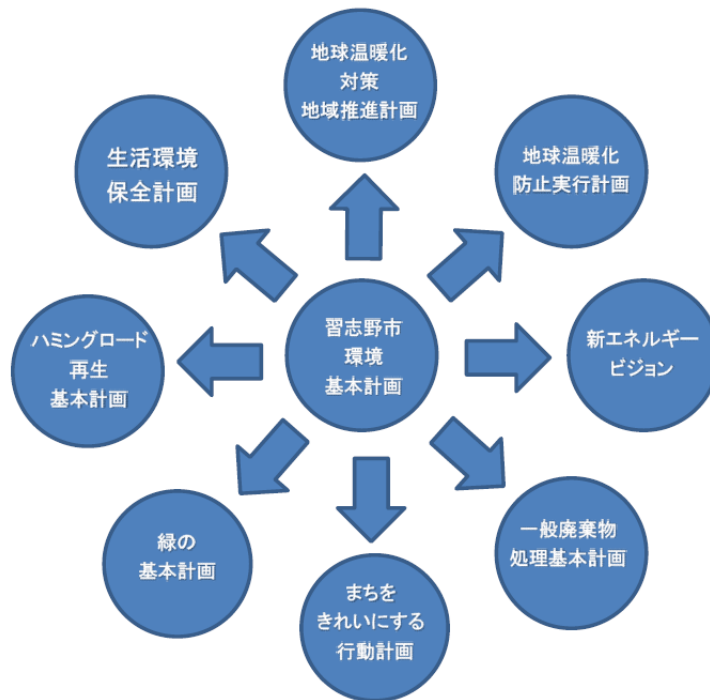


図 3.1.1 環境施策の体系イメージ

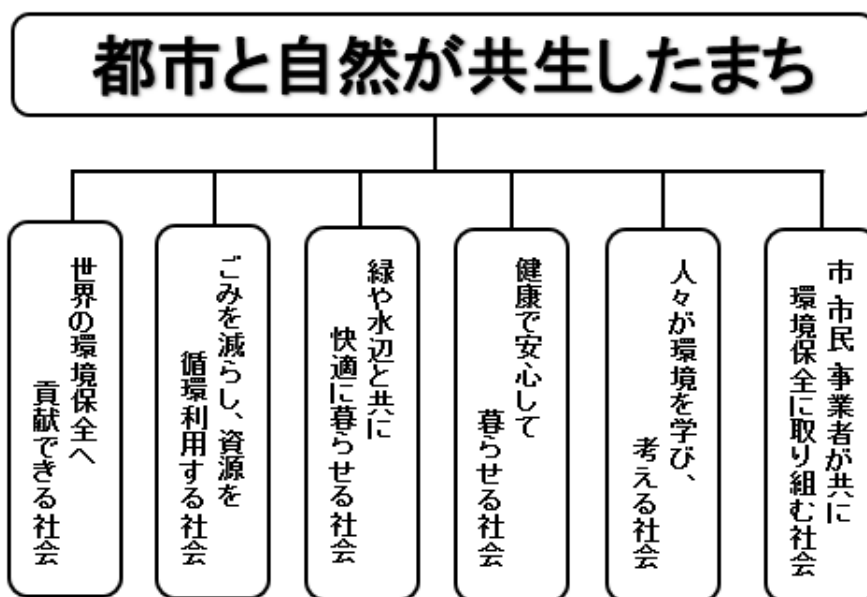
※1 公害 環境基本法第2条第3項の規定において「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義しています。

環境基本計画で示している指標を実現するために、具体的な行動計画や実施計画を策定しています。



(1) 計画の目標

本市は、昭和45(1970)年4月に本市のまちづくりの基本理念として制定した「習志野市文教住宅都市憲章」(以下、「文教住宅都市憲章」という。)の理念に則り、めざすべき都市の姿を「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち)習志野」とし、この大きな目標を実現するための都市像のひとつに「都市と自然が共生したまち」を掲げています。本計画では、この都市像を引き継ぐ形で、望ましい環境像として掲げ、この環境像を実現していくための指標として、次のとおり環境目標を定めました。



(2) 計画年次

計画期間を前期、中期、後期の3期間に区切り、各期間において、事業の進行管理を行います。各期間の終了時には、取り組みの成果や進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。



※令和 3(2021)年度より新しい環境基本計画となります。

(3) 計画の進捗状況

計画期間後期の令和 2(2020)年度末時点の評価・現状は、次のとおりです。

<p>[評価判定] ◎…達成度 100～80% ○…達成度 80～60% ●…達成度 60～40%</p> <p>△…達成度 40～10% ▲…今後実施予定 ×…実施予定なし</p>

表 3.1.1 令和 2(2020)年度末における環境基本計画の評価・現状

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
1 世界の環境保全へ貢献できる社会（地球環境関連）	① 地球温暖化への計画的な対応	地球温暖化防止率先行動計画	地球温暖化防止率先行動計画の推進（庁内等における冷暖房の適温設定管理、消灯、紙の削減、エコドライブ ^{※2} 等）	◎
			地球温暖化対策検討会による進行管理	▲
		地球温暖化対策地域推進計画	地球温暖化対策地域推進計画の策定と推進（家庭や事業所におけるエネルギー使用量の削減や廃棄物の削減など、全市民的な削減目標の設定や活動取組）※平成 31（2019）年度より「習志野市地球温暖化対策ガイドライン」にて実施	◎
		情報収集・研究	省エネルギー、新エネルギー等に関する情報提供	◎
	地球温暖化防止に向けた啓発事業の推進		○	
	② 代替エネルギーの導入	公共施設における導入	太陽光や風力などの自然エネルギーによる発電・給湯利用	○
			清掃工場における余熱・廃熱利用（発電、冷暖房、温水）	×
			清掃工場における天然ガス利用（コークス ^{※3} に変わり一部市営ガス利用）	×
			公用車における低公害車の導入	◎
		習志野市新エネルギービジョンによる、新エネルギーの導入・普及啓発の推進	▲	
		市民・事業者への導入支援	習志野市新エネルギービジョンによる、新エネルギーの導入・普及啓発の推進	▲
	情報収集・研究	生ごみや剪定枝を利用したバイオマス ^{※4} 発電の研究	×	
	③ 渡り鳥を通じた国際協力の推進	谷津干潟の保全	市民との協働による保全活動の展開（市民クリーン作戦等）	△
			アオサ対策の実施	△
			関係行政機関、保護団体等との連携による保全取組	◎
		谷津干潟の生物の保護	鳥類調査の実施	◎
			指標生物 ^{※5} のモニタリング	△
		湿地保全に関する国内外との連携	湿地交流の推進と拡大	◎
	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議への参加		◎	

平成 31（2019）年 4 月に平成 31（2019）年度から令和 12（2030）年度を計画期間とする第 4 次の「習志野市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

谷津干潟の保全については、管理者である環境省が実施していることから、本市の施策の見直しを行い、今後も環境省と連携し、谷津干潟の保全のための支援を続けていきます。

※2 エコドライブ 環境負荷の軽減に配慮した運転技術のことです。

※3 コークス 石炭を蒸し焼きにする乾留工程により、炭素部分だけを残した燃料のことです。燃焼時の発熱量が元の原料の石炭より高くなり、高温を得ることができることから、鉄鋼業などを中心に重要な燃料となっています。

※4 バイオマス 生物から生まれた資源のことです。燃料にして発電し、熱を供給する等エネルギーとしても使用でき、大気中の二酸化炭素量の増減には影響を与えない「カーボンニュートラル」なものです。

※5 指標生物 生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物のことです。

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
2 「ごみを減らし、資源を循環利用する社会（循環型社会）」	① 3Rの推進 (リデュース・リユース・リサイクル) (発生抑制・再使用・再生利用)	家庭からのごみ排出の減量	分別に係る啓発の推進(「ごみの出し方」案内チラシの配布、広報習志野・環境白書・ホームページによる情報提供、イベント開催時における啓発推進等)	○
			習志野市をきれいにする会、ごみゼロ運動の支援	×
			ごみの自家処理の支援	×
			ごみ処理の有料化	○
		事業所からのごみ排出の減量	排出適正化指導	◎
			多量排出事業所減量計画策定指導	◎
			適正な排出に係る啓発の推進(パンフレット配布等)	○
			ごみゼロ運動実施要請 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
		資源の循環利用の推進	資源物分別収集の推進	○
			不燃物再選別による資源回収	◎
			有価物回収運動の推進	◎
			大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ	○
			剪定枝チップの有効活用	×
			リサイクルプラザでの再生、啓発の推進	○
			施設の早期稼働に向けた対応	◎
		遠隔地の自治体等との連携	○	

第3部 第1章 習志野市環境基本計画

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
2 ごみを減らし、資源を循環利用する社会（循環型社会）	② 廃棄物の適正な排出と処理	ごみの収集と適正排出の促進	分別に係る啓発の推進（「ごみの出し方」案内チラシの配布、広報習志野・環境白書・ホームページによる情報提供、イベント開催時における啓発推進等）	○
			ごみ集積所の設置等に関する指導	○
			環境美化推進員との連携	●
			指定袋使用の徹底	×
			ごみ収集の効率化に関する検討	◎
		中間処理及び最終処分	リサイクルプラザでの資源物の選別による最終処分量の減量化	◎
			芝園清掃工場の効率的な運営	◎
		ごみの不法投棄への対応	パトロールの実施	○
			市、市民、事業者の責務の明確化に係る啓発	○
		し尿・浄化槽汚泥の処理	し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理	◎
			し尿処理施設の規模見直し	◎
		災害時のごみへの対応	地域防災計画に基づいた行動計画の策定	◎
			災害時における迅速かつ効率的なごみ処理体制の確立	◎
			施設の早期稼働に向けた対応	◎
			遠隔地の自治体等との連携	◎

3Rの推進や廃棄物の適正な排出と処理により、ごみの減量化及び資源化を促進し、循環型社会の形成を図ります。

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
3 緑や水辺と共に快適に暮らせる社会(自然・公園・緑地)	① 干潟や海辺の活用	谷津干潟の活用	観察会等行事の充実	◎
			散策ルートを活用	○
			案内看板等の充実整備	●
		海とのふれあい	臨海部の埋立て事業によって消失した海浜の再生・創出	△
			人工海浜による親水性の高い水際線空間の整備	△
	② 緑の活用	里山とのふれあい	里山の保全(実籾自然保護地区・都市環境保全地区等の指定及び助成、実籾自然保護地区ビオトープ ^{※6} 構築事業)	○
			里山に生息する生物の保全(ホテルの生息地づくりワークショップの実施)	×
			里山に親しむ機会の提供(自然観察会及び夏休みこども自然観察会の開催)	△
			貝塚や古墳の保護	○
		樹木とのふれあい	既存樹木の保全(都市環境保全地区、保存樹木の指定及び助成)	◎
			樹木に親しむ機会の提供(名木百選事業の推進、自然観察会の開催)	△
	③ 公園・緑地等の活用	都市公園等の整備	公園の整備・拡充	△
			公園等の維持管理	○
		ハミングロードの再整備	ハミングロード再整備事業の推進	△
	公園・緑地の防災機能の充実	防災施設(耐震性貯水槽等)の充実	◎	
	④ 緑化の推進	公共施設の緑化	敷地内緑化の推進	◎
			屋上緑化、壁面緑化の推進	◎
		事業所の緑化	緑化協定制度の維持	◎
			屋上緑化、壁面緑化の促進	▲
		居住地等の緑化	「誕生の木」の配布	◎
			植木まつり、園芸講座の実施	×
			緑化の啓発	○
			緑化指導	○
⑤ 農地の活用	農地とのふれあい	市民農園整備事業の推進	◎	
	環境保全機能の維持	農地の保全	○	
		都市農地環境保全事業(遊休農地での景観作物の植栽)の推進	▲	

公園の維持管理を着実に実施する他、市内に残された緑地については、都市環境保護地区、自然保護地区に指定し、保持しています。また、開発の際には、緑化協定を締結する等、一定の緑地を確保します。

※6 ビオトープ 生物を意味する「Bio (ビオ)」と場所を意味する「Tope (トープ)」を合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間のことです。

第3部 第1章 習志野市環境基本計画

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
4 健康で安心して暮らせる社会 (公害関連)	① 大気の保全	大気汚染物質の監視	窒素酸化物等の監視	◎
		酸性雨の測定	酸性雨の観測と分析	○
		工場等への規制	条例・関係法令の規制値遵守の指導	◎
		自動車等への対応	アイドリングストップ看板設置指導	◎
			ノーカーデーの実施や公共交通機関等の利用の啓発	○
			ごみ収集車両等への天然ガス自動車の導入	◎
		クリーンエネルギーへの転換	クリーンエネルギーへの転換	○
		広域的な連携	光化学スモッグ対策	◎
			東京湾広域異臭対策	◎
			三宅島噴煙対策	×
	自動車 NOx-PM 法への対応		○	
	② 水質の保全	水質の監視	公共用水域等における調査による監視	○
		工場等への規制	条例・関係法令の規制遵守の指導	◎
			条例に基づく立入り調査(排水検査)の実施	◎
		生活排水への対応	公共下水道の整備推進	◎
			家庭における生活排水対策の啓発(環境月間等におけるPR等)	△
		広域的な連携	東京湾岸自治体環境保全会議における連携取組	◎
			花見川水質改善検討会における連携取組	×

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
4 健康で安心して暮らせる社会（公害関連）	③ 土壌・地下水・地盤の保全	地下水汚染の監視	地下水水質調査による監視	◎
		地下水の浄化	汚染が確認された事業所等への浄化指導	◎
		土砂等の埋立てへの規制	市条例（土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）による規制	◎
		地下水汲み揚げへの規制	条例・関係法令に基づく規制	◎
		雨水浸透の促進	雨水浸透施設設置事業補助金の交付	×
			市道等への透水性舗装の整備促進	◎
			雨水利用の啓発	●
		地下水位の観測	地下水水質調査と併せた水位観測の実施	◎
	千葉県による観測（水位及び地殻変動）		◎	
	④ 騒音・振動・悪臭の抑制	環境騒音・振動の監視	道路環境等の騒音・振動測定による監視	◎
		事業活動の騒音・振動・悪臭への規制	条例・関係法令の規制値遵守の指導	◎
			特定建設作業の許可制の実施と指導	◎
		移動発生源の騒音・振動への対応	道路環境等の騒音・振動測定の実施	◎
		近隣生活公害への対応	深夜営業騒音調査の実施	△
	苦情相談対応と防止へ向けた啓発の推進		◎	
	⑤ 有害化学物質等のリスクの回避	ダイオキシン類の調査	大気・水質及び底質・土壌の調査実施	◎
			情報提供	◎
		アスベスト問題への対応	公共施設の対策の実施	◎
			民間の解体作業に対する指導	◎
			情報提供	×
		その他有害化学物質等への対応	環境ホルモン調査の実施	×
			PCB 廃棄物の適正保管の処理	◎
	情報提供		○	

快適な生活環境を保全するため、今後とも環境状況を把握し、発生源の抑制を図ります。

第3部 第1章 習志野市環境基本計画

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
5 人々が環境を学び、考える社会（学習）	①市民の環境学習の普及	人材の育成と活用	ホテルの生息地づくりワークショップ事業の推進	×
			こどもエコクラブへの活動支援	◎
			谷津干潟自然観察センターボランティア事業の推進	◎
			谷津干潟自然観察センターにおける自然案内人入門講座の実施	○
			公民館等での講座の実施	○
			まちづくり出前講座の実施	◎
			市民カレッジにおける講座の活用	△
			6月の環境月間にちなんだ市内施設見学会の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
			人材育成カリキュラムの作成と推進	×
			人材バンクや千葉県環境学習アドバイザー制度などの活用	◎
		活動の場の形成	谷津干潟自然観察センターの活用	◎
			ホテルの生息地づくりワークショップ事業の推進	×
			環境保全活動団体への支援	◎
			自然環境調査の共同実施	×
		学習拠点の活用	芝園清掃工場・リサイクルプラザの活用	◎
			谷津干潟自然観察センターの活用	◎
			市内施設見学会における活用	●
			公民館等での講座の実施	○
		情報の提供・発信	環境白書の発行	◎
			環境月間行事の実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
			各種自然観察会の実施	○
			名木百選事業の推進	●
			リサイクルプラザにおけるリサイクル通信、体験教室等の情報提供	◎
			市民活動ハンドブックの発行（ボランティア団体の紹介）	◎
			市民活動インフォメーションルームの活用（ボランティア活動の紹介）	●

環境目標	施策の柱	施策の方針	施策の展開	評価
5 人々が環境を学び、考える社会（学習）	② 学校等における環境教育の支援	人材・プログラムの支援	体験学習プログラムの作成（年齢別等）	◎
			教員研修会（谷津干潟等）の実施	×
			ピオトープづくりプログラムの作成	×
			自然環境調査参加プログラムの作成	×
		教育活動の場の支援	市内全小学4年生を対象とした谷津干潟自然観察センター、芝園清掃工場、リサイクルプラザにおける環境教育の支援 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
			鹿野山少年自然の家、富士吉田青年の家での自然体験学習	△
			各学校での地域花壇づくり等の取組	△
		教材・情報の支援	貸し出しできる教材（ビデオ、図書等）のデータベースの整理	△
			教材・備品の貸出し	●
			総合学習や文化祭等の学習資料作りの情報提供	●
	③ 環境学習への計画的な対応	環境学習の計画的な推進	（仮）環境学習推進計画の策定と推進	×
		全国的・国際的な情報発信・交流	谷津干潟自然観察センターにおける環境学習プログラムの提供	◎
			ホームページ等の活用による積極的な情報発信	◎

将来を担う子どもたちから大人までの幅広い世代に対し、環境学習の普及を図り、時代に合った啓発、活動の場の提供など、環境学習を進めるための計画を推進していきます。

第3部 第1章 習志野市環境基本計画

環境 目標	施策 の柱	施策の方針	施策の展開	評価
6 市・市民・事業者が共に環境保全に取り組む社会（協働）	① 市民との協働の推進	ごみや生活排水に対する取組	習志野市をきれいにする会の活動への支援、ごみゼロ運動の実施	×
			有価物回収運動の推進	◎
			過剰包装抑制の連携取組	×
			グリーン購入 ^{※7} 促進の連携取組	○
			情報提供と啓発	◎
		まちの美観保全・緑化の取組	「まちをきれいにする行動計画」の実施と周知	◎
			習志野市をきれいにする会の活動への支援、ごみゼロ運動の実施	×
			環境美化推進員との連携	○
			マナーやモラル向上のための啓発の推進	◎
			ごみ集積所利用者による集積所の維持管理	○
			花いっぱい事業の推進	○
		地球温暖化防止の取組	地球温暖化防止に関する講演会の開催	×
			エコワット事業の推進	△
			環境保全活動団体への支援	◎
			情報提供と啓発	○
		自然環境の保全・活用の取組	谷津干潟市民クリーン作戦の実施	△
			谷津干潟の日の開催	◎
			谷津干潟自然観察センターボランティア事業の推進	◎
			自然環境調査の共同実施	×
			ホテルの生息地づくりワークショップ事業の推進	×
			生物の生息環境や自然とふれあう場合の約束ごとについての啓発の推進	×
			環境保全活動団体への支援	◎
		公園・緑地等の 整備・運営・活用の取組	町会や子ども会による公園管理の実施	○
			ハミングロード再生実施プランの推進	▲
			住民参加型の公園づくりの推進	▲
		農地の保全・活用の取組	市民農園整備事業の推進	◎
			都市農地環境保全事業（遊休農地での景観作物の植栽）の推進	△
			野菜直売所のPR	○
学校給食での地元農作物の利用促進	◎			

※7 グリーン購入 製品などを購入する際に、環境を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

環境 目標	施策 の柱	施策の方針	施策の展開	評価
6 市・市民・事業者が共に環境保全に取り組む社会（協働）	②事業者との協働の推進	事業活動における環境・地域への配慮	環境保全条例による監視と規制	◎
			ごみゼロ運動の実施要請	×
			過剰包装抑制への連携取組	×
			省エネルギーに配慮した事業活動へ向けた情報提供・啓発	◎
			都市農地環境保全事業（遊休農地の美観保全）	▲
			中小企業資金融資事業（融資対象は事業所緑化、ISO14001取得、アスベスト除去等の費用を含む）	◎
		人材・知識等に関する協力	●	
		場・資金等に関する協力	市民農園整備事業の推進	◎
	情報交換・交流		×	
	③大学との協働の推進	人材・知識等に関する協力	自然環境調査の共同実施	×
			学外フィールドの提供	×
			習志野市産学官連携プラットフォームの利用拡大	▲
			市内環境保全のための研究プログラム事業の推進	×
			生涯学習等の環境講座や環境イベントの協働実施	×
		場等に関する協力		△
		情報交換・交流	習志野市産学官連携プラットフォームの利用拡大	△
			学生に向けたインターンシップ制度の検討	◎

身近な課題に取り組むことをはじめとして、市と市民、事業者、教育現場が連携しながら、積極的に協働活動をする体制づくりに努めていきます。

3.2. 習志野市地球温暖化対策地域推進計画

日々深刻化する地球温暖化を防止するため、市民・事業者・市が一体となった地域レベルの行動をより一層強化することが不可欠であり、地域に根ざした取り組みを着実に実行していくことが重要です。本市では、地球温暖化対策の施策を総合的かつ計画的に進めていくことを目的として、平成 21 (2009) 年 6 月に「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。市民、事業者の二酸化炭素排出量を平成 17 (2005) 年度(以下、「基準年度」という。)と比べて、それぞれ、家庭 1 世帯あたり 10%削減、事業所などの床面積 1 m²あたり 10%削減することを目標としています。しかし、本計画の取り組みを実行していくにあたり、市域の温室効果ガス^{※8}の排出量が推計値であり、市民が努力した純粋な結果が得られないという問題がありました。そのため、掲載内容をより「取り組み」に特化した、市民や事業者の省エネルギー活動の手引きとなる「習志野市地球温暖化対策ガイドライン」(以下、「地球温暖化対策ガイドライン」という。)を新たに平成 31 (2019) 年 4 月に策定しました。

国では、平成 27 (2015) 年 12 月に行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)にて提出した「令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で温室効果ガスを 26%削減する」とした「日本の約束草案」を達成するため、平成 28 年 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が策定されました。

また、県では、平成 28 (2016) 年 9 月に「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO₂CO₂(コソコソ)スマートプラン～」が策定されました。

(1) 市民(家庭)における二酸化炭素排出量削減目標達成状況

平成 30 (2018) 年度の市民(家庭)における排出量は、35 万トンで、前年度より 4 万 3 千トン減少しました。基準年度比では、7.7% (2 万 5 千トン) 増加し、10%削減目標を達成しませんでした。家庭 1 世帯あたりの排出量では 11.1%減少となり、10%削減目標を達成しました。

前年度より減少した主な理由として、統計の変更により、千葉県全体で家庭の電力使用量が約 2 割減少したため、市の一人当たりの排出量に影響が出たと思われます。そのうえで目標未達成の要因については、電力の二酸化炭素排出係数が基準年度と比較して高いことや、市の人口、エネルギー消費は増加する傾向にある点が挙げられます。

※統計方法の変更内容…電力の自由化が行われた平成 28 (2016) 年以降、千葉県の電力使用量については東京電力が公表しなくなったため、資源エネルギー庁によって推計が行われています。その推計方法に、太陽光発電設備の自家消費分の考慮など、より精密化されました。

※8 温室効果ガス 二酸化炭素やメタン (CH₄) 等、地表から放射された赤外線の一部を吸収し、地球外へ熱の放出を抑制する気体の総称です。大気中の温室効果ガス濃度が急激に増加し、地表の熱の放出量が減ったことが地球温暖化の主な原因とされています。

表 3.2.1 市民(家庭)における二酸化炭素排出量削減目標達成状況

項目	1990年度	2005年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度達成状況	
	基準年度	現況年度	実数	実数	実数	実数	実数	実数	2005年度比	
									増減量	増減率(%)
排出量(千t-CO ₂)	246	325	373	347	335	392	393	350	25	7.7%
世帯数(世帯)	52,135	64,803	71,515	72,724	73,947	75,853	77,539	78,529	—	—
世帯あたりの排出量 (t-CO ₂ /世帯)	4.72	5.02	5.22	4.77	4.53	5.17	5.07	4.46	-0.56	-11.1%

(2)事業者における二酸化炭素排出量削減目標達成状況

平成 30(2018)年度の事業者における二酸化炭素排出量は、51万トンで、前年度より14万5千トン減少しました。基準年度比では、3.8%(2万トン)減少し、10%削減目標を達成しませんでした。床面積あたりの二酸化炭素排出量では、基準年度比で28.2%削減となり、10%削減目標を達成しました。

主な要因として、産業部門(製造業)、民生部門(業務系)からの排出量の減少が挙げられます。民生部門(業務系)では、統計の変更により千葉県の実排出量が大幅に減少したため、市の排出量の減少に影響したと考えられます。

表 3.2.2 事業者(産業+業務+運輸+廃棄物)区分における二酸化炭素排出量削減目標達成状況

項目	1990年度	2005年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018年度達成状況	
	基準年度	現況年度	実数	実数	実数	実数	実数	実数	2005年度比	
									増減量	増減率(%)
排出量(千t-CO ₂)	527	530	477	556	624	614	655	510	-20	-3.8%
床面積(千m ²)	1,036	1,867	2,312	2,480	2,438	2,454	2,548	2,501	—	—
床面積あたりの排出量 (t-CO ₂ /m ²)	0.51	0.28	0.21	0.22	0.26	0.25	0.26	0.20	-0.08	-28.2%

3.3. 習志野市地球温暖化対策実行計画

平成 10(1998)年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、平成 17(2005)年 4 月に「京都議定書^{※9}目標達成計画」が策定されました。本市でも、「習志野市エコオフィスプラン」、「習志野市地球温暖化防止率先行動計画」に基づき、温室効果ガスの削減に努めてきました。

平成 21(2009)年 10 月には、これまでの取り組みを踏まえ、市職員による第 3 次行動の「習志野市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市の行う事務・事業において排出される温室効果ガスを床面積 1 m²あたり 10%削減することを目標としていました。

平成 31(2019)年 4 月には、新たに令和 12(2030)年度までを計画期間とする第 4 次の「習志野市地球温暖化対策実行計画」(以下、「地球温暖化対策実行計画」という。)を策定し、温室効果ガス総排出量を平成 29(2017)年度に比べて 12%削減することを目標に、各部局及び施設で省エネルギー活動項目を作成し、実効性を確保する等継続的な取り組みを推進しています。

表 3.3.1 地球温暖化対策実行計画における目標及び結果

	基準年 平成 29(2017)年度	目標 令和 12(2030)年度	令和 2(2020)年度 結果
温室効果ガス総排出量(t-CO ₂)	58,119	51,145	57,788
温室効果ガス総削減量(t-CO ₂)	—	▲6,974	▲331

※9 京都議定書 大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを目的として、第 1 約束期間(平成 20(2008)年～平成 24(2012)年)の間に、先進国などに対して温室効果ガスを一定数値(日本は 6%)以上削減することを義務付けた議定書で、平成 17(2005)年 2 月に発効しました。

3.4. 習志野市新エネルギービジョン

私たちの社会は、産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求め、環境への負荷を増大させながら、経済活動や日常生活を営んできました。このことにより、化石燃料の大量消費を促し、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の進行など、様々な環境問題が顕在化・深刻化しています。

このような状況を踏まえ、太陽光などの自然エネルギーの導入、清掃工場の余熱・廃熱の利用、クリーンエネルギー^{※10}自動車の導入など、各分野における新エネルギー施策の総合的な拡大と充実を図るため、平成19(2007)年2月に「習志野市新エネルギービジョン」を策定しました。

この計画に掲げられた「新エネルギー」は、現在「再生可能エネルギー」と呼ばれ、すでに一般に認知されており、新エネルギーの利用は、地球温暖化対策の一つとして、普遍的な取り組みとなっています。本市は、この取り組みを継続することを前提に、地球温暖化対策ガイドラインと地球温暖化対策実行計画に統合し、引き続き、再生可能エネルギーの導入を推進していきます。

※10 クリーンエネルギー 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や窒素酸化物（NO_x）等の有害物質を排出しない又は排出量の少ないエネルギー源のことです。

3.5. 習志野市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)

(平成19(2007)年3月策定、平成24(2012)年5月改訂)

3.5.1. ごみ処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づき作成するもので、市域から発生する一般廃棄物^{※11}の処理・処分について、長期的・総合的視野に立った基本的事項について定めるものです。

国では、循環型社会^{※12}の形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法など、様々な法の整備が行われてきました。

本市においても、国によるこれら法制度の見直し、県における目標値の見直し、さらに社会経済情勢の変化などにより、清掃行政を取り巻く状況が大きく変化してきました。また、清掃工場の老朽化や長寿命化への対応など、様々な問題が生じてきました。

このようなことから、本市では、平成24(2012)年5月に改めて今後の清掃行政の方向性を示す「習志野市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」(以下、「一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」という。)を策定しました。

(1) 目標年度

平成24(2012)年度を初年度とし、平成28(2016)年度を中間目標年度、令和3(2021)年度を計画目標年度としています。

(2) 基本理念

本市では、循環型社会の実現を目指し、環境負荷の少ないごみ処理体系を市民・事業者・市が一体となって形成することを目指します。

市民・事業者・市が一体となった循環型社会の形成

※11 一般廃棄物 廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は、商店、オフィス等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類されます。

※12 循環型社会 廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正処分を図ることにより、環境への負荷を低減するシステムを持つ社会のことです。

(3) 基本方針

基本方針1 再生利用率の向上

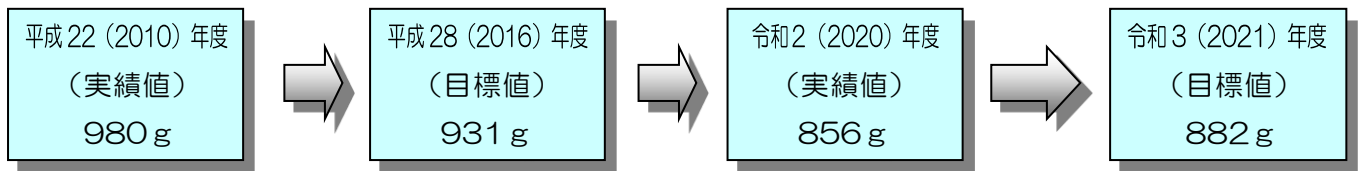
市民・事業者・市が一体となり、分別を徹底させることにより、再生利用率向上を目指します。

基本方針2 排出ルール徹底

啓発を積極的に行い、市民・事業者の意識の高揚を図り、排出ルールの徹底に向けた施策に取り組みます。

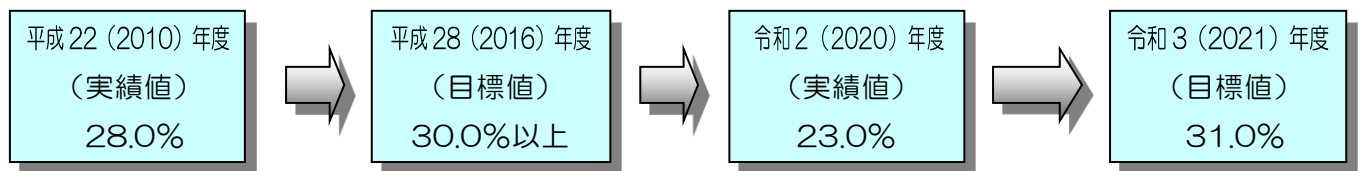
(4) 数値目標・実績

① 1人1日あたりのごみ総排出量



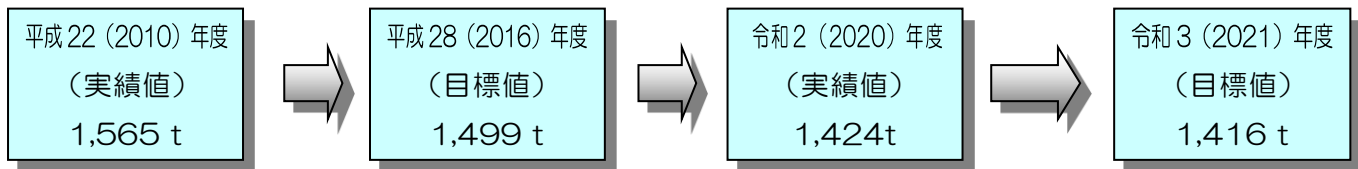
※1人1日あたりのごみ総排出量(g/人・日)
=年間総排出量(家庭系ごみ+事業系ごみ+有価物団体回収量)÷常住人口÷365日

② 再生利用率



※再生利用率 = (選別資源量+有価物団体回収量+スラグ・メタル)/年間総排出量 × 100

③ 最終処分量



(5) 施策の評価

令和2(2020)年度は、一般廃棄物処理基本計画(改訂版)に基づき、次の施策に取り組みました。

[評価判定]	
○	施策を実施したもの
△	施策を実施中のもの、検討中のもの、拡充が必要なもの
×	見直しが必要なもの、事業を実施しなかったもの

I. 効果的な施策

<1> 再生利用率の向上

施策	令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
① 家庭ごみ収集処理の有料化の検討	・家庭ごみ収集処理の有料化について、一般廃棄物処理基本計画の策定作業の中で検討	○
② ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討	使用済小型家電拠点回収を周知	○
③ 古紙の徹底分別	・広報紙やホームページ、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」による周知・啓発 ・雑がみ保管袋の配布、雑がみ50音分類表による周知・啓発	○

<2> 排出ルールの徹底

施策	令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
① 市指定ごみ袋の義務化	・家庭系一般廃棄物の処理に係る有料化の検討の中で、市指定ごみ袋の義務化についても、併せて検討	○
② ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発の推進	・広報紙やホームページによる情報発信 ・「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸配布	○

II. 継続して取り組む施策

<1> 減量化・資源化の推進

ア 発生抑制

施策	令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
① 過剰包装の抑制	・広報紙での啓発、3Rに関するポスターの掲出	○
② 大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
③ 事業系ごみの手数料の適正化	・令和2(2020)年4月1日の改正を周知	○

イ 再使用

施策	令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
① イベントの開催支援	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
② リサイクルプラザでの再生・販売の推進	・リサイクル可能な家具を再生加工し、販売 ※令和2(2020)年9月で終了	○

ウ 再生利用

施策	令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
① 体験教室を通じた再生利用の推進	・ビンの欠片からブローチを作る等、リサイクルの体験を開催	○
② グリーン購入の推進	・環境負荷ができるだけ少ないものの購入を推進	△
③ バイオマスエネルギーの検討	・バイオマスエネルギーについて調査・研究	△

<2> 市民・事業者・市の3者協働

ア 市民の役割

施策		令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
①	分別排出の徹底	・広報紙やホームページ、テレビ広報などで分別排出の啓発 ・適正な分別がされていない集積所の指導	○
②	リサイクル活動の促進	・有価物を分別回収した登録団体に対し、奨励金を交付	○

イ 事業者の役割

施策		令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
①	事業所における減量化対策	・事業系一般廃棄物の排出抑制、適正処理について周知・啓発	○
②	事業系ごみのリサイクル	・事業系一般廃棄物のリサイクルについて周知・啓発	△

ウ 市の役割

施策		令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
①	分別・ごみ減量・資源化にかかる啓発の推進	・「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸配布 ・ごみの出し方50音別分類表、地区別収集カレンダーをホームページに掲載	○
②	ごみ減量・資源化の啓発	・紙パックはがき作り等のリサイクル体験教室を開催	○
③	有価物回収運動奨励金、補助金の交付	・有価物を分別回収した登録団体に対し、奨励金を交付 ・回収事業者に対し補助金を交付	○
④	庁内リサイクル活動の推進	・コピー用紙・プリンター用紙は、裏紙や再生紙を使用	○
⑤	環境美化活動にかかる地域との連携・支援	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
⑥	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の見直し	・今後、必要に応じて見直し	○

<3> 適正な処理の実施

ア 収集・運搬

施策		令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
①	ごみ集積所の設置等に関する指導	・開発行為の事前協議などで集積所の設置者に指導 ・集積所の新設・変更・廃止を協議	○
②	集積所の適正な管理等に関する指導	・適正なごみの排出されていない集積所に対し、指導 ・不法投棄禁止看板を必要な集積所に配布	○
③	効率的な自己搬入ごみの搬入者住所確認と分別搬出指導	・受付にて、搬入者の住所を確認し、分別排出を指導	○
④	環境負荷の低減	・パッカー車などの車両の更新の際に、低公害車の導入を検討	○
⑤	運搬許可業者への適正指導	・搬入時にごみの内容を検査 ・文書などによる周知・指導	○

イ 中間処理

施策		令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
①	クリーンセンターの効率的運営と情報提供	・芝園清掃工場及びリサイクルプラザ(前処理施設・再生施設)の適正な維持管理 ・状況を習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)等で公表	○
②	スラグ・メタルのリサイクル	・溶融処理に伴い発生したスラグ・メタルを資源物として売却	○
③	サーマルリサイクルの推進	・ごみを焼却(溶融)する際に発生する熱エネルギーを利用し、発電 ・余剰電力の売却	○
④	リサイクルプラザの効率的な運営	・再生品の販売・提供 ※令和2(2020)年9月をもって終了 ・リサイクル体験教室の開催	○
⑤	不燃物再選別による資源回収	・リサイクルプラザにて、再選別を行い、燃えないごみに含まれている資源を回収	○
⑥	ストックヤードの整備	・「循環型社会形成推進地域計画」に位置付けているストックヤードの整備について検討	△
⑦	災害時の廃棄物対策	・「習志野市震災廃棄物処理マニュアル」の内容を検証し、適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示した「習志野市災害廃棄物処理計画」を令和2(2020)年1月に策定	○

ウ 最終処分

施策		令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
①	最終処分量の削減	・スラグ・メタルの資源化	○
②	最終処分用地の確保	・リスク分散のため、複数の最終処分場を確保	○

<4>その他

施策		令和2(2020)年度の取り組み	実施状況
①	芝園清掃工場の延命化対策	・「芝園清掃工場長寿命化計画」に基づき、設備の耐用年数を20年から30年に延伸するために、基幹的設備機器の更新	○

3.5.2. 生活排水処理基本計画

(1) 基本方針

基本方針1 公共下水道を中心とした生活排水処理の促進

公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の推進と未接続住宅に対する指導、啓発をより一層推進し、下水道への接続率の向上を図ります。

基本方針2 将来の処理量を見据えたし尿処理施設の整備

し尿・浄化槽汚泥の処理量は年々減少の傾向であるため、平成 19(2007)年度から平成 21(2009)年度にかけて、処理施設の縮小化整備を行いました。今後も将来の処理量を見据えて、し尿および浄化槽汚泥を適正に処理できるよう、し尿処理施設の整備の検討を行ってまいります。

※一般廃棄物処理基本計画(改訂版)より抜粋

(2) し尿処理施設の将来計画

本市では、公共下水道の普及により減少傾向にあるし尿及び浄化槽汚泥の処理について、いくつかのケースを検討し、今後の方向性や考え方をまとめた「習志野市し尿処理施設将来計画」を平成 25(2013)年 3 月に策定しました。本計画に基づき、し尿・浄化槽汚泥処理については、周辺自治体へ平成 27(2015)年 4 月 1 日から処理を委託しています。

3.5.3. 推進体制と進行管理

平成 30(2018)年 6 月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けて、国民、NGO/NPO、大学、事業者、地方公共団体のそれぞれに期待される役割を掲げており、互いに協働体制を築くことが望まれています。

また、本計画を効率的に運用し、実効性のあるものにするため、PDCA サイクルを導入し、1 年サイクルと 5 年サイクルによる進行管理を行っています。

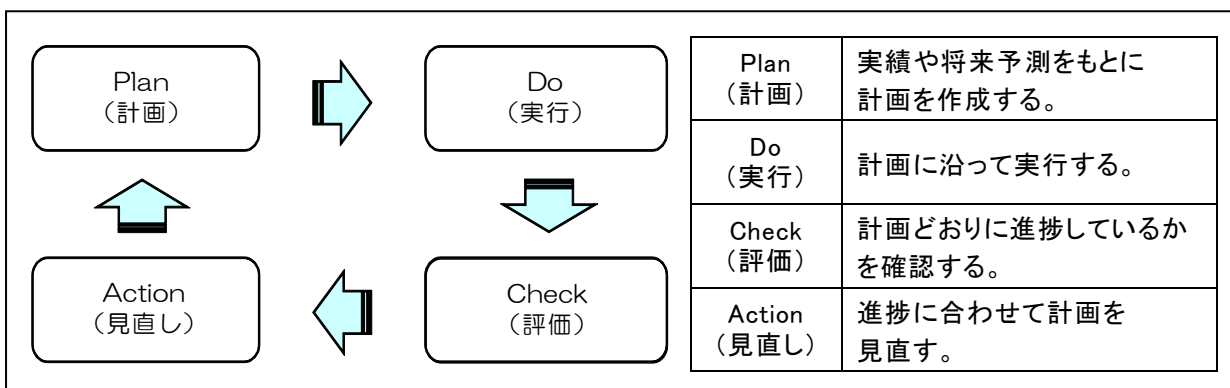


図 3.5.1 PDCA サイクルの概念

3.5.4. 災害廃棄物処理

(1) 基本方針

災害時の基本方針については、「災害対策基本法」第 42 条に基づき作成した「習志野市地域防災計画」(平成 25(2013)年度習志野市防災会議修正)において定めています。

また、上記計画を補完し、災害廃棄物の処理に係る対応について、令和 2(2020)年 1 月に策定した「習志野市災害廃棄物処理計画」に定め、その基本方針を示しています。

(2) 本市の取り組み

大規模地震などの災害時では、多量のがれきや被災した家具などの他、避難所などからのごみ・し尿が発生することに加えて、交通の途絶などに伴い通常のごみについても、平常時の収集・処理を行うことが困難であることから、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

そのため、「習志野市災害廃棄物処理計画」を策定し、平常時の災害予防対策と、発災時状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物などの適正かつ円滑な処理の実施を目指しています。

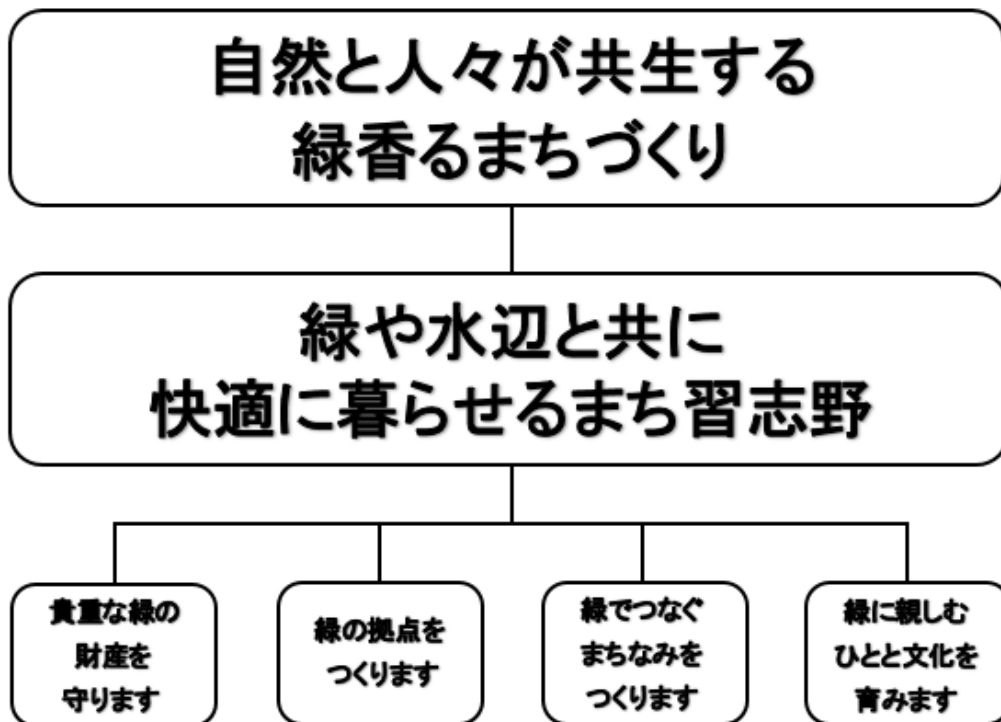
3.6. 習志野市緑の基本計画

「習志野市緑の基本計画」(以下、「緑の基本計画」という。)は、都市緑地法第4条「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に基づき、平成19(2007)年3月に策定しました。

近年、地球温暖化の顕在化などとともに、本市を取り巻く自然環境も変わりつつあることから、平成27(2015)年3月に改訂を行いました。

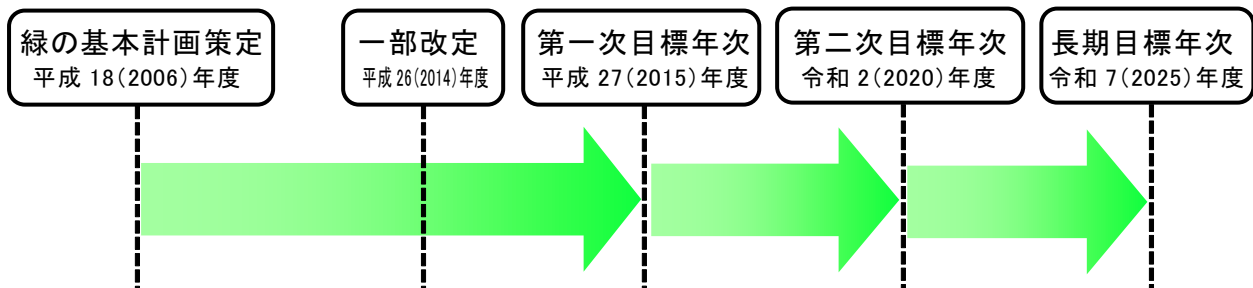
(1) テーマ～緑の将来像～基本方針

感じるものが少なくなりつつある木々の香り、草花の香り等、それぞれの香りを身近に感じる緑の創出に向けて、テーマと目指す将来像を定めています。また、テーマ及び将来像で示した緑のまちづくりを実現するため、4つの基本方針を定めています。



(2) 目標年次

平成18(2006)年度から令和7(2025)年度までを計画期間としています。長期的な計画であるため、期間の途中に目標を設定し、実施状況の確認や見直しを行います。



(3)進捗状況

令和2(2020)年度における進捗状況は、基本方針ごとに、次のとおりです。

<p>[評価判定] ◎:目標達成 ○:施策実施中 △:検討中 ×:未検討又は見直し必要</p>

表 3.6.1 令和2(2020)年度末における緑の基本計画の実施状況(その1)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	実施状況
(1) 貴重な緑の財産を守ります	干潟や海辺の保全と活用	干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	○
		干潟に親しむ機会の推進	○
		ウォーターフロントの創出	△
		湿地を有する国内外の自治体との交流	○
	優れた自然環境の保全と活用	特別緑地保全地区の指定検討	△
		自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大	○
		身近な水辺の保全	△
		里山の保全と里山に親しむ機会の推進	△
		樹木医による樹木診断事業	○
	習志野らしい歴史・文化的環境の保全	文化財の指定継続と活用	○
		社寺林の保全	○
		ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用	○
	農地の保全と活用	生産緑地地区の保全	○
		農用地区域の保全	○
		市民農園の拡充	○
		未利用農地の活用	△

表 3.6.2 令和2(2020)年度末における緑の基本計画の実施状況(その2)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	実施状況
(2) 緑の拠点をつくりまします	都市公園の整備	住区基幹公園の整備	○
		市民の様々な利用に向けた公園の整備	△
		借地公園の導入検討	△
		立体都市公園制度の活用	△
		総合公園の整備	△
		風致公園の整備	△
		都市緑地の整備	△
	緑のネットワークの構築	ハミングロードの再整備	△
		新市庁舎建設に伴う鷺沼遊歩道の整備	◎
		香りの道づくり	△
		緑道の整備	○
		街路樹再整備(道路緑化技術基準の改定に伴う見直し)	○
	公共施設緑地の整備	公共施設緑地の整備	○
	防災に役立つ緑の整備	防災公園の整備	△
		公園緑地・河川等の防災機能の向上	△
		幹線道路の緑化	○
	公園の運営・管理	既存の公園緑地の魅力アップと利用促進	○
		省エネルギー対策	○
		公園・緑地・緑道・街路樹等樹木管理指針の導入	○
		指定管理者制度の導入検討	○
		公園台帳等の整備	○
公園施設の保守プラン検討		○	

表 3.6.3 令和2(2020)年度末における緑の基本計画の実施状況(その3)

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	実施状況
(3) 緑でつながるまちなみをつくりまします	公共公益施設の緑化	公共公益施設の緑化	○
		道路の緑化	○
		鉄道施設の緑化	△
	住宅地の緑化	緑地協定制度の活用	△
		地区計画制度の活用	○
		緑化計画制度の検討	△
		花と緑のまちなみ登録制度の検討	△
		住宅開発時の緑化指導	○
		接道部の緑化や生垣化の推進	△
	工場・事業所等の緑化	工場・事業所の緑化推進	○
		緑化協定の締結推進と緑地の保全	△
		工場・事業所・大学の市民開放の促進	△
	商業地の緑化	花で彩られた魅力ある商店街づくり	△
		駐車場・駐輪場の緑化	△
		緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用	△

表 3.6.4 令和2(2020)年度末における緑の基本計画の実施状況(その4)

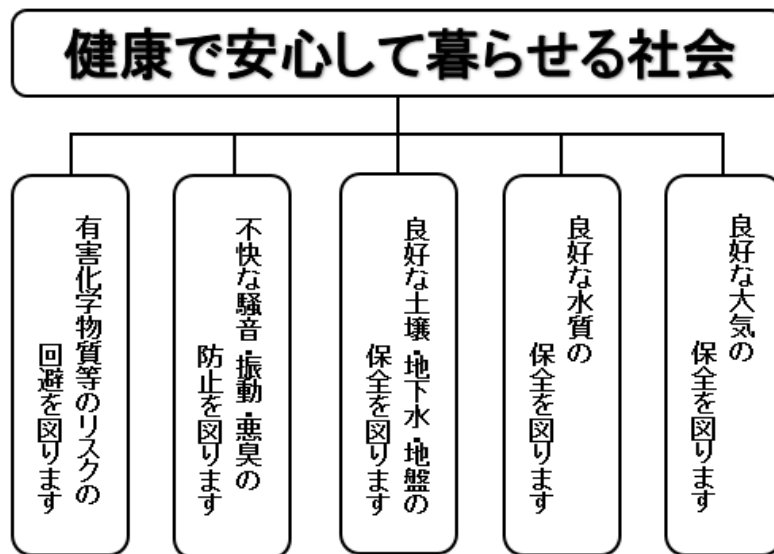
基本方針	施策の推進方向	施策の展開	実施状況
(4) 緑に親しむひとと文化を育みます	緑を支える市民活動の推進	緑の愛護会・自然保護団体の育成	△
		アダプト制度導入の検討	△
		「名木百選」の拡充と推進	△
		花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進	○
		オープン・ガーデンの普及	△
		習志野の緑を再発見する活動の展開	△
		「桜守」による品種桜日本一事業	△
	緑を支えるしくみづくり	緑の表彰制度の継続と活用	△
		緑のリサイクルシステムの構築検討	×
		緑と花の講習会の開催と相談員の育成	△
		プレイリーダーの育成	△
		緑のキャラクターづくり	△
		あじさい16万本計画	△
		「誕生の木」の配布	○
		アカシアの森計画	△
		植木まつり等イベントの開催	×
		シェードガーデン植物見本園	△
	緑の情報発信の充実	広報・パンフレット・映像等による情報発信	○
		緑と公園のホームページの充実	○
		緑のマップ・緑の副読本づくり	△
	緑と水の計画・調査・研究	緑の基本計画・実施計画の策定	△
		緑の現況調査の定期的実施	△
		美しい緑の景観づくりの検討	△
		公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	△
		緑と水のこども探検隊の設立検討	△
		教育機関との連携	△
		市民による緑と水の調査・研究	△

3.7. 習志野市生活環境保全計画

環境基本計画では、環境保全の各分野について、環境目標を定め、公害関連分野の環境目標として「健康で安心して暮らせる社会」を掲げ、併せて5つの基本方針を示しました。これらの実現に向けて、公害関連分野の分野別基本計画として、平成21(2009)年3月に「習志野市生活環境保全計画」(以下、「生活環境保全計画」という。)を策定しました。

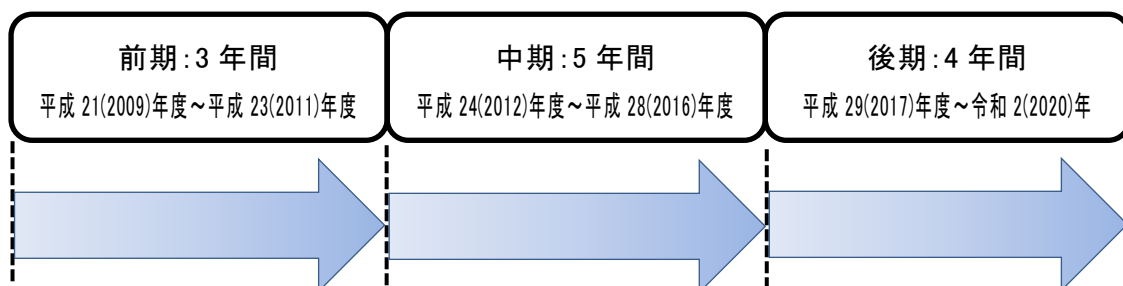
(1) 基本方針

典型7公害とされる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭の他、ダイオキシン類やアスベストといった有害化学物質などから、市民の良好な生活環境を守るための基本方針及び施策を定めました。



(2) 計画年次

計画の期間は、環境基本計画に合わせ、前期、中期、後期の3期間に区切り、期間ごとや公害関係法令の改正時など、必要に応じて計画の見直しを行います。



(3) 目標達成状況

令和2(2020)年度における目標の達成状況は、次のとおりです。詳細は、第4部各章に掲載しています。

表 3.7.1 令和2(2020)年度 生活環境保全計画の目標達成状況

監視項目		目標値	実施方法及び評価方法		目標の達成状況	達成率	参照			
大気	二酸化硫黄	環境基準	一般局(2)常時監視 1日平均値の2%除外値		2/2	100%	第4部 第6章			
	二酸化窒素	千葉県 環境目標	一般局(3)常時監視 1日平均値の98%値		3/3	100%				
			自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値		1/1	100%				
		環境基準	一般局(3)常時監視 1日平均値の98%値		3/3	100%				
			自排局(1)常時監視 1日平均値の98%値		1/1	100%				
	光化学オキシダント	環境基準	一般局(1)常時監視 1時間値		0/1	0%				
	浮遊粒子状物質	環境基準	一般局(3)常時監視 1日平均値の2%除外値		3/3	100%				
	微小粒子状物質	環境基準	自排局(1)常時監視 1日平均値の2%除外値		1/1	100%				
一般局(1)常時監視 1日平均値の98%値			1/1	100%						
非メタン炭化水素		中央公害 対策審議会答申	一般局(1) 常時監視	年平均 日別	1/1 339/362	100% 94%				
水質	河川	健康項目 重金属等27項目	環境基準 (河川)	27項目×3地点 年4回 年間平均値(シアンは最高値)		81/81	100%	第4部 第7章		
		生物化学的 酸素要求量 水素イオン 浮遊物質 溶存酸素量	環境基準 生活環境項目 河川E類型	・3地点 ・年4回	日間平均値の 年間75%値	3/3	100%			
					日間平均値	12/12	100%			
					日間平均値	12/12	100%			
	汽水域	健康項目 重金属等25項目	環境基準	25項目×2地点 年1回 年間平均値		50/50	100%			
	海域	化学的 酸素要求量 水素イオン 溶存酸素量	環境基準 生活環境項目 海域C類型	・1地点 ・年4回	日間平均値の 年間75%値	1/1	100%			
					日間平均値	3/4	75%			
					日間平均値	4/4	100%			
		全窒素 全リン 全亜鉛 ノニルフェノール LAS	同生活環境項目 海域IV類型	年間平均値	1/1	100%				
			同生活環境項目 生物A類型		1/1	100%				
			1/1		100%					
	地質	地下水	トリクロロ エチレン等 ほう素 ふっ素	環境基準	115本・年1回		92/115		80%	第4部 第8章
					15本・年1回		15/15		100%	
10本・年1回					10/10	100%				
地盤		年間沈下量 2cm以下	年間沈降量が 2cm以下	12地点・年1回 千葉県準点測量調査 R2年1月1日測定	12/12	100%				
騒音・ 振動	道路交通騒音	環境基準	昼間12地点・年1回 6時～22時の等価騒音レベル		10/12	83%	第4部 第9章			
			夜間12地点・年1回 22時～6時の等価騒音レベル		9/12	75%				
			面的評価(1路線1地点の住戸)		236/275	86%				
	一般環境騒音	環境基準	昼間10地点・年1回 6時～22時の等価騒音レベル		10/10	100%				
			夜間10地点・年1回 22時～6時の等価騒音レベル		9/10	90%				
			道路交通振動	55dB以下	昼間6地点・年1回 8時から19時の80%上端値			6/6	100%	
夜間6地点・年1回 19時から8時の80%上端値		6/6			100%					
物有 害な 化学 物質	ダイオキ シン類	大気	環境基準	4地点・年2回 年間平均値		4/4	100%	第4部 第10章		
		水質	環境基準	3地点・年2回 年間平均値		3/3	100%			
		水底の底質	環境基準	3地点・年1回		3/3	100%			
		土壌	環境基準	1地点・年1回		1/1	100%			

第4部

習志野市における環境施策 各論



花菖蒲園 ハナショウブ

4. 習志野市における環境施策 各論

4.1. 地球温暖化対策推進事業

4.1.1. 住宅用省エネルギー設備普及促進事業

本市では、家庭における地球温暖化の対策ならびにエネルギーの安定確保およびエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備などを設置した方に対し、設置費の一部を補助しています。

(1) 太陽光発電システム設置費補助金

平成 21 (2009) 年度より「太陽光発電システム」の補助金を交付しています。

表 4.1.1 太陽光発電システム設置費補助金交付実績

年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)
交付件数	83 件	79 件	16 件	18 件	10 件	9 件
平均出力	4.61kW	4.29kW	4.39kW	5.06kW	5.06kW	4.90kW
補助金額	平成 28 (2016) 年度までは、太陽電池の最大出力(単位は kW とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する)に 2.5 万円を乗じた額で、上限 10 万円。 平成 29 (2017) 年度からは、最大出力に 2 万円を乗じた額で、上限 9 万円。					

(2) 省エネルギー設備設置費補助金

平成 25 (2013) 年度 (平成 26 (2014) 年 1 月) より「定置用リチウムイオン蓄電システム」「エネルギー管理システム (HEMS)」「電気自動車充給電設備 (V2H)」の補助金交付を開始しました。その後、平成 27 (2015) 年度より「太陽熱利用システム」を、平成 28 (2016) 年度より「地中熱利用システム」を補助対象設備に追加しました。

なお、平成 28 (2016) 年度をもって「エネルギー管理システム (HEMS)」及び「電気自動車充給電設備 (V2H)」を、平成 29 (2017) 年度をもって「地中熱利用システム」の補助金交付を終了しました。

表 4.1.2 省エネルギー設備設置費補助金交付実績

設備の種類		定置用 リチウムイオン 蓄電システム	太陽熱 利用システム	地中熱 利用システム
交付 件数	平成 29 (2017) 年度	14 件	0 件	0 件
	平成 30 (2018) 年度	30 件	0 件	廃止
	令和元 (2019) 年度	36 件	1 件	
	令和 2 (2020) 年度	40 件	0 件	
補助金額		上限 10 万円	上限 5 万円	上限 10 万円

(3) 家庭用燃料電池(エネファーム)設置費補助金

平成 26(2014)年度より「家庭用燃料電池(エネファーム)」の補助金を交付しています。

表 4.1.3 家庭用燃料電池(エネファーム)設置費補助金交付実績

仕 様		習志野市営ガス	その他のガス	
補助金額		上限 30 万円	平成 29 年(2017)年度まで 平成 30(2018)年度 令和元年度(2019)年度から	上限 10 万円 上限 8 万円 上限 5 万円
交付 件 数	平成 29(2017)年度	0 件	1 件	
	平成 30(2018)年度	0 件	0 件	
	令和元(2019)年度	4 件	0 件	
	令和 2(2020)年度	2 件	0 件	

(4) 窓の断熱改修補助金

令和 2(2020)年度より「窓の断熱改修」の補助金を交付しています。補助金額は、補助対象経費の4分の1(上限8万円)で、令和2(2020)年度の交付件数は3件でした。

4.1.2. 習志野市・イオン環境フェア

例年、地球温暖化対策や節電などの環境問題について、多くの市民に考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業であるイオン津田沼店と協働で「習志野市・イオン環境フェア」を開催していますが、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。



表 4.1.4 習志野市・イオン環境フェア実施内容(参考)

開催日	令和元(2019)年 6 月 21 日(金)~24 日(月)
場所	イオンモール津田沼 1 階さくら公園入口特設会場
内容	<p>1. 展示</p> <p>(1) パネル展示など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題、地球温暖化対策などに関するパネルの展示 ・資源ごみ・雑紙のパネルと見本の展示、雑紙袋・生ごみ用紙袋の配布 ・谷津干潟に関するパネルの展示 <p>(2) 谷津バラ園の紹介を兼ねたバラの展示</p> <p>2. 体験イベント</p> <p>6 月 22 日(土)コマ・はし置き作り</p> <p>6 月 23 日(日)オリジナルエコバッグ作り 千葉県環境財団の診断員による家庭の省エネルギー診断</p> <p>3. 標語の募集</p> <p>令和 2(2020)年度環境月間の標語の募集受付 令和元(2019)年度は、「習志野市 ゴミをなくして ピカピカに」</p>

4.1.3. 習志野市地球温暖化防止月間パネル展

国では、平成10(1998)年度より、毎年12月を「地球温暖化防止月間」と定めていましたが、令和3(2021)年に各種月間などの集約が行われ、地球温暖化防止月間は期間を設けず、年間を通して取り組むものとされました。

本市では例年、環境問題や地球温暖化防止について多くの方々に考えていただくことを目的に、「習志野市地球温暖化防止月間パネル展」を開催していますが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。



表 4.1.5 習志野市地球温暖化防止月間パネル展実施内容(参考)

開催日	令和元(2019)年12月20日(金)～23日(月)
場所	イオンモール津田沼 1階東側エスカレーター前コート
内容	<p>1. 展示</p> <p>(1)パネル展示など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題、地球温暖化対策などに関するパネルの展示 ・地球温暖化対策ガイドラインや地球温暖化に関するパンフレットの配布 <p>2. 体験イベント</p> <p>12月21日(土)22日(日)オリジナルエコバッグ作り</p> <p>3. 標語の投票</p> <p>習志野市・イオン環境フェアにて募集をした令和2(2020)年度環境月間の標語は、アンケート及びパネル投票の結果、「わたしにも きょうからできる エコ生活」に決定</p>

4.1.4. エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に対する本市の取り組み

国では、より一層のエネルギー使用の合理化による燃料資源の有効な利用を確保するため「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が平成 20(2008)年に改正され、平成 22(2010)年からは、年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl 以上の特定事業者に対して、事業 1 単位当たりのエネルギー使用量(エネルギー原単位)の報告及び年平均 1%以上の改善が求められています。

本市は、市長部局、習志野市教育委員会(以下、「市教育委員会」という。)及び習志野市企業局(以下、「市企業局」という。)が、それぞれ特定事業者となり、平成 21(2009)年度実績分から国に対してエネルギー使用量の報告をしています。

表 4.1.6 エネルギー使用量の実績値

	平成30(2018)年度 エネルギー使用量	令和元(2019)年度 エネルギー使用量	令和2(2020)年度 エネルギー使用量	令和元(2019)年度と 令和2(2020)年度を 比較した増減率
市長部局	6,090 kl	4,144 kl	4,099 kl	1.1 %減
市教育委員会	2,561 kl	2,934 kl	2,937 kl	0.1 %増
市企業局	2,015 kl	3,896 kl	3,832 kl	1.6 %減

※平成 29(2017)年度から、市長部局及び市教育委員会が新庁舎に移転し、BEMS^{※13}・LED・太陽光発電システム等の運用を開始している。

市長部局は原油換算にして、エネルギー使用量が対前年度比で32.0%減少しました。

なお、令和元(2019)年度から、津田沼浄化センターが市長部局から市企業局に移管されたため、エネルギー使用量の大幅な増減が生じています。

表 4.1.7 省エネルギー対策の具体例

夏	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズの実施(令和 2(2020)年 5 月 1 日～10 月 31 日) 室内温度 26℃を目安に設定、ノーネクタイ ・スーパークールビズの実施(令和 2(2020)年 6 月 1 日～9 月 30 日) ポロシャツ、チノパン等、暑さをしのぎやすい服装を推奨 ・クールアースウィークの実施(令和 2(2020)年 8 月 7 日～13 日) 午後 5 時 15 分以降の速やかな退庁、全庁的な消灯、空調の停止による、より効果的な省エネルギーへの取り組みを実施
冬	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォームビズの実施(令和 2(2020)年 11 月 1 日～令和 3(2021)年 3 月 31 日) 室内温度 22℃を目安に設定、寒さをしのぎやすい服装を推奨 ・冬季省エネウィークの実施(令和 3(2021)年 2 月 5 日～11 日) 午後 5 時 15 分以降の速やかな退庁、全庁的な消灯、空調の停止による、より効果的な省エネルギーへの取り組みを実施

※13 BEMS(Building and Energy Management System:ビルエネルギー管理システム) 照明や空調などのオフィスビル等で用いられるエネルギー機器・設備の運転やエネルギーの使用状況を監視・管理して、ビル全体の省エネ制御を一元化するシステムのことで。

4.2. 自然環境

4.2.1. 自然環境の現況

本市南部は、昭和30年代後半(1960年代前半)からの二度にわたる東京湾の埋立てにより、自然海岸線は姿を消し、埋立地に囲まれた形で「谷津干潟」が存在しています。この谷津干潟は、シギ・チドリ類やカモ類といった渡り鳥の飛来地となっており、本市に残された貴重な自然の象徴となっています。

一方北部は、海拔20~30mほどの関東ローム台地が広がっており、かつて台地には枝状に谷が入り込み、そこに谷津田^{※14}が点在していました。しかし、谷津田も宅地などに変わり、数力所残るだけとなっています。実籾地区に残る谷津田は、市内でも、自然が豊かで、景観にもすぐれており、平成4(1992)年8月に「実籾自然保護地区」に指定し、将来にわたって良好な自然環境を保全していくこととしています。

航空写真



昭和46(1971)年



昭和49(1974)年



平成10(1998)年

※14 谷津田 谷地にある水気の多い湿田のことで、地名の由来となっています。

4.2.2. 谷津干潟の保全対策

(1) 環境省の取り組み

谷津干潟は、渡り鳥の飛来地であり、都市部に残された貴重な湿地として、昭和63(1988)年に国指定鳥獣保護区^{※15}・特別保護地区^{※16}に指定され、平成5(1993)年には、湿地としては日本で初めて、ラムサール条約^{※17}に登録されました。

近年の環境省による調査結果では、海水の滞留による干出面積の減少、アオサ^{※18}類の大量繁殖、枯死物の堆積や



ラムサール条約登録湿地 谷津干潟

腐敗による底生生物の減少など、水鳥類の採餌環境の悪化が懸念されています。また、増えすぎたアオサの腐敗による悪臭は、近隣住民の生活環境にも影響を与えます。

環境省では、平成22(2010)年度以降、鳥類の採餌環境の改善を図ることを目的に「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」(以下、「保全事業」という。)として、ゴカイ等の底質・底生生物のモニタリング、アオサの分布・腐敗状況のモニタリング、悪臭の原因となる硫化水素の観測調査などを行いながら、アオサの吹き寄せ対策(杭やオイルフェンスの設置、嵩上げ)、水路の堆積物除去、干潟の嵩上げ等の様々な方法で、干潟の保全や周辺環境改善に向けた取り組みを実施しました。

令和元(2019)年度は、水鳥の採餌環境の整備や地域住民の生活環境対策として、干潟内の堆積物除去の他、地盤の嵩上げ工事を試験的に実施しました。その結果、嵩上げ箇所では、鳥類が休憩する様子が認められる等の変化が確認されました。干潟の干出面積も増加したと推定されています。保全のための工事は、令和元(2019)年度で終了し、令和2(2020)年度以降は、底質や底生生物など、干潟内の環境変化のモニタリングを実施しながら、対策工事の効果を検証し、今後の干潟の環境保全につなげていきます。なお、令和2(2020)年度はアオサの腐敗による悪臭は報告されませんでした。

※15 国指定鳥獣保護区 鳥獣保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が指定します。鳥獣保護区には他に、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区があります。

※16 特別保護地区 鳥獣保護区内で、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、特に必要があると環境大臣又は都道府県知事が認める区域で、建築物その他の工作物の新築、増築、改築、水面の埋立て、干拓、木竹の伐採を行うには、あらかじめ許可を受けることが必要です。

※17 ラムサール条約 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称で、イランのラムサールにおいて、昭和46(1971)年に締結されました。この条約では、湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系としてとらえ、幅広く保全・再生を呼び掛けています。平成5(1993)年6月の釧路会議において、日本では本市の谷津干潟を含めた5カ所が登録されました。令和3(2021)年12月現在、国内の登録地は53カ所あります。

※18 アオサ 各地の海岸に生育する緑色をした大きさ10~30cmの膜状の海藻で、日本に広く分布します。生育条件がそろえば短期間のうちに大量繁殖して緑潮(グリーンタイド)となります。

令和2(2020)年度は、例年開催していた保全事業の取り組みを市民に周知するための「報告会」や、保全事業を効果的に推進するための専門家による「検討会」、住民参加イベント「やつひがたアオサクリーンアップ作戦」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。



干潟内堆積物除去箇所(赤丸内)※左:除去前、右:除去後



嵩上げ箇所では採餌する水鳥

(2)本市の取り組み

本市は、管理者である環境省が、主体的に保全事業を行うよう働きかけるとともに、近隣住民や保護団体との調整を図る等の支援を行っています。

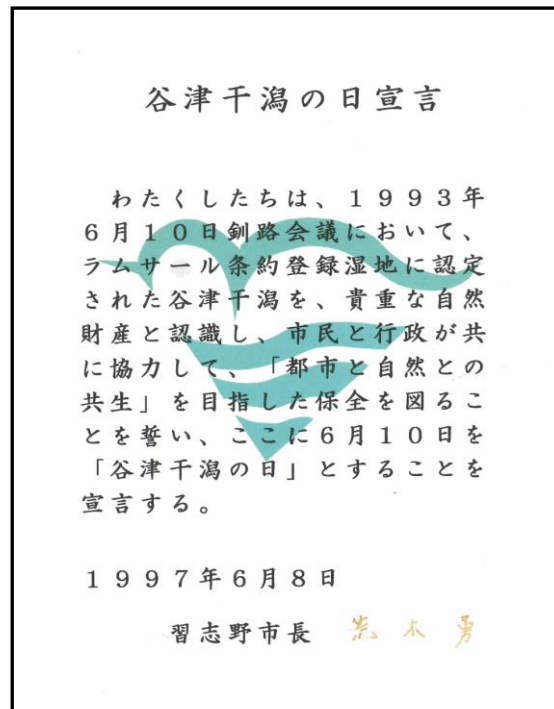
併せて、習志野市谷津干潟自然観察センター(以下、「谷津干潟自然観察センター」という。)を中心として、環境保全につながる取り組みを普及させるとともに、干潟や鳥類をはじめ、自然環境の重要性について、周知、啓発を続けています。

令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度まで環境省との共催で実施した清掃ボランティア活動「谷津干潟をキレイにしよう!」は中止しました。

4.2.3. 谷津干潟の日行事

本市では、谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を「谷津干潟の日」とすることを平成9(1997)年に宣言し、その後、平成11(1999)年に制定した環境基本条例第7条において「谷津干潟の日」を規定しました。

例年5月から6月には谷津干潟の日フェスタ期間を設け、干潟の生きものと触れ合えるイベントや環境ウォーク等、様々なイベントを開催していますが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。



谷津干潟の日宣言

4.2.4. ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

本会議は、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村で構成され、ラムサール条約に登録されている湿地とその他の湿地の市町村間の情報交換及び協力を推進することにより、地域レベルの湿地保全活動を促進し、湿地の適正な管理に資することを目的として設置された会議です。令和2(2020)年12月現在の会員数は70市区町村です。

平成元(1989)年6月に釧路市で開催されたことから始まり、主管者会議は毎年1回、市町村長会議は3年に1回開催されています。令和2(2020)年度の市町村会議(事務局:栃木県栃木市)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催となりました。

4.2.5. ブリスベン市との湿地交流

オーストラリア連邦クィーンズランド州ブリスベン市には、谷津干潟と同じくラムサール条約に登録されているブーンドル湿地※¹⁹があり、本市とブリスベン市は、両市を行き交うシギ・チドリ類の保護や湿地の保全を目的として、平成10(1998)年2月25日に「湿地提携協定」を締結しました。その後、協定を円滑に進めていくため、第1次から第3次までの「5カ年行動計画」に調印し、湿地交流を続けてきました。「第3次5カ年行動計画」が完了し、現在は「長期実施計画」に基づき、交流を図っています。

本市とブリスベン市は、湿地や渡り鳥の情報交換だけではなく、市民ボランティアを中心に互いの地域を訪問し、交流を深めています。令和2(2020)年度は習志野市からブリスベン市へ訪問予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため訪問は延期となり、オンライン交流を実施しました。



オンライン交流の様子



日本とオーストラリアの交流参加者たち



オンライン交流の背景

※¹⁹ **ブーンドル湿地** ブリスベン市の北約15kmの場所に位置し、ブリスベン市最大の湿地で、近くのチンチタンバ湿地やデーゴン湿地とともに、沿岸や低地に生息する動物の広大な生息地です。周囲には、モートン湾、ケドロン、キャベツトリー運河、ケドロン排水路及びゲートウェイ幹線道路があります。

4.2.6. 習志野市谷津干潟自然観察センター

谷津干潟自然観察センターは、野鳥の観察や環境学習を行うための施設として、平成6(1994)年7月に開設されました。

谷津干潟自然観察センターには、谷津干潟を一望できる観察フロアやビデオ上映などを行うレクチャールーム、野鳥の休息地となる淡水池などがあり、レンジャーによる観察案内も行われています。

なお、管理運営は、平成19(2007)年度より指定管理者が行っています。



習志野市谷津干潟自然観察センター

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月4日・5日を臨時休館とし、続いて緊急事態宣言の発出を受け、4月8日から6月1日まで臨時休館としました。

表 4.2.1 習志野市谷津干潟自然観察センター年間入館者数

単位：人

年度	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
入館者数	45,030	53,571	55,152	51,021	24,765

(1)実施した主な事業

①来館者対応(個別・団体)

谷津干潟自然観察センターや谷津干潟の魅力を知り、興味を深めるきっかけづくりのため、来館者とのコミュニケーションを積極的に図り、観察を通じて自然環境や鳥獣の保護・保全への理解を促す対応を心掛けました。

(ア)個別対応

レンジャーコーナーにレンジャーが常駐し、来館者に対して谷津干潟の自然や歴史、観察方法や館内施設の紹介などを行いました。

(イ)団体対応

事前に各団体の希望を聞き、ニーズに合わせたプログラムを企画・提供しました。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施している環境教育の実践による市内小学校(16校)4年生児童の受け入れは中止となりました。また、申し込みがあった70団体のうち32団体についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

表 4.2.2 令和2(2020)年度の団体対応(38団体 2,227名)

団体の種類	件数	人数	団体の種類	件数	人数
幼稚園・保育園	7園	324名	高校	2校	39名
小学校	19校	1,669名	大学	4校	35名
中学校	0校	0名	その他団体	6団体	160名

②展示会

谷津干潟及び野鳥をはじめとする生き物に興味を持ってもらうことを目的に、展示会を開催しました。

表 4.2.3 令和 2(2020)年度に実施した展示会

展示会	内容
三須広絵 鳥の暮らし展	ガラス絵作家の三須広絵氏による作品展 期間: 令和 2(2020)年 6 月 2 日～7 月 19 日
谷津干潟の生きもの ～30cmの世界展～	壁画展示や水槽展示、映像による谷津干潟の生きものやその生態の紹介 期間: 令和 2(2020)年 8 月 4 日～8 月 30 日
習志野市内の作家さん展 「木版画で綴る谷津干潟とその周辺」	版画家深田三郎氏が木版画で 40 年以上綴り続けた谷津干潟の海の展示 期間: 令和 2(2020)年 9 月 5 日～10 月 25 日
菅原貴徳 「旅に出たくなる野鳥写真展」	写真家菅原貴徳氏が世界各地を旅して撮影した野鳥写真の展示 期間: 令和 2(2020)年 10 月 30 日～12 月 9 日
Let's go YNOC volunteer 谷津干潟 自然観察センターボランティア展	谷津干潟自然観察センターを支えるボランティア活動展示 期間: 令和 3(2021)年 1 月 16 日～2 月 28 日
みんなの谷津干潟展 2021	谷津干潟の生きものや風景をテーマにした市民作品展 期間: 令和 3(2021)年 3 月 6 日～4 月 11 日

③館内プログラム

来館者が気軽に参加できる、当日申込制・無料のプログラムを実施しました。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、「ミニ観察会」は 4～10 月までの間、「季節のあ～と」は 4～6 月までの間、中止となりました。実施の際はいずれのプログラムも定員や所要時間を縮小したほか、道具の共有の防止や消毒を徹底しました。

表 4.2.4 令和 2(2020)年度に実施した館内プログラム

館内プログラム	内容	参加者
館内ガイドウォーク	館内で谷津干潟の歴史や概要についての説明を平日の午前と午後に実施（所要時間 30 分程度）	148 名
ミニ観察会	双眼鏡を持って、淡水池や干潟の周りで野鳥や生きものの観察会を土日・祝日に実施（所要時間 1 時間程度）	412 名
季節のあ～と	スタッフのレクチャーを受けて、ころころダンゴムシ、アカエイだこ、ぶっとびバッタ等の工作を土日・祝日に実施（所要時間 1 時間程度）	471 名

④広報・PR

谷津干潟及び谷津干潟自然観察センターの認知度を高め、来館促進を図るため、以下のとおり、広報活動を行いました。また、近隣の公民館、小中学校、駅に利用促進用ポスターの掲出、定期刊行物やチラシを配布し、積極的な広報を展開しました。

(ア) ホームページ、ブログ、Facebook(随時更新)の運用

(イ) 定期刊行物の発行…干潟だより(年6回)、イベントプログラム(年3回)

(ウ) マスメディアへの資料提供、取材協力など

⑤ボランティア活動

平成7(1995)年から、ボランティア活動事業を実施しています。活動内容は、来館者への観察案内を中心に、谷津干潟自然観察センターの施設管理などの活動を行っています。なお、令和2(2020)年度末のボランティア登録者数は117名で、年間の延べ活動人数は718名でした。

4.2.7. 自然とのふれあいの推進

(1) 習志野市名木百選事業

市民の樹木への関心を高め、身近な自然とのふれあいの場を提供するため、平成14(2002)年11月15日に「習志野市名木百選」として75本を指定しました。令和3(2021)年3月末現在は、倒木や枯れ木により67本となっています。

表 4.2.5 名木百選所在地一覧(その1)

令和3(2021)年3月31日現在

指定番号	樹種名	名木の分類	所在地	めやす
1	アメリカスズカケノキ(ブラタナス)	②大きな木	谷津3丁目	谷津公園
2	モクゲンジ、オオモクゲンジ	④めずらしい木	谷津3丁目	谷津公園
3	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	谷津3丁目	谷津公園
5	スモークツリー	④めずらしい木	谷津3丁目	谷津公園
6	タブノキ	②大きな木	谷津1丁目	西光寺山門脇
7	スダジイ	①古くからある木	谷津1丁目	西光寺境内
9	ウメ	④めずらしい木	秋津4丁目	秋津公園やすらぎ広場
10	ハナミズキ	⑥姿や形がきれいな木	秋津3丁目	秋津公園平和の広場
11	ソテツ	⑥姿や形がきれいな木	秋津3丁目	秋津総合福祉センター内
12	ユリノキ	④めずらしい木	香澄5丁目	香澄公園
13	エノキ	⑥姿や形がきれいな木	香澄5丁目	香澄公園
14	ラクウショウ	④めずらしい木	香澄5丁目	香澄公園
15	シナサワグルミ	⑥姿や形がきれいな木	香澄3丁目	香澄公園
17	イチョウ	①古くからある木	津田沼4丁目	東漸寺境内
18	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	津田沼4丁目	東漸寺境内
19	イチョウ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼7丁目	菊田公園
21	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼3丁目	菊田水鳥公園
22	クスノキ	②大きな木	鷺沼2丁目	市庁舎
24	スダジイ	⑤地域のシンボルとなっている木	鷺沼1丁目	旧庁舎
25	タブノキ	①古くからある木	津田沼6丁目	スーパー駐車場
26	ソメイヨシノ	⑥姿や形がきれいな木	鷺沼3丁目	白鷺園内
27	スダジイ	①古くからある木	鷺沼3丁目	八剣神社境内
28	ソメイヨシノ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼1丁目	さくら公園
29	クロマツ	⑤地域のシンボルとなっている木	津田沼1丁目	さくら公園
30	イチョウ	①古くからある木	藤崎1丁目	子安観音堂脇
31	イチョウ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
32	タブノキ	①古くからある木	藤崎1丁目	子安神社境内
33	スダジイ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
34	スダジイ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
35	タブノキ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内

<名木の分類>

- ①古くからある木(明治時代からある木)
- ②大きな木(胸の高さで幹の周囲が3m以上の木)
- ③いわれのある木(文献や言い伝えがある木)
- ④めずらしい木(市内では稀少な木、独特の形をしている木)
- ⑤地域のシンボルとなっている木(学校や公園、街の中にあつて目印となる木)
- ⑥姿や形がきれいな木(きれいな花や見事な実をつける木、新緑や紅葉がすばらしい木、香りがよい木)

表 4.2.6 名木百選所在地一覧(その2)

令和3(2021)年3月31日現在

指定番号	樹種名	名木の分類	所在地	めやす
36	ムクノキ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
37	タブノキ	②大きな木	藤崎1丁目	子安神社境内
38	ヤブツバキ	⑥姿や形がきれいな木	藤崎1丁目	子安神社境内
39	タブノキ	①古くからある木	藤崎3丁目	愛宕様境内
40	タブノキ	①古くからある木	藤崎3丁目	愛宕様境内
41	タブノキ	①古くからある木	藤崎3丁目	愛宕様境内
43	アメリカスズカケノキ(プラタナス)	⑤地域のシンボルとなっている木	藤崎6丁目	大久保小学校校庭
44	セイヨウハコヤナギ(ポプラ)	⑥姿や形がきれいな木	本大久保3丁目	中央公園グラウンド脇
45	アカガシ	①古くからある木	屋敷3丁目	天津神社境内
46	クスノキ	②大きな木	屋敷5丁目	花の実園分場内
48	トウカイザクラ	④めずらしい木	実籾2丁目	実籾本郷公園内
49	タギョウショウ	⑥姿や形がきれいな木	実籾2丁目	旧鶴田家住宅内
50	スダジイ	③いわれのある木	実籾1丁目	第二中学校正門脇
51	スダジイ	③いわれのある木	実籾1丁目	第二中学校正門脇
52	アカガシ	①古くからある木	大久保4丁目	誉田八幡神社境内
53	アカガシ	①古くからある木	大久保4丁目	誉田八幡神社境内
54	アカガシ	①古くからある木	大久保4丁目	誉田八幡神社境内
55	カヤ	①古くからある木	大久保4丁目	アパート敷地内
56	ユリノキ	②大きな木	泉町3丁目	街路
57	ソメイヨシノ	⑥姿や形がきれいな木	新栄1丁目	新栄1丁目児童遊園
58	アケボノスギ(メタセコイア)	⑤地域のシンボルとなっている木	新栄1丁目	習志野借生園正門脇
59	センダン	④めずらしい木	実籾1丁目	実籾小学校校庭
60	ハリギリ	④めずらしい木	実籾1丁目	実籾小学校斜面地
61	タブノキ	①古くからある木	実籾1丁目	大原神社境内
62	アカガシ・クロマツ	④めずらしい木	実籾1丁目	大原神社境内
63	ケヤキ	⑤地域のシンボルとなっている	実籾4丁目	実籾3号公園
64	ソメイヨシノ	②大きな木	実籾4丁目	実籾3号公園
65	ダイオウマツ	④めずらしい木	東習志野1丁目	習志野高校正門脇
66	タイサンボク	⑤地域のシンボルとなっている木	東習志野2丁目	プレーメン習志野敷地内
67	ヤマザクラ	⑥姿や形がきれいな木	東習志野3丁目	東習志野こども園内
68	アケボノスギ(メタセコイア)	②大きな木	東習志野3丁目	東習志野小学校内
69	アケボノスギ(メタセコイア)	⑥姿や形がきれいな木	東習志野3丁目	総合教育センター前
70	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	東習志野3丁目	街路
71	クロマツ	⑥姿や形がきれいな木	東習志野3丁目	第四中学校校庭脇
72	クスノキ	②大きな木	東習志野6丁目	実花小学校正門脇
73	クロマツ	⑤地域のシンボルとなっている木	東習志野7丁目	実花緑地(クロマツ林)
75	ヒマラヤスギ	②大きな木	東習志野8丁目	東習志野ふれあい広場

<名木の分類>

- ①古くからある木(明治時代からある木)
- ②大きな木(胸の高さで幹の周囲が3m以上の木)
- ③いわれのある木(文献や言い伝えがある木)
- ④めずらしい木(市内では稀少な木、独特の形をしている木)
- ⑤地域のシンボルとなっている木(学校や公園、街の中にあって目印となる木)
- ⑥姿や形がきれいな木(きれいな花や見事な実をつける木、新緑や紅葉がすばらしい木、香りがよい木)

4.2.8. 自然保護地区などの保全

都市化が進む本市では、宅地開発などにより既存の緑が減少していることから、自然保護及び緑化の推進を図るための事業を行っています。自然景観に優れた地区の保全、市内に点在する斜面地の樹林や社寺林の保全、美観風致を維持するための樹木の保護を推進していくため、昭和47(1972)年7月に制定した「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」(以下、「自然保護及び緑化の推進に関する条例」という。)に基づき、自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木を指定し、本市に残された貴重な自然の保全に努めています。

(1) 自然保護地区

本市北東部の実籾地区に位置する実籾自然保護地区は、谷津田と呼ばれる自然景観にすぐれた原風景が広がっています。平成4(1992)年8月に農家の協力を得て、自然保護地区として指定しました。

この地区では、保護団体による休耕田の復元、田植えや稲刈りが行われています。

表 4.2.7 自然保護地区

令和3(2021)年3月31日現在

地区名	名称	所在地	指定面積(m ²)	指定年月日
実籾	実籾自然保護地区	実籾2丁目	10,283	平成4(1992)年8月1日

(2) 都市環境保全地区

市内に点在する斜面林や社寺林は、数少ない自然の一つで、身近な緑になっています。令和3(2021)年3月末現在、22カ所 54,047 m²を都市環境保全地区として指定し、保全に努めています。

表 4.2.8 都市環境保全地区(その1)

令和3(2021)年3月31日現在

地区名	名称		所在地	指定面積(m ²)	指定年月日
向山	1	東福寺都市環境保全地区	谷津2丁目	1,553	昭和52(1977)年4月1日
	小計	1カ所		1,553	
谷津	1	丹生神社都市環境保全地区	谷津1丁目	2,324	昭和52(1977)年4月1日
	2	西光寺都市環境保全地区	谷津1丁目	1,874	昭和52(1977)年4月1日
	小計	2カ所		4,198	
津田沼	1	菊田神社都市環境保全地区	津田沼3丁目	3,756	昭和52(1977)年4月1日
	2	津田沼3丁目都市環境保全地区	津田沼3丁目	338	昭和52(1977)年4月1日
	3	東漸寺都市環境保全地区	津田沼4丁目	3,034	昭和52(1977)年4月1日
	4	大六天都市環境保全地区	津田沼4丁目	308	昭和52(1977)年4月1日
	小計	4カ所		7,436	

表 4.2.9 都市環境保全地区(その2)

令和3(2021)年3月31日現在

地区名	名称		所在地	指定面積(m ²)	指定年月日
鷺沼 鷺沼台	1	根神社都市環境保全地区	鷺沼1丁目	3,242	昭和52(1977)年4月1日
	2	八坂神社都市環境保全地区	鷺沼3丁目	180	昭和52(1977)年4月1日
	3	八剣神社都市環境保全地区	鷺沼3丁目	3,922	昭和52(1977)年4月1日
	4	慈眼寺都市環境保全地区	鷺沼3丁目	5,613	昭和52(1977)年4月1日
	5	源太塚都市環境保全地区	鷺沼1丁目	796	昭和52(1977)年4月1日
	小計	5力所			13,753
藤崎	1	子安神社都市環境保全地区	藤崎1丁目	3,239	昭和52(1977)年4月1日
	2	藤崎都市環境保全地区	藤崎4丁目	3,483	昭和53(1978)年3月17日
	3	藤崎3丁目都市環境保全地区	藤崎3丁目	1,231	平成2(1990)年8月27日
	小計	3力所			7,953
大久保 泉町	1	菅田八幡神社都市環境保全地区	大久保4丁目	2,596	昭和52(1977)年4月1日
	小計	1力所			2,596
花咲 屋敷	1	天津神社都市環境保全地区	屋敷3丁目	672	昭和52(1977)年4月1日
	小計	1力所			672
実籾 新栄 実籾本郷	1	大原神社都市環境保全地区	実籾1丁目	9,733	昭和52(1977)年4月1日
	2	大宮神社都市環境保全地区	実籾本郷	100	昭和52(1977)年4月1日
	3	実籾都市環境保全地区	実籾2丁目	4,676	平成2(1990)年8月27日
	4	実籾本郷都市環境保全地区	実籾本郷	981	平成2(1990)年8月27日
	小計	4力所			15,490
東習志野	1	八幡稻荷神社都市環境保全地区	東習志野2丁	396	昭和52(1977)年4月1日
	小計	1力所			396
合計	22力所			54,047	

(3)保存樹木

点在する個々の樹木も貴重な緑であり、本市の歴史を伝える、重要な役割も担っています。保存樹木として、12本(5種類)を指定しています。

表 4.2.10 保存樹木

令和3(2021)年3月31日現在

指定 番号	樹種名	形状		指定年月日	所在地
		樹高(m)	幹周り(m)		
2	イチヨウ	15.5	1.27	昭和52(1977)年12月28日	津田沼5-1397-1
3	ケヤキ	11.5	3.15	昭和52(1977)年12月28日	津田沼4-1197
4	タブノキ	14.0	2.60	昭和52(1977)年12月28日	藤崎1-188
5	タブノキ	14.0	3.20	昭和52(1977)年12月28日	藤崎1-188
6	タブノキ	13.5	3.70	昭和52(1977)年12月28日	藤崎1-190
7	エノキ	15.0	1.96	昭和52(1977)年12月28日	大久保1-392-1
9	クロマツ	6.5	0.50	昭和53(1978)年3月17日	東習志野3-340-4
10	クロマツ	15.5	1.03	昭和53(1978)年3月17日	東習志野3-340-4
12	クロマツ	10.5	0.70	昭和53(1978)年3月17日	東習志野3-340-4
38	クロマツ	16.5	1.00	昭和53(1978)年3月17日	市道11-041号線脇
59	クロマツ	9.5	0.83	昭和53(1978)年3月17日	東習志野3-310
66	ケヤキ	14.5	1.84	昭和57(1982)年4月1日	藤崎1-66-1

4.3. 公園・緑地

4.3.1. 緑の現況

(1) 都市公園の現況

都市公園とは、都市計画区域において、都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体又は国が設置する公園及び緑地のことです。これらの都市公園は、良好な都市環境を形成し、大気汚染などの都市公害を緩和し、また、災害時の避難場所や延焼の防止として機能するとともに、レクリエーション空間として、スポーツ・文化などの多様な需要に応えるために不可欠なオープンスペースであり、都市における基幹的な公共施設です。

本市では、市内全域の街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地及び緩衝緑地などの都市公園を、令和2(2020)年度末現在 226カ所、1,176,284.73㎡整備しています。

(2) 地域花壇、道路緑化及び事業所緑化

①地域花壇

街角を緑化し、生活に潤いと豊かさを与えるために、花壇を設置しています。市内全域の地域花壇を、令和2(2020)年度末現在 47カ所、4,098.20㎡整備しています。

②道路緑化

道路の緑化は、道路の緑陰が歩行者に清涼感を与え、都市景観の向上を図り、快適な環境を確保するものです。

③事業所緑化

事業所、特に工場は自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、敷地面積の20%以上の緑地の確保が必要であり、事業者に対し、緑化協定の締結を指導するとともに、敷地内の緑化を推進するよう協力を求めています。

令和2(2020)年度末現在の緑化協定締結は108件で、敷地面積2,382,929.17㎡、緑化面積477,774.80㎡、緑化率20.05%となっています。

表 4.3.1 緑化協定締結状況

年度	件数	敷地面積(㎡)	緑地面積(㎡)	緑化率(%)
平成 28(2016)	6	97,093	23,707	24.4
平成 29(2017)	2	57,547	11,592	20.1
平成 30(2018)	1	65,784	13,843	21.0
令和元(2019)	0	0	0	0
令和 2(2020)	0	0	0	0

※件数、面積は、年度ごとの新規・変更受付件数とその面積

表 4.3.2 公園・緑地など整備状況一覧表(その1)

令和3(2021)年3月31日現在 単位:m²

種別 地区別	都市公園						
	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑道	都市緑地	緩衝緑地	都市公園 小計
谷津・奏の杜	14カ所 11,943.68	1カ所 22,000.00	1カ所 38,354.28		2カ所 9,142.40		17カ所 43,086.08
向山	11カ所 11,787.70				4カ所 2,703.56	176,181.43	16カ所 229,026.97
津田沼	15カ所 17,822.93	1カ所 6,089.60	1カ所 45,459.79		2カ所 607.01		18カ所 24,519.54
藤崎	17カ所 10,949.17	1カ所 14,406.17					18カ所 25,355.34
鷺沼・鷺沼台	17カ所 9,239.74	1カ所 14,484.33					18カ所 23,724.07
大久保・泉町・ 本大久保 1～2丁目	19カ所 16,290.77		1カ所 41,328.74				19カ所 16,290.77
花咲・屋敷・ 本大久保 3～5丁目	19カ所 18,438.50	1カ所 20,444.49			4カ所 7,422.11		25カ所 91,764.89
実籾・新栄 実籾本郷	20カ所 19,696.41	1カ所 15,398.41	1カ所 32,946.73		2カ所 2,686.88		24カ所 79,110.44
東習志野	17カ所 15,846.05				1カ所 235.64		18カ所 16,081.69
実花	7カ所 12,656.93				1カ所 10,712.35		8カ所 23,369.28
袖ヶ浦西	4カ所 9,421.05	1カ所 22,225.00	1カ所 20,846.67		2カ所 16,430.94		7カ所 48,076.99
袖ヶ浦東	4カ所 8,647.58	1カ所 23,073.27			4カ所 712.12	6カ所 18,357.37	16カ所 83,737.07
秋津・茜浜	6カ所 14,907.26		1カ所 20,622.28	4カ所 20,846.67	1カ所 108,446.18	162,909.40	12カ所 307,109.51
香澄・芝園	4カ所 9,987.88	2カ所 34,945.57			3カ所 20,622.28	1カ所 4,682.00	94,794.36
計	174カ所 187,635.65	10カ所 173,066.84	4カ所 158,089.54	11カ所 42,181.07	26カ所 181,426.44	全体 1カ所 433,885.19	226カ所 1,176,284.73

令和3年3月31日現在 人口 175,301人(住民基本台帳より)

	面積(m ²)	人口(人)
1 市民1人当たり面積 (都市公園)	m ² /人口 = 6.71 m ²	1,176,284.73 / 175,301
2 市民1人当たり面積 (都公・児遊・緑地)	m ² /人口 = 6.95 m ²	1,219,181.73 / 175,301

表 4.3.3 公園・緑地など整備状況一覧表(その2)

令和3(2021)年3月31日現在 単位:m²

種別 地区別	広場	都市緑地 以外の緑地	緑道 (km)	地域花壇
谷津・奏の杜				3カ所 441.57
向山			0.23	4カ所 439.85
津田沼			0.60	9カ所 947.76
藤崎	2カ所 1,237.00	1カ所 13,612.57		2カ所 40.54
鷺沼・鷺沼台	1カ所 675.00		0.83	3カ所 166.50
大久保・泉町・ 本大久保 1～2丁目			1.88	6カ所 742.87
花咲・屋敷・ 本大久保 3～5丁目				4カ所 652.55
実籾・新栄 実籾本郷		1カ所 3,770.91	0.43	0カ所 0
東習志野			0.63	1カ所 68.31
実花			1.19	3カ所 238.60
袖ヶ浦西			1.00	
袖ヶ浦東			0.18	
秋津・茜浜			3.89	
香澄・芝園		1カ所 23,601.52	3.09	
計	3カ所 1,912.00	3カ所 40,985.00	13.95	34カ所 3,738.55

4.3.2. 都市公園などの整備

(1) 都市公園の整備

市域の大部分が市街化され、都市公園用地を確保することが難しくなる等の課題を抱えていますが、緑の基本計画や「習志野市長期計画」等により、都市公園の立地性を踏まえ、地域の特性を活かした都市公園の整備を積極的に推進していきます。

(2) 緑化の推進

都市の緑化を継続し、かつ現存する自然の保護を円滑に推進していくためには、市民の深い理解と強い協力が必要であり、本市では、市民の良好な生活環境の保全に努めると同時に、緑化に対する啓発運動の展開や居住地の緑化の推進を図っていきます。

(3) 習志野市谷津バラ園（第1部特集を参照）

谷津公園内にある、習志野市谷津バラ園には、約800種類、7,500株のバラが栽培されており、主に春と秋に美しい花を咲かせます。

特色はオールドローズを主体に、香りの庭コーナーや日本の皇室・世界の王室コーナー等があり、静的なバラに動的な水の流れを配し、花のない時期においても庭園の美しさを楽しめるよう塑像を配置する等、一年を通して親しんでいただけるようにしております。

平成16(2004)年度は、市制50周年を記念した品種「ローズ50・ならしの」が誕生しました。

管理運営は、平成25(2013)年度より指定管理者が行っています。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月第1週の週末である4日・5日を臨時休園とし、続いて緊急事態宣言の発出を受け、4月8日から6月14日まで臨時休園といたしました。



習志野市谷津バラ園



ローズ50・ならしの

表 4.3.4 習志野市谷津バラ園年間入園者数

単位：人

年度	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
入園者数(人)	67,373	65,690	53,386	48,365	28,408

4.3.3. 緑化推進の啓発運動の展開

(1) 緑の啓発

家庭緑化の一環として、子どもの誕生を記念し、市の花「アジサイ」の苗木を配布しています。

(2) 習志野市緑のふるさと基金

「習志野市緑のふるさと基金」(「習志野市緑のふるさと基金条例」(平成5(1993)年3月制定))は、本市の市街化が進む中、本市の街づくりの基本理念である、文教住宅都市憲章に定める、つややかな緑を守るため、民有地緑化の推進と合わせ、暮らしの中で緑を育て、緑への愛着を持つ心を養い、次世代に伝えていくため、市民と行政が協力して、緑豊かなまちをつくることを目的としています。

令和2(2020)年度は、次の施策を実施しました。

- ・緑化普及啓発(花の種子配布)
- ・市庁舎、各公民館への募金箱設置
- ・その他、緑のふるさと基金の活動

4.4. 廃棄物対策

4.4.1. ごみの収集

(1) 一般廃棄物の収集

本市では、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、有害ごみ（蛍光灯・水銀体温計、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、ライター、アスベスト含有家庭用品）、資源物（ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類、食品用白色発砲トレイ）に分別し、燃えるごみは週3回、燃えないごみは月2回、有害ごみは月1回、資源物は週1回収集しています。

排出者は、市の指定した日に市指定袋又は透明・半透明で中身が分かる袋を利用し、ごみ集積所へ排出します。食品用白色発砲トレイは、公民館などの拠点施設で定期的に回収しています。粗大ごみは、排出者があらかじめ粗大ごみ受付センターへ収集を申込み、品目別に定められた手数料を支払うことにより、指定した日に戸別に収集しています。また、市内10カ所の公共施設において、使用済小型家電の拠点回収を行っています。

なお、事業系一般廃棄物は、排出者自ら又は市が許可した収集運搬業者がクリーンセンターへ搬入しています。

4.4.2. ごみの処理

(1) 令和2(2020)年度ごみ処理フロー

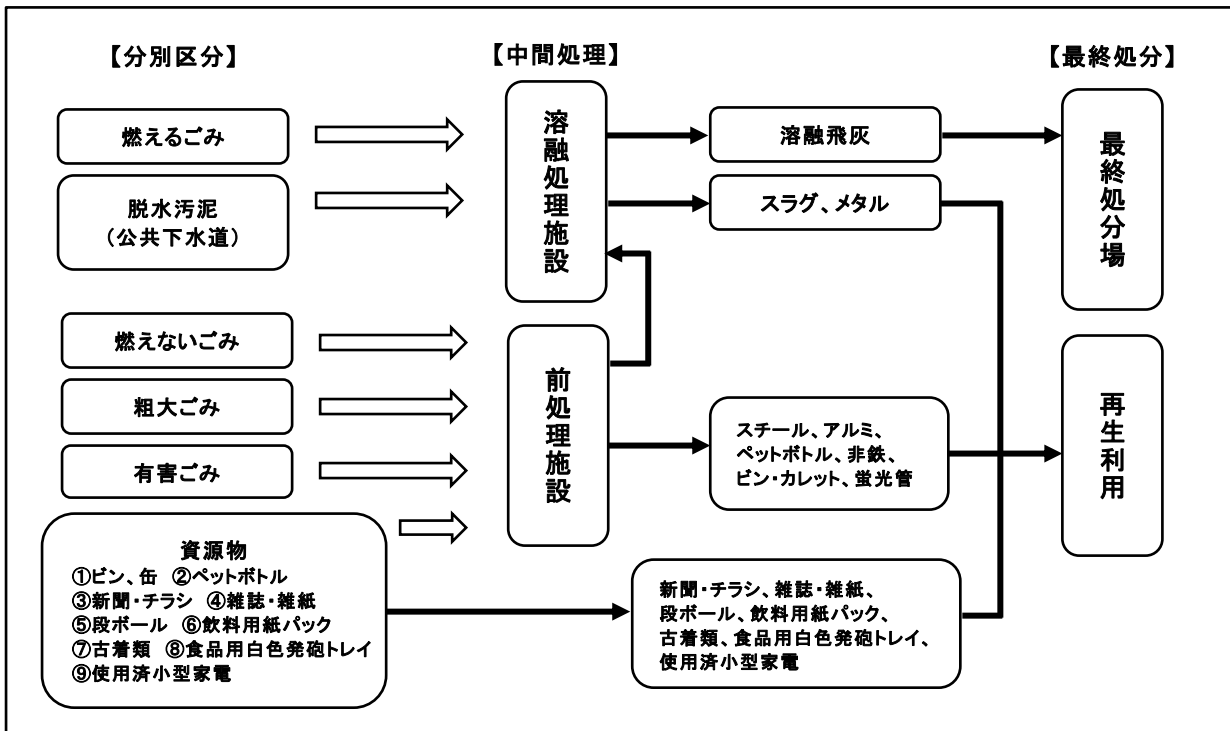


図 4.4.1 ごみ処理の流れ

(2) 処理量の年度別推移

ごみの総排出量は、令和2(2020)年度において、対前年度と比べると721t減少しました。これは、主に燃えるごみの減少によるもので、市民一人ひとりのごみ減量に対する取り組みの成果がみられます。

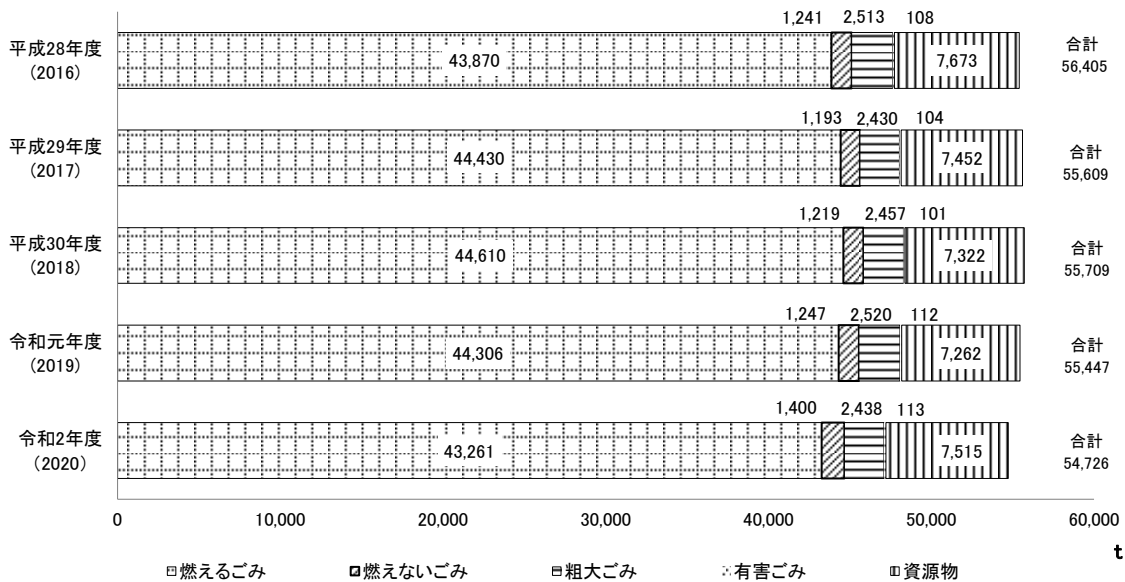


図 4.4.2 処理量の年度別推移

(3) ごみ処理経費

ごみや資源物などの収集や処理には、多くの経費がかかります。平成26(2014)年度より開始した、清掃工場の老朽化に伴う工事などにより、ごみの処理経費は一時的に増加しましたが、近年は減少傾向にあります。令和元(2019)年度は、前年度に比べて延命化対策事業を実施しなかったことから、処理経費が減少しています。なお、次期延命化対策事業は、令和5(2023)年度から令和6(2024)年度を予定しています。

ごみの処理経費をさらに減少させるには、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))のさらなる推進によってごみの量を大幅に減らす必要があり、このことは環境負荷の低減にもつながります。

表 4.4.1 ごみ処理経費

年度	ごみ処理経費(千円)	1tあたり経費(円)	1人あたり経費(円)
平成 28 (2016)	2,866,972	48,379	16,680
平成 29 (2017)	2,702,498	45,409	15,677
平成 30 (2018)	2,692,746	45,077	15,541
令和元 (2019)	2,843,484	47,836	16,348
令和 2 (2020)	2,421,584	41,239	13,821

※令和3(2021)年3月31日現在 常住人口 175,207人

※ごみ処理経費は、決算事項別明細書より、清掃総務費(し尿処理に係る経費は除く。)及び塵芥処理費を合計した額(人件費は職員数で按分して算出)

(4)ごみ質分析

可燃ごみに占める紙類の割合は、毎年高い状態が続いています。このことから、紙類の減量に向けた対策が必要です。

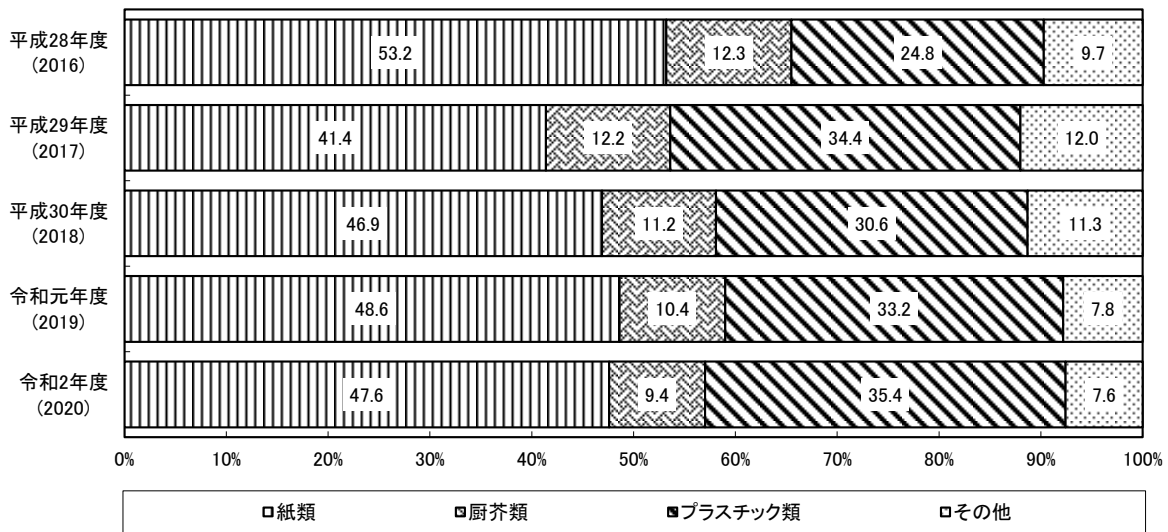


図 4.4.3 可燃ごみのごみ質分析の推移

(5)一般廃棄物の処理施設

本市で発生した一般廃棄物は、次の施設において処理を行っています。

表 4.4.2 施設名・所在地・処理内容など

①焼却(熔融)処理施設	施設名	芝園清掃工場
	所在地	芝園3丁目2番1号
	処理方式	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉
	処理能力※1	219t/日(73t/日×3炉)

※1 平成18(2006)年5月25日に処理能力を軽微変更

②粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設	施設名	リサイクルプラザ(前処理施設)
	所在地	芝園3丁目2番2号
	処理方式	破碎及び選別(手選別を含む。)
	処理能力※2	49.65t/5h(粗大 15.65t/5h+不燃 19.05t/5h+ペットボトル 4.85t/5h+ビン・缶 10.1t/5h)

※2 平成21(2009)年8月10日に処理能力を軽微変更

③し尿処理施設	昭和63(1988)年に稼働を開始した茜浜衛生処理場は、平成28(2016)年3月31日をもって閉鎖(平成27(2015)年4月1日より、市川市へ処理委託を開始)
---------	---

(6) その他一般廃棄物処理に関する事項

一般廃棄物と併せて、下水道脱水汚泥（産業廃棄物^{※20}）を3,995t処理しています。

(7) 処理施設の稼働状況

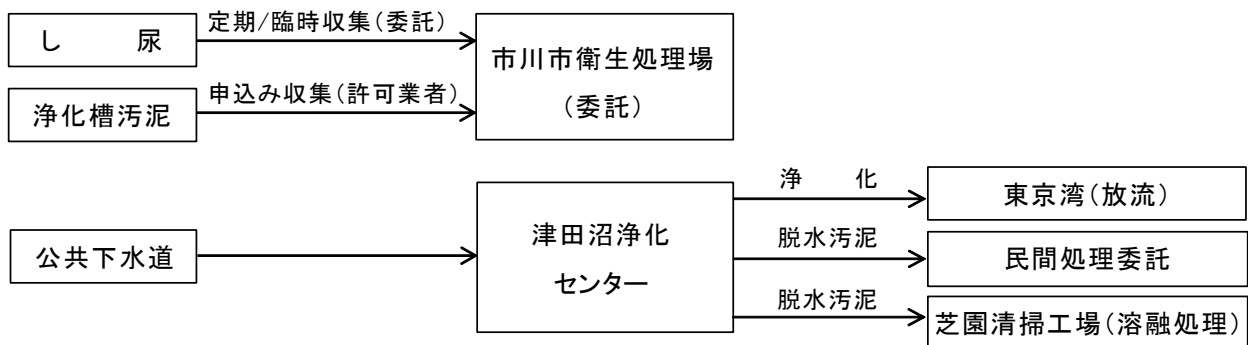
本市では、平成14（2002）年から芝園清掃工場を稼働させ、燃えるごみ及び前処理施設から出た残渣と下水道の脱水汚泥の熔融処理を行い、熔融飛灰については、他県の処分場で埋立てをしています。また、ダイオキシン類排出防止対策、ごみを処理する過程で発生する熱エネルギーの活用（施設内）、熔融生成物（スラグ・メタル）の再資源化を行っています。

同工場における令和2（2020）年度の排出ガスのダイオキシン類測定調査結果は、1号炉 0.0012ng-TEQ^{※21}/m³N、2号炉 0.0067ng-TEQ/m³N、3号炉 0.0025ng-TEQ/m³Nであり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」で定められた平成14（2002）年12月1日からの排出基準（0.1ng-TEQ/m³N）を下回っています。なお、厚生労働省が示す「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に運転指標として示されている燃焼管理などによって運転し、さらなるダイオキシン類の削減策に努めています。

4.4.3. し尿処理の現況

本市のし尿は、公共下水道の普及による汲み取り量の減少から、平成8（1996）年度より全量を民間に委託し、収集しています。一方、浄化槽汚泥は、市の許可業者が市民などの申込みにより収集しています。

収集後のし尿及び浄化槽汚泥については、平成26（2014）年度までは茜浜衛生処理場において処理していましたが、平成27（2015）年4月1日からは、周辺自治体に処理を委託しています。



※し尿・浄化槽汚泥の処理などについて、平成27（2015）年3月31日までは茜浜衛生処理場で実施

図 4.4.4 し尿処理の現況

※20 産業廃棄物 事業活動に伴って生じた20種類の廃棄物（燃えがら、汚泥、廃油など）のことです。大量に排出され、処理に特別な技術を要するものが多く、排出事業者は責任を持って適正に処理する責務があります。

※21 TEQ（Toxicity Equivalency Quantity: 2,3,7,8-TCDD 毒性等価濃度）ダイオキシン類の中でもっとも毒性の強い2,3,7,8-TCDD（テトラクロロジベンゾジオキシン）を1として、ダイオキシン類各種の毒性を数値化したものです。その数値に各濃度を掛けた値の総和を、ダイオキシン類濃度のTEQ換算値といいます。

(2) 使用済小型家電のボックス回収

小型家電に含まれる希少金属（レアメタル）等の資源の有効活用を目的に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、本市においても、市内 9 カ所の公共施設に設置した専用のボックスで回収しています。

なお、使用済小型家電は一部を除き、これまでどおり、集積所に燃えないごみとして出すことも可能です。



<対象品目>

携帯電話端末・PHS端末、タブレット型端末、電話機・ファクシミリ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、ラジオ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器、懐中電灯、時計、ゲーム機器、カーナビ等及びこれらの付属品などで投入口(縦 15cm、横 30cm)に収まるもの

<回収ボックス設置場所>

市庁舎 1F メイン入口横、リサイクルプラザ、市民課連絡所（実籾コミュニティホール・西部・JR 津田沼駅南口）、公民館（菊田・実花・袖ヶ浦・谷津）、プラッツ習志野 北館入口

(3) 有価物回収運動奨励事業

ごみ減量運動の促進及びごみの資源化に対する意欲の向上を図ることを目的に回収運動が実施されており、アルミ缶、スチール缶、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類、再利用ビン、雑ビン、カレットを有価物として分別回収した、町会・PTA 等登録団体に対し、1kg あたり 4 円の奨励金を交付しています。

また、制度の安定を図るため、回収事業者に対し 1kg あたり 4 円の補助金を交付しています。

(4) 廃棄物の抑制・啓発事業

3R 推進のため、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸配布し、地区別収集カレンダー等をホームページへ掲載する他、環境美化推進員講習会において、3R 啓発品を配布しました。また、連合町会長で組織された「習志野市をきれいにする会」とともに、清掃事業の円滑な推進に努めました。

(5) 事業系一般廃棄物の減量対策

平成 5 (1993) 年 12 月に制定した「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、事業系一般廃棄物の減量及び資源化促進を図るため、多量排出事業所（床面積合計 1,000 m² 以上かつ事業系一般廃棄物排出量 1 日平均 50kg 以上）に対し減量化・資源化計画書などの提出を求め、指導を行っています。

(6) リサイクルプラザ啓発事業

① リサイクルプラザ見学など

ごみとリサイクルの現状などの啓発事業を実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2(2020)年7月13日まで臨時休館しました。

- ・ 来場者総数:1,210名(見学者数1,070名、利用者数140名)

※ 環境教育の実践による市内小学校4年生児童の施設見学は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

② イベントへの参加及び再生品の販売

家庭内不用品のリサイクル活用として、再生品を販売し、提供しました。

- ・ 再生品販売数:284点 再生品提供数:97点

※ 粗大ごみの再生・販売事業は、令和2(2020)年9月で終了しました。

③ リサイクル体験教室(19回開催)

- ・ 参加者総数:86名(古布で作るぞうり、余り布でバッグ作り、ガラス細工 他)

(7) 習志野市まちをきれいにする行動計画に基づく実施内容

「(通称)習志野市まちをきれいにする条例」に基づき、「習志野市まちをきれいにする行動計画」を毎年度策定し、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、次の施策を実施しました。

① 歩きたばこ・ポイ捨て防止啓発用シートの路面貼付

場所:市内各駅周辺など

② ごみの分け方・出し方の周知

3Rの推進を図り、収集日や分別方法などをお知らせするため、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を全戸配布しました。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止したもの

- ・ 歩きたばこ・ポイ捨て防止駅周辺街頭キャンペーン
- ・ 近隣17市喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同キャンペーン
- ・ 環境美化推進員を対象とした講習会
- ・ ごみゼロ運動



(8) 不法投棄対策

過去5年間の不法投棄廃棄物は、一般廃棄物から有害物質を含む産業廃棄物まで多種多様であり、それが不法投棄されることにより、様々な環境への悪影響を生じさせています。

ごみ集積所及び公共施設において、不法投棄が多くみられる場所については、禁止看板を設置し、啓発を図るとともに、巡回パトロールを実施し、不法投棄の防止に努めています。

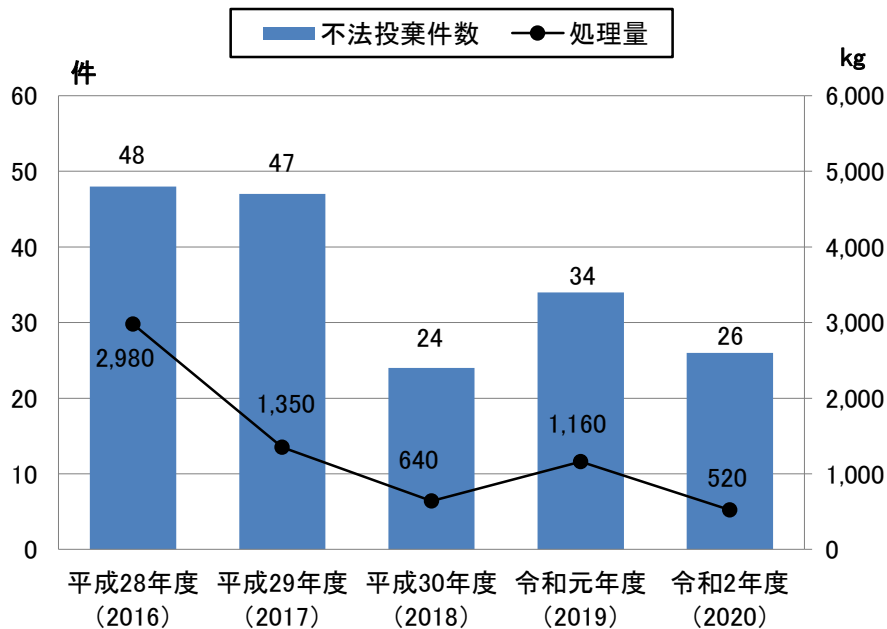


図 4.4.5 不法投棄件数及び処理量の推移

4.4.5. その他の衛生

(1) 消毒事業

病虫害の発生源及び成虫の駆除対策として、ごみ集積所や流れの悪い道路の側溝などの消毒を実施しています。

(2) 空地に繁茂した雑草の除去等に関する指導

事故・犯罪・病虫害の発生防止等のため、空地に繁茂した雑草等の実態調査とともに、パトロールを行い、土地所有者もしくは土地管理者に責任ある管理を行うよう指導しています。

(3) その他の事業

① 違反広告物の撤去

環境美化の観点から、パトロールを行い、電柱などに設置してある不動産広告などを違反広告物として簡易撤去しています。

② 清掃の日

地域の方々が環境美化活動で行った、道路や公園などから排出されたごみの収集運搬を行っています。

4.5. 公害の未然防止と苦情相談

4.5.1. 環境保全条例の運用

工場などで使用する金属加工機械や廃液処理施設といった公害の発生源となりうる施設について、公害の発生防止のため、「習志野市環境保全条例」（以下、「市環境保全条例」という。）において、規制基準^{※22}を定めています。また、このような施設を設置する者は、本市に対し、事前に施設の内容を申請し、認可を受けなければならないとしています。本市は、認可の決定をすることで、基準値内での事業活動となることを確認し、その後も基準を守るよう指導しています。

表 4.5.1 工場等設置・変更認可件数内訳

単位：件

年度	平成28(2016)	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)
工場等設置認可件数	20	21	27	13	8
工場等変更認可件数	17	18	50	31	29
合計	37	39	77	44	37

令和2(2020)年度に認可した工場などは、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動に係る施設の中で、空調機や圧縮機といった騒音・振動に係る施設が、延べ件数で全体の約9割を占めています。

表 4.5.2 令和2(2020)年度 認可内容別延べ件数内訳

単位：件

	大気汚染	悪臭	水質汚濁	騒音	振動	その他	合計
延べ件数	4	1	1	32	22	1	61
割合(%)	6.6	1.6	1.6	52.5	36.1	1.6	100

4.5.2. 公害などに係る苦情相談

(1) 公害苦情相談の処理体制

公害は、相当範囲にわたるものを対象としますが、「公害紛争処理法」では、法令の規制対象外であるものや今後起こるかもしれない事への不安についても、公害苦情相談として扱います。公害に係る紛争が生じた場合には、迅速かつ適正な解決を図るため、総務省は、公害紛争処理法による処理を進める方針を示しています。

本市もこの方針により、公害苦情相談を行っています。中には、内容があまりにも私的であり、公害とは言えない場合もありますが、現地の被害実態の把握まで行っています。それゆえに、公害苦情相談の処理に係る負担は、年々増加しています。

^{※22} 規制基準 工場や事業場などが遵守すべき公害の発生に係る許容限度のことです。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法及び振動規制法では規制基準といいます。

(2) 公害苦情相談内容と件数の経年変化

令和2(2020)年度の公害苦情件数は86件ありました。

典型7公害種類別では、騒音がもっとも多く、次いで悪臭、大気汚染に関する苦情が目立ちます。用途地域別では、住居地域が全体の約9割を占めています。

表 4.5.3 典型7公害種類別公害苦情件数

単位:件

年度	種類	総苦情件数	大気汚染 (粉じん含)	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
平成28(2016)		76	8	0	39	10	16	0	0	3
平成29(2017)		74	11	1	37	8	13	0	0	4
平成30(2018)		40	4	0	28	4	2	0	0	2
令和元(2019)		72	19	0	32	12	4	1	1	3
令和2(2020)		86	7	0	54	6	18	0	0	1

表 4.5.4 用途地域別公害苦情発生件数

単位:件

年度	項目	総苦情件数	典型7公害					小計	典型7公害以外
			住居	商業	準工業	工業・工専	調整・その他		
平成28(2016)		76	50	2	1	0	20	73	3
平成29(2017)		74	47	2	0	0	21	70	4
平成30(2018)		40	20	0	1	1	16	38	2
令和元(2019)		72	53	3	2	2	9	69	3
令和2(2020)		86	76	2	3	3	1	85	1

近隣生活公害は、11件ありました。これらは、都市生活型公害で、被害範囲が近隣住宅だけといったもの等、近隣同士の生活に係る問題であり、地域のコミュニケーション不足や他人への配慮不足などから、その解決方法を市に求めてくるものです。このような近隣生活公害苦情相談に対しては、当事者間の話し合いで解決していただくことを前提に、状況確認や関係機関との調整を行っています。

表 4.5.5 近隣生活公害苦情種類別推移

単位:件

項目	年度	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
スナック等営業音		3	3	1	2	2
ピアノ・楽器の音		2	1	0	1	0
自動車の空ふかし		0	0	0	0	1
物売り等の拡声器音		0	2	4	3	0
ペットの鳴き声		0	0	0	1	0
冷暖房器具の音		0	1	0	1	2
家庭浄化槽のにおいや音		1	0	0	0	0
家庭焼却などの煙		0	2	1	4	2
その他		5	2	1	3	4
計		11	11	7	15	11

4.6. 大気

4.6.1. 大気汚染の概要

大気汚染は、主に燃料などの燃焼により発生し、人の呼吸器に望ましくない影響を与えるものとされています。その発生源は、工場などの固定発生源と自動車などの移動発生源の 2 つに大別されます。

本市は、工場などの固定発生源としては、京葉工業地帯の影響を受け、昭和 40 年代（1960 年代後半）に急激に工業化が進み、大気環境の悪化が見られました。しかしながら、工場の排出規制に対する法令や条例が整備されたことで、汚染は改善されてきました。

一方で、近年、特に都市部地域において、自動車交通量の増加に伴い、排気ガスによる大気汚染が大きな問題となってきました。国では、都市部地域を対象として、平成 13（2001）年に「自動車 NO_x・PM 法」が制定され、県では、平成 15（2003）年に「自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」が策定されました。また、平成 25（2013）年には、令和 2（2020）年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準の確保を目標にした「第 2 期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が策定され、対策に取り組んだ結果、二酸化窒素（NO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）の改善が見られました。

4.6.2. 大気汚染の現況

「大気汚染防止法」では、都道府県に常時監視（測定）の義務があるとされており、市内には県が設置する鷺沼測定局が1局あります。本市では、大気汚染状況把握のため、生活環境保全計画に基づき、本市独自の測定局を3局設け、常時監視を行っています。

表 4.6.1 測定局の概要

令和3(2021)年3月31日現在

設置者		千葉県		習志野市		
測定局名		①鷺沼	②東習志野	③谷津	④秋津	
所在地		鷺沼台 1-591	東習志野 3-4	谷津 3-25	秋津 4-20	
位置づけ		一般環境	一般環境	一般環境	自動車排出ガス	
測定項目	二酸化硫黄(SO ₂)	○	○	—	—	
	浮遊粒子状物質(SPM)	○	○	○	○	
	微小粒子状物質(PM2.5)	○	—	—	○	
	光化学オキシダント(Ox)	○	—	—	—	
	二酸化窒素(NO ₂)	○	○	○	○	
	炭化水素(HC)	○	—	—	—	
	風向・風速	○	○	○	○	
	温度・湿度	○	○	—	—	
	日射量	—	○	—	—	
	降水量	—	○	—	—	
	酸性雨	—	○	—	—	

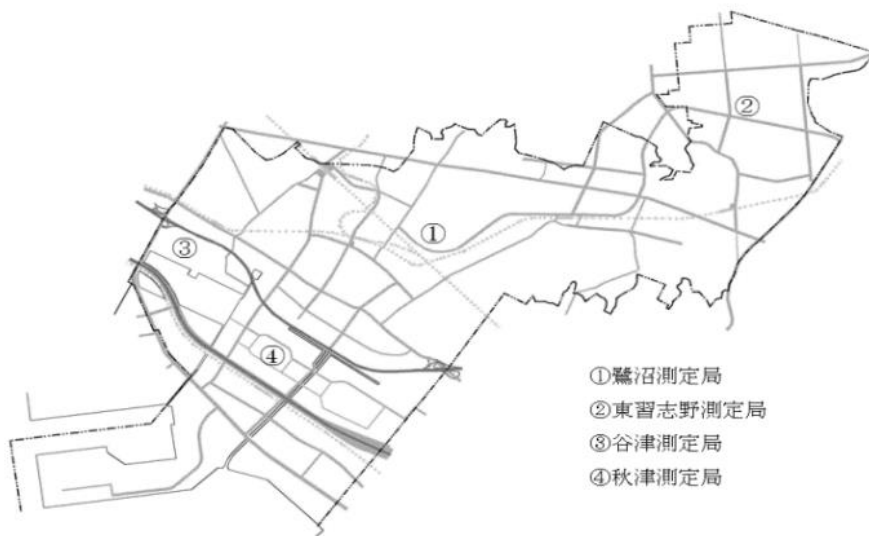


図 4.6.1 大気測定局位置図

4.6.3. 各大気汚染物質の動向

(1) 二酸化硫黄(SO₂)(硫黄酸化物(SO_x))

硫黄酸化物(SO_x)は、石炭や石油などの硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)の総称で、呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質となります。

生活環境保全計画では、環境基準の達成を目標としており、昭和49(1974)年度から令和2(2020)年度まで環境基準を達成しています。

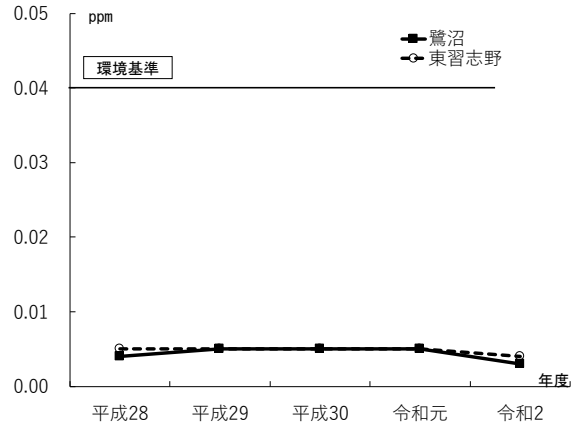


図 4.6.2 二酸化硫黄(SO₂)経年変化

(2) 二酸化窒素(NO₂)(窒素酸化物(NO_x))

大気中の窒素酸化物(NO_x)は、物の燃焼により発生し、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)を主体としており、酸性雨及び光化学オキシダント(O_x)の原因物質となります。

生活環境保全計画では、環境基準よりも厳しい千葉県環境目標値(0.04ppm以下)の達成を目標としています。環境基準については、平成12(2000)年度より全局で達成し、千葉県環境目標値については、令和2(2020)年度も、全局で達成しています。

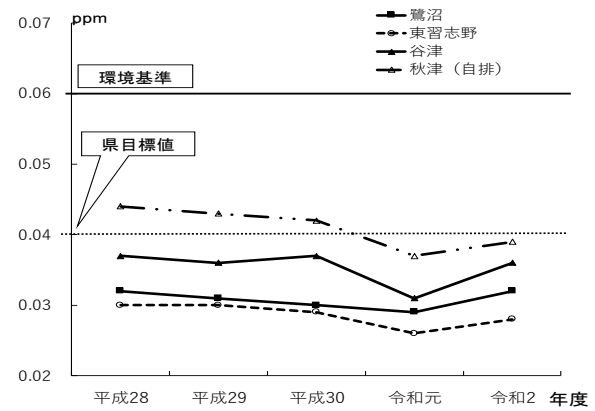


図 4.6.3 二酸化窒素(NO₂)経年変化

(3) 光化学オキシダント(O_x)

光化学オキシダント(O_x)は、窒素酸化物(NO_x)と炭化水素(HC)等が強い紫外線の作用により、光化学反応を起こし生成する二次汚染物質であり、光化学スモッグの主要な原因物質です。

生活環境保全計画では、環境基準の年間を通して基準超過数0回を目標としていますが、測定開始以来、環境基準を達成していない状況が続いており、令和2(2020)年度も未達成でした。

(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質 (SPM) は、粒径が 10 μm 以下の大気中の浮遊粉じんのことで、大気中における沈降速度が小さく、滞留時間が長いため、気道又は肺胞に付着して気管支炎などの呼吸器系障害を引き起こすといわれています。

生活環境保全計画では、環境基準の達成を目標としており、令和2(2020)年度は、全局で達成しています。

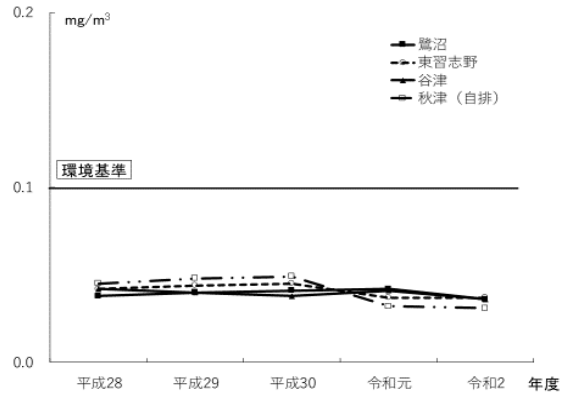


図 4.6.4 浮遊粒子状物質 (SPM) 経年変化

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) は、粒径が 2.5 μm 以下のもので、浮遊粒子状物質 (SPM) よりも粒径がさらに小さいことから、呼吸器のみならず循環器にも影響があると考えられています。

平成 21 (2009) 年 9 月に環境基準が定められ、その後測定方法の詳細などが決定されました。

平成 23 (2011) 年以降順次、全国的に常時監視測定局が設置され始め、本市では、平成 24 (2012) 年 2 月から鷺沼測定局で、平成 25 (2013) 年 8 月から秋津測定局で測定を開始しました。令和2 (2020) 年度の測定結果は、2 局ともに環境基準を達成しています。

表 4.6.2 注意喚起のための暫定的な指針 (環境省)

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値※3	
			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
	日平均値(μg/m³)		5時～7時 1時間値(μg/m³)	5時～12時 1時間値(μg/m³)
II	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2 においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85 超	80 超
I	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85 以下	80 以下
(環境基準)	35 以下※1			

※1 環境基準は環境基本法第 16 条第 1 項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

PM2.5 に係る環境基準の短期基準は、日平均値 35 μg/m³であり、日平均値の年間 98 パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

表 4.6.3 微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

環境基準 測定局	鷺沼測定局 (一般局)		達成	秋津測定局 (自動車排出ガス測定局)		達成
	年平均值 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	8.5 ○		10.0 ○	25.4 ○	
日平均値の98%値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	20.9 ○			25.4 ○		

(6) 非メタン炭化水素(NMHC)

炭素(C)と水素(H)からなるメタン(CH₄)、エタン(C₂H₆)、プロパン(C₃H₈)等の大気中に存在する炭化水素(HC)類からメタン(CH₄)を除いたもので、光化学オキシダント(Ox)の原因物質とされています。

環境基準の定めはありませんが、生活環境保全計画では、中央公害審議会が定めた指針値(大気中の濃度が、午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20 ppmC~0.31 ppmC以下であること。)を目標としています。令和2(2020)年度の午前6時から午前9時における年平均値は、鷺沼測定局で0.13ppmCでした。(自動車排出ガス測定局の秋津測定局は、平成28(2016)年6月で測定を終了しました。)

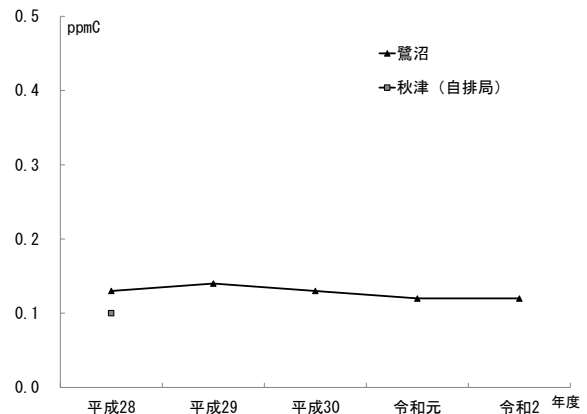


図 4.6.5 非メタン炭化水素(NMHC)経年変化

(7) 酸性雨

酸性雨は、大気中に排出された硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)が雨に溶け込み酸性化されたもので、pH^{※23}5.6以下の降雨のことです。

本市では、平成2(1990)年11月より降雨時のpH測定を行っています。令和2(2020)年度は、年間平均値がpH5.3であり、ほぼ横ばいで推移しています。

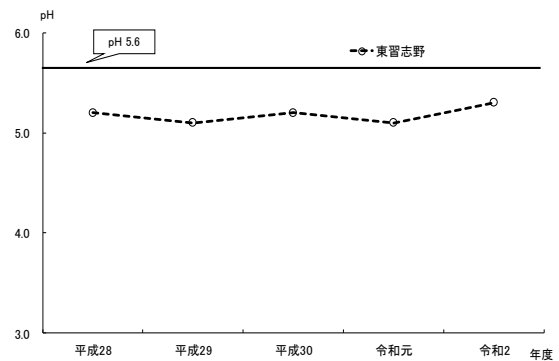


図 4.6.6 酸性雨 pH 年間平均値

※23 pH(Potential of Hydrogen: 水素イオン濃度) 酸性やアルカリ性を示す指標で、pH7 が中性、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示します。

4.6.4. 大気汚染防止に関して講じた施策

(1) 本市の取り組み

本市は、市環境保全条例により、工場などに対する規制を行うことで、大気汚染の発生を防止するよう努めています。また、「千葉県環境保全条例」（以下、「県環境保全条例」という。）及び市環境保全条例では、アイドリング・ストップ^{※24}を義務付けています。

(2) 企業指導

市内の工場などには、ばい煙^{※25}発生施設があり、施設の入替時などには、重油から硫黄分やばいじん^{※26}量の発生が少ない天然ガス等への燃料の転換を推奨しています。

表 4.6.4 市環境保全条例に定めるばい煙発生施設の認定状況

令和3(2021)年3月31日現在

施設名	施設数		施設名	施設数	
	工場	指定作業場		工場	指定作業場
ボイラー	64	120	乾燥炉	16	0
溶解炉	1	0	電気炉	2	0
金属加熱炉	63	0	廃棄物焼却炉	5	0
焼成炉	1	0	鉛溶解炉	0	0
内燃機関	5	65			
総数：342施設(工場157施設、指定作業場185施設)・111事業場					

※24 **アイドリング・ストップ** 自動車の駐停車中にエンジンを停止させることです。大気汚染の改善、騒音の低減、燃料の節約などにつながります。

※25 **ばい煙** 物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物(SO_x)、ばいじん、窒素酸化物(NO_x)等の有害物質を含む煙のことです。

※26 **ばいじん** 石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するスス等のことです。

4.6.5. 光化学スモッグ

光化学スモッグは、光化学オキシダント(Ox)の濃度上昇によって、空気に「もや」がかかる現象のことです。気象条件に大きく影響され、風が弱く、日射が強く、気温が高いときに発生しやすいとされています。光化学オキシダント(Ox)対策の一環として、大気汚染防止法により、揮発性有機化合物^{※27}に関する規制が行われ、発生メカニズムについては、国や県が研究を進めています。

光化学スモッグの監視は県で行われ、一定濃度に達し、人の健康や生活環境に被害が生じる恐れのある場合には、注意報などが発令されます。同時に各市町村へ周知され、緊急時には、工場などに対するばい煙排出量の削減措置などが講じられます。

令和2(2020)年度は、本市を含む葛南地域で、注意報が1回発令されました。

発令情報は、防災行政用無線、ホームページ、緊急情報メール、ツイッター等により、迅速に市民へ周知し、自動車の運転や屋外での運動を控えるよう呼び掛けをすることで、健康被害の発生を防止するよう努めています。

表 4.6.5 光化学スモッグの緊急時における発令基準

予報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化する恐れがあると判断されるとき
注意報	オキシダント濃度0.12ppm以上の状態が継続すると判断されるとき
警報	オキシダント濃度0.24ppm以上の状態が継続すると判断されるとき
重大緊急報	オキシダント濃度0.40ppm以上の状態が継続すると判断されるとき

表 4.6.6 光化学スモッグ注意報発令状況の年度別推移

単位:日

地域	年度	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
	(葛南地域)習志野市		0	4	1	4
千葉県全域		2	15	9	9	8

表 4.6.7 光化学スモッグによる急性健康被害届出状況

単位:人

地域	年度	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
	葛南地域	習志野市	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
千葉県全域		0	0	0	0	0

※27 揮発性有機化合物 浮遊粒子状物質 (SPM) 及び光化学オキシダント (Ox) 等の原因物質の一つで、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称です。

4.7. 水質

4.7.1. 水質汚濁の概要

水質汚濁とは、工場などからの排水や家庭からの生活排水、油の流出事故などで、河川、海域、湖沼などの公共用水域^{※28}が汚染され、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす状態のことです。

現在、法の整備や下水道の普及などにより、水質汚濁は改善されてきましたが、本市の公共用水域である河川と海域については、生活環境保全計画でそれぞれの目標を設定し、調査を継続して行っています。また、市環境保全条例に基づき、工場などへの監視、指導を通じて、良質な水質の保持を図っています。

4.7.2. 水質汚濁の現況

(1) 公共用水域の現況

令和2(2020)年度の水質環境調査は、河川 3 地点(東習志野雨水幹線の「八千代市境」、浜田川Ⅰの「実籾高校下」、浜田川Ⅱの「千葉市境」)、汽水域 2 地点(谷津干潟の「干潟出口」、菊田川下流部の「第七中学校脇」)、海域 1 地点(「茜浜地先」)の 6 地点で、四季(汽水域については、春及び秋)の調査を実施しました。

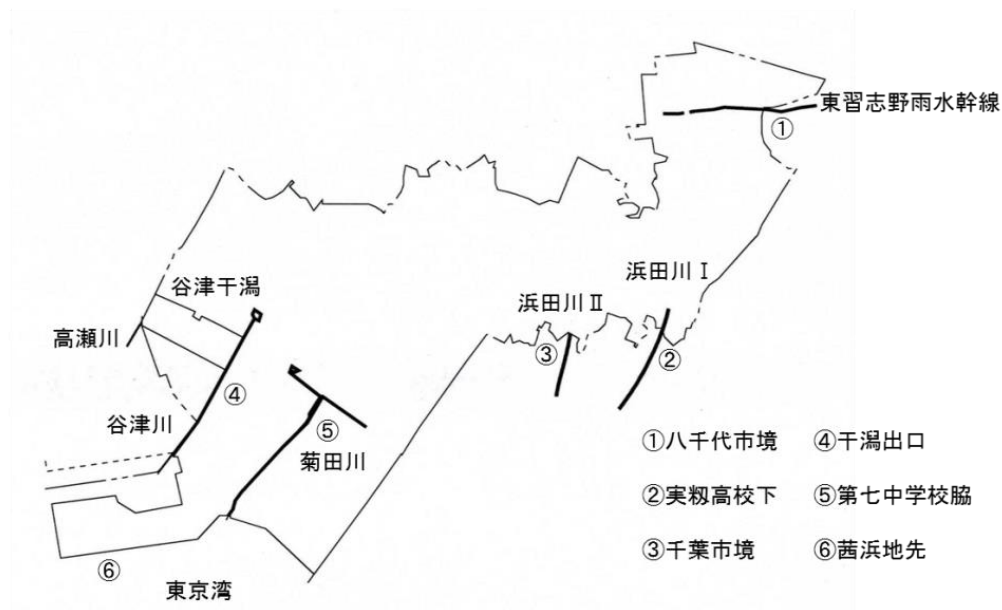


図 4.7.1 水質環境調査地点図

※28 公共用水域 水質汚濁法によって定められる公共利用のための海や川、湖などのことです。

表 4.7.1 令和 2(2020)年度 水質環境調査地点

水 域 名		No.	地点名	所在地
河 川	東習志野雨水幹線	①	八千代市境	東習志野 7-2
	浜田川 I	②	実籾高校下	実籾本郷
	浜田川 II	③	千葉市境	屋敷 1-1
河川(汽水域)	谷津川	④	干潟出口	秋津 5-16
	菊田川	⑤	第七中学校脇	香澄 6-1
海 域	東京湾	⑥	茜浜地先	茜浜 3-6

(2)河川(3地点)

本市の河川については、規模が小さく、環境基準が適用されるものではありませんが、生活環境保全計画では、環境基準値と同等の目標を設定して、調査を継続しています。

令和2(2020)年度に実施した河川3地点の環境調査の結果、健康項目^{※29}のフッ素で若干の超過が見られたものの(第5部第6章「水質環境調査結果」表 5.6.3 健康項目参照)、生活環境項目^{※30}ともにフッ素以外は目標とする基準を達成しています。

表 4.7.2 令和 2(2020)年度 河川の生活環境項目調査結果

水 域	pH	BOD ^{※31} (mg/L)	DO ^{※32} (mg/L)	LAS ^{※33} (mg/L)
	年平均値	日平均値の 75%値	年平均値	年平均値
生活環境保全計画目標値	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	2 以上	—
東習志野雨水幹線八千代市堺	※4/4	3.4(達成)	※4/4	0.072
浜田川 I 実籾高校下	※4/4	2.7(達成)	※4/4	0.041
浜田川 II 千葉市境	※4/4	4.4(達成)	※4/4	0.044

※pHとDOは、日平均値で評価するため、(達成数)/(調査数)

※29 健康項目 水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目のことです。カドミウム等の重金属類を中心に27項目あります。

※30 生活環境項目 水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目のことです。pH、BOD、COD、DO、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全リンの9項目があり、河川・湖沼・海域別に、また、利水目的に応じて基準値が定められています。

※31 BOD(Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量) 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川や工場排水の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいくほど汚濁が著しいです。

※32 DO(Dissolved Oxygen:溶存酸素量) 水中に溶け込んでいる酸素の量のことです。水中に有機物が増えると、それを分解する微生物に酸素が消費され、溶存酸素は減少します。

※33 LAS(Linear Alkylbenzene Sulfonate:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩) 界面活性剤の一種であり、家庭用洗剤などで、現在も広く使用されています。

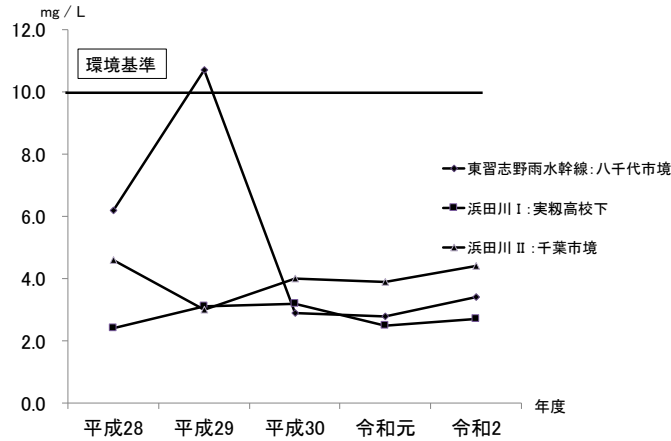


図 4.7.2 河川 3 地点の BOD の経年変化(75%値)

(3) 汽水域(2 地点)

汽水域 2 地点については、生活環境保全計画での目標値の設定はありませんが、谷津干潟周辺の水質環境を把握するために、調査を実施しています。

表 4.7.3 令和 2(2020)年度 汽水域の水質調査結果

地点名	年平均値			
	pH	COD ^{※34} (mg/L)	DO(mg/L)	LAS(mg/L)
干潟出口 (秋津 5-16)	7.8	2.7	6.9	<0.0001
第七中学校脇 (香澄 6-1 地先)	7.7	2.8	6.3	<0.0001

(4) 海域(1 地点)

本市の調査地点である茜浜地先は、海域 C 類型、海域 IV 類型及び海域生物 A 類型の環境基準が適用されています。海域 C 類型の調査では、COD、DO はともに環境基準を達成しましたが、夏季測定した pH は、環境基準を達成しませんでした。

表 4.7.4 令和 2(2020)年度 海域 C 類型の環境基準達成状況

地点	環境基準 海域 C 類型	pH 7.0 以上 8.3 以下	COD (75%値) 8mg/以下	DO 2mg/以上
東京湾	茜浜地先	※3/4	3.4(達成)	※4/4

※pH と DO は、日平均値で評価するため、(達成数)/(調査数)

※34 COD (Chemical Oxygen Demand: 化学的酸素要求量) 水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、海域、湖沼の有機汚濁を図る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が著しいです。

茜浜地先での栄養塩類は、海域Ⅳ類型の調査では、全窒素、全リンともに達成しました。しかしながら、東京湾全体では、環境基準を達成していない測定地点が多々あることから、引き続き監視を続け、下水道の接続率向上及び基準超過の工場などに対して、監視・指導を行っていきます。

表 4.7.5 令和 2(2020)年度 海域Ⅳ類型の環境基準達成状況

地点	環境基準 海域Ⅵ類型	全窒素(1mg/L 以下)	全リン(0.09mg/L 以下)
		年平均値	年平均値
東京湾	茜浜地先	0.75(達成)	0.07(達成)

海域生物 A 類型の調査では、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS ともに環境基準を達成しました。

表 4.7.6 令和 2(2020)年度 海域生物 A 類型の環境基準達成状況

地点	環境基準 海域生物 A 類型	全亜鉛 (0.02mg/L 以下)	ノニルフェノール (0.001mg /L 以下)	LAS (0.01mg/L 以下)
		年平均値	年平均値	年平均値
東京湾	茜浜地先	0.009(達成)	不検出(達成)	0.0001(達成)

4.7.3. 水質汚濁に関して講じた施策

(1) 条例に基づく規制

市環境保全条例では、水質汚濁に係る特定施設を有する工場などの排出水の規制基準を定めており、本市では、排出水の立入調査を実施しています。

令和 2(2020)年度は、延べ 35カ所(工場延べ 21カ所、指定作業場延べ 14カ所)に立入調査を実施し、基準超過などの 4 件に対し、文書指導を行いました。

基準超過の原因は、排水処理施設の維持管理の不良などによるもので、本市の指導に従い、施設管理の見直しを行うことで、排水水質の改善に進みました。

(2) 生活排水対策

生活排水に含まれる窒素・リン等の栄養塩類は、東京湾で植物プランクトンの増殖を誘引し、赤潮^{※35}の発生といった二次汚濁の発生原因となっています。県では、閉鎖性水域^{※36}である東京湾の水質改善のため、第 8 次総量削減計画により、COD、全窒素、全リンの削減目標が定められ、公共下水道の整備促進などの施策を進めています。

※35 赤潮 海域において、動植物の栄養成分である窒素、リン等が増えすぎてしまうことで、海中の微小な生物(主に植物プランクトン)が異常増殖し、微生物の色に海面が変色する現象のことです。赤色に変色することが多いですが、プランクトンの種類により、黄褐色や緑色などにも変色することがあります。主として夏に多発し、魚介類のえらをつまらせ、また、酸欠などの悪影響を及ぼすこともあります。

※36 閉鎖性水域 地形などにより水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼などの水域のことです。

4.8. 地質

4.8.1. 地下水汚染の概要

地下水は、飲用、農業用水、工業用水などに利用され、私たちにとって貴重な地下資源です。

国は、地下水汚染に対しての法規制の整備を進め、平成元（1989）年の「水質汚濁防止法」改正により、地下浸透についての制限が定められ、平成 9（1997）年には、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められました。

県は、水質汚濁防止法と県環境保全条例により、水質監視及び事業者に対する規制・指導を行っています。本市は、県と協力し、汚染の解明と浄化に取り組んでいます。

生活環境保全計画では、地下水から環境基準を超える汚染物質が検出されないことを目標としています。

4.8.2. 地下水汚染の現況

本市では、昭和 61（1986）年度より、トリクロロエチレン等^{※37}に係る事業場の立入調査を実施してきました。平成元（1989）年度に、屋敷・実籾・新栄地区及び東習志野地区の2カ所で、環境基準を超える汚染地域があることを確認しました。いずれも工業地域及びその隣接地域でした。

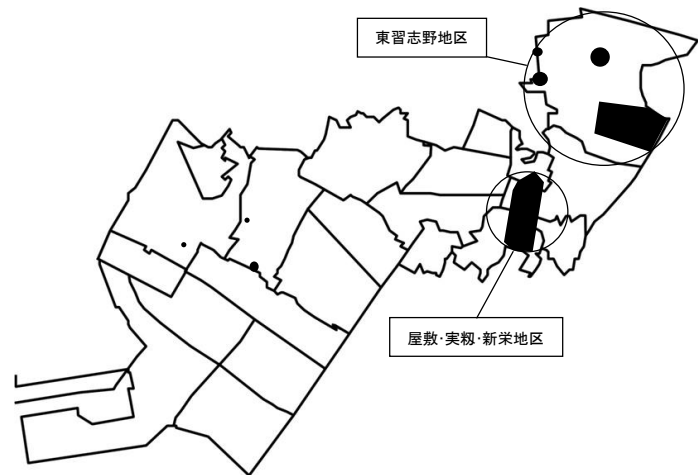


図 4.8.1 地下水汚染地区

これらの地域については、地域に点在する井戸の水質調査やこの地域及び周辺でトリクロロエチレン等を取り扱う事業場の立入調査、地中ガス確認調査などを実施し、汚染が確認された井戸や事業場については、県とともに地下水浄化対策指導を行っています。

トリクロロエチレン等以外の項目については、平成 20（2008）年度に、東習志野地区で民間井戸へのホウ素汚染の拡大が確認されたことから、メッキ工場のある屋敷・実籾・新栄地区も併せて、ホウ素、フッ素の調査も実施しています。

※37 トリクロロエチレン等 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素などの有機塩素化合物のことです。主に金属・機械部品の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われていましたが、発がん性が指摘され、代替物質への移行がされています。また、土壌汚染や地下水汚染の原因ともなるため、環境基準が定められています。

表 4.8.1 令和 2(2020)年度 地下水汚染に係る民間井戸調査結果

	検査井戸本数			検出井戸本数			基準超過本数		
	トリクロロエチレン等	ホウ素	フッ素	トリクロロエチレン等	ホウ素	フッ素	トリクロロエチレン等	ホウ素	フッ素
東習志野	44	5	2	15	0	1	6	0	0
実籾(本郷)	27	1	1	14	0	1	10	0	0
新栄	1	0	0	0	0	0	0	0	0
屋敷	5	2	0	5	0	0	3	0	0
津田沼	3	-	-	0	-	-	0	-	-
谷津	5	-	-	2	-	-	1	-	-
上記以外	0	-	-	0	-	-	0	-	-
合計	85	8	3	36	0	2	20	0	0

※トリクロロエチレン等は、千葉県(屋敷 1本)の調査結果を含む。

4.8.3. 地下水汚染の解明調査及び除去対策

(1) 屋敷・実籾・新栄地区

本市は、平成元(1989)年度に実施した地質ボーリング調査の結果を踏まえ、平成5(1993)年度までに、観測井戸^{※38}を12地点に36本設置し、以降の観測結果をもとに、汚染源をおおむね確認することができました。

汚染除去については、屋敷4丁目に曝気方式による地下水浄化施設を設置し、平成7(1995)年度に浄化を開始しました。また、汚染源とされる2事業場のうち、一方の事業場が平成8(1996)年度に地下水浄化施設を設置しました。汚染源の土地を取得していたもう一方の事業場についても、平成11(1999)年度に地下水浄化施設を設置し、浄化を継続しています。

令和2(2020)年度は、地区全体で観測井戸10カ所30本及び民間井戸33本の水位・水質を測定しました。その結果、浄化は進んでいるものの、地層に複雑に入り込んでいる汚染の解消には、今後も企業指導を含めた除去作業の継続が必要であることがわかっています。

(2) 東習志野地区

本市は、平成元(1989)年度より、民間井戸及び事業場の水質調査を実施し、2事業場において、表層地層の土壤汚染を確認しました。当該2事業場については、工場敷地全体の土壤汚染の状況把握、地下水汚染の確認調査を実施するよう指導し、平成9(1997)年度から汚染土壤の浄化対策を開始しました。その結果、平成17(2005)年2月には日鉄住金SGワイヤ(株)(現:日鉄SGワイヤ(株))が、平成18(2006)年8月にはJFE建材(株)が土壤汚染対策を完了し、引き続き地下水浄化作業を実施しています。JFE建材(株)跡地については、平成19(2007)年度よりマンション建設工事が始まり、くい打ちによる汚染物質の拡大を防ぐため、県、市、事業者で協議の上、観測井戸を設置する等の対策を講じました。

令和2(2020)年度は引き続き、地区全体で民間井戸44本の水位・水質を測定し、汚染源の解明に向けた基礎調査を実施しました。

※38 観測井戸 観測を目的とする帯水層(実際に地下水を含んでいる地層で、地下水を通しやすくなっているところ)の水位や水質などのデータを得るための井戸のことです。

4.8.4. 土壌汚染の概要

土壌汚染による人への健康被害は、農作物への有害物質の蓄積、大気への有害物質の揮散、地下水の有害物質による汚染などにより発生します。生活環境保全計画では、土壌から環境基準を超える汚染物質が検出されないことを目標としています。

(1) 土壌汚染の現況

市街地などについての土壌汚染対策の法規制は、平成3(1991)年に土壌汚染に係る環境基準が定められ、令和2(2020)年で、29項目の物質が環境基準に規定されています。また、平成15(2003)年2月に「土壌汚染対策法」が施行され、水質汚濁防止法で定める有害物質を使用する事業場が廃止される際の土壌汚染調査が義務付けられました。その後、法によらない自主調査も行われたことから、この調査も法の対象として、平成22(2010)年4月に改正されました。

本市では、昭和48(1973)年度から平成11(1999)年度にかけて、農用地や市内の公園を中心に土壌調査を実施したところ、農用地土壌汚染対策地域の指定要件又は土壌汚染に係る環境基準を超える地点はありませんでした。

また、平成29(2017)年度末時点で、土壌汚染対策法に定める「要措置区域(健康被害の恐れがある。)」はありませんが、茜浜1丁目の一部及び芝園2丁目の一部が「形質変更時要届出区域(土壌汚染対策法の基準に適合しないものの、健康被害の恐れがなく、除去などの必要が無い。)」に指定されています。

(2) 土壌汚染の防止対策

土壌汚染対策法は県の所管ですが、本市でも情報を収集し、汚染があった場合は、適正な処理を行うよう土地所有者に要請しています。なお、現在稼働している事業場について、汚染が地下水まで及んでいる場合は、汚染源を調査し、原因者などに汚染除去などを要請しています。

また、土地造成などの際に搬入される「土砂」に有害物質が含まれていた場合、土壌汚染の原因となることから、本市では、平成11(1999)年4月に「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、搬入する土砂の土壌分析を義務付けています。令和2(2020)年度の許可件数は、2件でした。

4.8.5. 地盤沈下の概要

地盤沈下の主な原因は、地下水の採取や天然ガスかん水^{※39}の採取といった人為的要因又は地震などの自然的要因、もしくはこれらの要因が複合されたものと考えられます。

県では、昭和40年代(1970年頃)の人口の増加に伴う、地下水の採取や天然ガスかん水の採取により、年間の地盤沈下量が20cmを超える時期もありましたが、地下水採取削減の法整備や指導及び天然ガスかん水の採取抑制指導などを行い、地盤沈下量は大幅に減少し、沈静化の傾向にあります。平成23(2011)年度の調査結果は、同年3月11日に発生した東日本大震災による自然的要因により、地盤沈下量が例年に比べ大きくなりましたが、平成24(2012)年度においては、ほぼ例年通りとなりました。

(1) 地盤沈下の現況

県では、毎年1月1日を基準日として、地盤変動調査を実施しており、令和2(2020)年1月1日の調査結果では、地盤変動調査精密水準測量を47市町村(水準点^{※40}数1,075基、測量面積3,174.1km²)で実施しました。本市では、調査地点12地点(水準点12基)のうち11地点で沈下を確認しましたが、2cm以上の沈下はありませんでした。

(2) 地盤沈下の防止対策

地盤沈下は、一度起こると復元が困難であることから、未然に防止することが重要となります。本市では、昭和47(1972)年に「千葉県公害防止条例」、昭和49(1974)年に「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)」の地域指定を受けました。そして、地下水採取量の削減を図るため、規制対象地下水の採取に対しては、地下水の代替となる水源を確保した時点で、全面的に他の水源に転換しました。

この結果、ビル用水法の対象事業場については、江戸川を水源とした東葛工業用水道への転換がなされました。

また、市企業局については、北千葉広域水道企業団から供給を受け、年々水源に占める地下水の割合を減少させてきました。さらに、ガス供給事業として行っていたガスの採取を中止し、すべてのガス井戸を廃止しました。

一方、本市は、市環境保全条例を改正し、法及び県環境保全条例の規制対象外である小規模揚水施設について、平成17(2005)年1月より、法令などより厳しい基準を定め、届出制とする等の規制強化を図りました。

※39 天然ガスかん水 天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものです。ヨウ素が多く含まれており、千葉県一帯の上総層群(300~40万年くらい前に海底で堆積した地層)中に存在しています。

※40 水準点 土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられます。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動量を出します。

表 4.8.2 関係法令規制内容の対照表

法令名	規制基準		規制対象
	ストレーナーの位置	吐出口面積	
工業用水法	650m以深	6cm ² (径 2.76 cm) を超え 21cm ² (径 5.17cm)以下	工業用水(工業とは製造業(物品の加工修理を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう)
ビル用水法	650m以深		冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水(浴室の床面積の合計が 150 m ² 以上のもの)
県環境保全条例	650m以深		工業用水法、ビル用水法に規定される用水、水道用水、農業用水、ゴルフ場(10ha 以上)における散水の用途
市環境保全条例	550m以深	6cm ² 以下	県環境保全条例に定める用途で、揚水機の定格出力が 0.75kw を超えるもの

(3) その他の対策

地盤沈下は、地下水位の変動や各地層の圧密と関連性があるため、これらの観測を行うことが重要です。本市は、東習志野 7 丁目に深さ 180m の地下水位観測井戸を設置しています。また、地層の圧密と地下水位とを観測するため、県との共同事業で、藤崎 1 丁目に深さ 145m と 235m の 2 本の井戸を設置しています。

4.9. 騒音・振動・悪臭

4.9.1. 騒音・振動の概要

騒音・振動とは、「不快な」あるいは「無いほうが良い」音や揺れをいい、主観的、心理的なもので、人により感じ方が異なる感覚的な要素が強いものです。

騒音の主な発生源は、工場などの稼働音、建設作業音、自動車による交通騒音、飲食店の深夜営業騒音、隣家のピアノの音などの近隣生活騒音など多種多様で、あらゆるところに存在しています。

「騒音規制法」では、工場など及び建設作業から発生する騒音について、必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る要請限度を定めています。

振動の主な発生源も、工場など、建設作業、自動車交通によるもので、多くの場合、騒音とともに発生します。

「振動規制法」では、騒音規制法と同様に、事業活動及び建設作業の振動について、規制を行い、道路交通振動に係る要請限度を定めています。

さらに、市環境保全条例では、騒音規制法及び振動規制法で規制対象としていない工場など及び建設作業についても規制を行っています。また、深夜営業騒音については、事業者に対し、付近の静穏を害してはならないとしています。

4.9.2. 騒音・振動の現況

(1) 道路に面する地域の騒音・振動環境

騒音規制法第21条の2及び振動規制法第19条の規定により、騒音・振動測定調査は、市町村で実施することとされています。令和2(2020)年度の道路に面する地域の騒音調査は、令和2(2020)年11月から令和3(2021)年2月にかけて、12地点で実施し、うち6地点では、振動調査も実施しました。

また、自動車交通量調査は、令和2(2020)年11月24日から25日にかけて、5路線5地点で実施し、調査結果は、第5部第7章「自動車交通量年度別推移」に掲載しています。

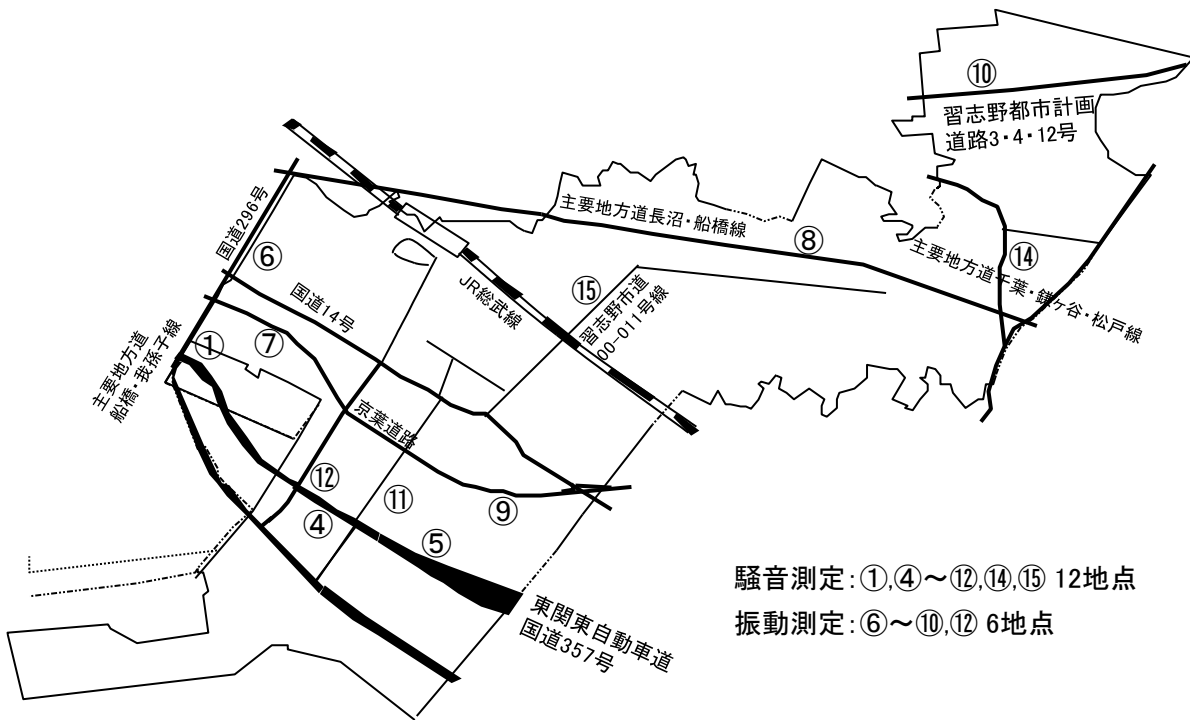


図 4.9.1 道路に面する地域の騒音・振動調査地点

(2) 騒音

生活環境保全計画では、環境基準を達成することを目標としています。

12地点のうち、昼間・夜間ともに環境基準を達成していない地点が2地点、夜間のみ環境基準を達成していない地点が1地点ありましたが、要請限度を超えた地点はありませんでした。

表 4.9.1 令和 2(2020)年度 道路に面する地域の騒音調査結果

【道路に面する地域の騒音】A地域のうち2車線以上の道路に面する地域(dB)

時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	60	70	①	東関東自動車道・国道357号・ 主要地方道船橋・我孫子線	54	⑤	東関東自動車道・国道357号	59
夜間	55	65		千葉大学谷津住宅南	52		香澄公園	50
昼間	60	70	④	東関東自動車道・国道357号	53	⑮	習志野市道00-011号線	65
夜間	55	65		秋津公園	50		本大久保2丁目2号公園	61

【道路に面する地域の騒音】C地域のうち車線を有する道路に面する地域(dB)

時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	65	75	⑩	習志野都市計画道路3・4・12号	68
夜間	60	70		企業局第3給水場	62

【道路に面する地域の騒音】幹線交通を担う道路に近接する空間(dB)

時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	70	75	⑥	国道296号	66	⑪	習志野都市計画道路3・3・3号	65
夜間	65	70		日本製鉄習志野社宅	66		第7中学校西側	60
昼間	70	75	⑦	国道14号	67	⑫	習志野都市計画道路3・3・2号	65
夜間	65	70		浜宿児童遊園	65		秋津公園	62
昼間	70	75	⑧	主要地方道長沼・船橋線	66	⑭	主要地方道千葉・鎌ヶ谷・松戸線	67
夜間	65	70		誉田八幡神社	64		実籾4丁目	64
昼間	70	75	⑨	京葉道路	57			
夜間	65	70		袖ヶ浦污水中継ポンプ場	56			

【道路に面する地域の騒音】背後地(dB)

時間帯	環境基準	要請限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	65	75	⑥	国道296号	55	⑧	主要地方道長沼・船橋線	54
夜間	60	70		日本製鉄習志野社宅	55		誉田八幡神社	45

※アンダーラインは環境基準値未達成を示す。昼間は6時～22時を、夜間は22時～6時を示す。

要請限度：指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動が、道路周辺的生活環境を著しく損なうと認められるとき、道路管理者などに改善措置を講じるよう要請することができる限度である。

(3) 面的評価(自動車騒音常時監視)

騒音規制法第 18 条の規定により、本市は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならないとされています。

「面的評価」とは、道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度達成しているかを示すものです。道路に面する地域での騒音を、道路端から 50mの範囲にあるすべての住居などを対象に、実測値や推計による騒音レベルの状況を把握し、環境基準を達成している戸数の割合を算出して評価します。

幹線道路(国道、県道、4車線以上の市道)についての面的評価を5年間のうちに終わることとされているため、令和 2(2020)年度に、1路線 1地点(幕張八千代線)の実測値を基に、地図データ及び環境省から提供された面的評価システムを使用し、作業を実施しました。

表 4.9.2 令和2(2020)年度 面的評価結果

路線名	住居等 戸数	昼夜とも 基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超過	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
幕張八千代線	275	236	85.8	23	8.4	0	0.0	16	5.8

(4)振動

振動については、環境基準はなく、要請限度が定められています。生活環境保全計画では、人が揺れを感じ始める 55dB 以下であることを目標としています。

令和 2(2020)年度においても、すべての調査地点で要請限度を下回っており、生活環境保全計画の目標値も下回っていました。

表 4.9.3 令和2(2020)年度 道路に面する地域の振動調査結果

【道路に面する地域の振動】第1種区域 (dB)

時間帯	要請 限度	No.	道路名／調査地点	測定値	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	65	⑥	国道296号	51	⑨	京葉道路	50
夜間	60		日本製鉄習志野社宅	52		袖ヶ浦污水中継ポンプ場	47
昼間	65	⑦	国道14号	45	⑫	習志野都市計画道路3・3・2号	45
夜間	60		浜宿児童遊園	41		秋津公園	41
昼間	65	⑧	主要地方道長沼・船橋線	45			
夜間	60		誉田八幡神社	40			

【道路に面する地域の振動】第2種区域 (dB)

時間帯	要請 限度	No.	道路名／調査地点	測定値
昼間	70	⑩	習志野都市計画道路3・4・12号	49
夜間	65		企業局第3給水場	42

(5) 一般地域の騒音

調査地点 10 地点のうち、昼間・夜間ともに環境基準を達成していない地点はありませんでしたが、夜間のみ環境基準を達成していない地点が 1 地点ありました。

表 4.9.4 令和 2(2020)年度 一般地域の騒音環境調査結果

【一般地域の騒音】A地域及びB地域 (dB)

時間帯	環境基準	No.	調査地点	測定値	No.	調査地点	測定値
昼間	55	①	天津児童遊園	51	⑤	鷺沼城址公園	47
夜間	45			42			43
昼間	55	②	梅林園	43	⑥	菊田公園	55
夜間	45			37			42
昼間	55	③	八幡公園	54	⑦	谷津5丁目公園	52
夜間	45			49			44
昼間	55	④	藤崎4丁目児童遊園	50	⑧	袖ヶ浦4号児童遊園	48
夜間	45			35			42

【一般地域の騒音】C地域 (dB)

時間帯	環境基準	No.	調査地点	測定値	No.	調査地点	測定値
昼間	60	⑨	東習志野ふれあい広場	47	⑩	実籾1号公園	54
夜間	50			44			47

※アンダーラインは環境基準値超過を示す。

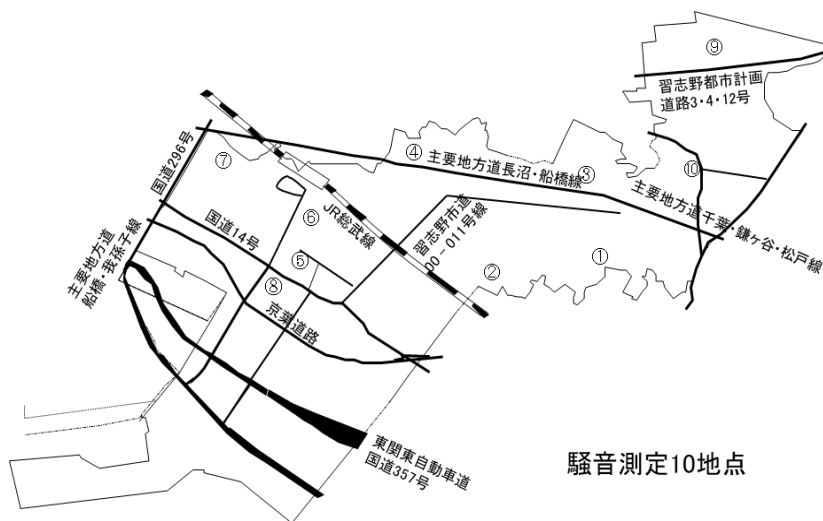


図 4.9.2 一般地域の騒音調査地点

(6) 低周波音

低周波音とは、人の耳に聞こえにくい、波長が長い空気振動のことです。発生源としては、風車、機械プレス、空調室外機、道路高架橋などがあります。障害物の影響を受けにくく、遠距離まで伝わる特徴があります。また、身体的にも、頭痛や不快感などの変調をきたすといわれていますが、因果関係については明確にされていません。低周波音は発生及び影響のメカニズムが複雑であるため、対策については、今後も千葉県環境研究センターと協力して進めていきます。

4.9.3. 騒音・振動に関して講じた施策

(1) 企業指導

市環境保全条例に基づき、工場などの設置及び変更認可時において、騒音・振動発生施設の適正配置と公害防止対策について、技術指導を行っています。

また、ブルドーザー等の騒音や振動の原因となる建設機械を使用する工事を許可制の特定建設作業とし、事業者に対し、低騒音・低振動機械の使用及び周辺住民への事前説明などを行うよう指導しています。

表 4.9.5 令和2(2020)年度 市環境保全条例に基づく騒音・振動特定施設認定状況

単位: 施設

施設の種類の	騒音	振動
金属加工機械	39	38
木材加工機械	3	
圧縮機	6	5
送風機	15	
粉砕機	1	1
集塵機	1	
冷凍機	19	15
空調機	181	127
天井走行クレーン	1	
合計	266	186

表 4.9.6 特定建設作業許可件数の経年状況

単位: 件

年度		平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
特定建設作業許可件数		465	496	503	411	389
作業 別 内 訳	くい打機、くい抜き機を使用する作業	52	53	35	24	29
	びょう打機、インパクトレンチを使用する作業	30	16	29	24	27
	さく岩機、コンクリートカッターを使用する作業	271	261	275	210	221
	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	439	447	464	380	358
	空気圧縮機を使用する作業	8	10	10	5	7
	振動ローラー、タイヤローラー等の締め固め機械および 振動プレート、振動ランマ等の転圧機を使用する作業	213	219	212	146	155
	コンクリートプラントを設けて行う作業または コンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業	87	114	85	60	56
	電動工具を使用するはつり作業、コンクリート仕上げ作業	95	96	73	62	45
	動力、火薬、鉄球を使用して建物その他工作物を解体 または破壊する作業	194	195	211	204	156
	浚渫作業	0	1	0	0	0
ディーゼルエンジンを使用する作業	29	19	17	10	17	
作業別内訳合計		1,418	1,431	1,411	1,125	1,071

(2) 道路騒音・振動対策

市内の主要道路周辺の騒音状況は、令和 2(2020)年度の調査結果から依然厳しい状況下にあります。自動車本体から発生する騒音に、交通量、通行車種、速度、道路構造、沿道土地利用などの各種の要因が複雑に絡み合い、自動車騒音として問題になっています。これらの防止対策としては、車両本体の騒音規制、道路構造の改善や交通規制など、国や県レベルの対応に期待するところが多いのが現状です。

また、道路交通振動については、道路舗装が悪くなって発生する機会が多いことから、道路管理者へ路面の改修を要請し、対策を実施しています。

4.9.4. 悪臭の現況

悪臭の多くは、その現象が極めて狭い範囲に限られ、また一過性であることから、騒音などのような環境基準値は定められていません。悪臭の発生は、公害苦情相談という形で表われます。令和 2(2020)年度の悪臭に関する公害苦情相談は 18 件でした。

表 4.9.7 年間の悪臭公害苦情受付件数

発生源	単位:件					
	年度	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
農業		4	5	0	1	0
化学工業		0	0	0	0	0
その他の製造業		0	0	0	0	0
サービス業・その他		2	3	0	0	9
移動発生源		0	0	0	0	0
建設作業現場		0	0	0	0	0
下水用水		1	0	0	0	0
ゴミ集積場		0	0	0	0	0
個人住宅・アパート・寮		1	0	0	1	2
不明		8	5	2	2	7
合計		16	13	2	4	18

4.9.5. 悪臭の防止対策

(1) 法及び条例による規制

本市は、市環境保全条例で臭気指数による規制基準を定めています。悪臭に関する特定施設を設置する場合は、計画段階での事前審査や嗅覚検査に合格した職員が現地調査を行うことで、悪臭防止に努めています。

表 4.9.8 臭気指数の規制基準値(市環境保全条例施行規則、別表第4より抜粋)

地域の区分	許容限度の区分	工場等の敷地の境界線における臭気指数	排出水の臭気指数
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 田園住居地域		12	28
近隣商業地域、商業地域、準工業地域 用途地域の定めのない地域		13	29
工業地域、工業専用地域		14	30

気体排出口における許容限度は、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数または臭気排出強度とする。

備考1 「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気強度の算出方法に定める方法とする。

(2) 悪臭苦情相談への対応

悪臭の多くが一過性であることから、公害苦情相談があった場合は、現地に行き、その原因を見つけ出すことが重要になります。その原因は、事業活動だけではなく、野焼き等の一般家庭を発生源とするものもあり、「悪臭防止法」や市環境保全条例の規制外のものが増えています。

(3) 東京湾沿岸広域異臭対策

東京湾沿岸地域に、南風に乗って、東京湾方向から広域的なガス臭が発生することがあります。原因は、ケミカルタンカーのガス抜きとされていますが、因果関係は明確にされていません。県並びに本市を含む臨海部の10市は、監視体制及び情報の共有化を図っています。本市では、市民などからの情報を迅速に収集し、発生時の追跡調査体制を強化しています。

令和2(2020)年度の東京湾沿岸広域異臭の発生は、本市沿岸を中心に2回あり、苦情件数は37件ありました。

4.10. 有害化学物質

4.10.1. ダイオキシン類の現況

(1) 概要

ダイオキシン類の発生源は、物の燃焼過程や化学物質の合成過程など様々です。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性があります。生活環境保全計画では大気、水質などから環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されないことを目標としています。

(2) 調査・監視

国は、「ダイオキシン類対策特別措置法」にて、大気、水質、水底の底質、土壌の環境基準を定め、都道府県は汚染状況を常時監視しなければならないとされました。これを受け県は「ダイオキシン類常時監視計画」を策定し、本市は調査測定市として大気、水質、水底の底質、土壌調査を実施しています。令和2(2020)年度においては、県及び本市を含む20市が、それぞれ調査を実施し、結果を公表しています。

(3) 環境調査

① 大気

令和2(2020)年度は、夏と冬の年2回、市内4地点で実施しました。評価は年平均値で行い、平成11(1999)年度の測定開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

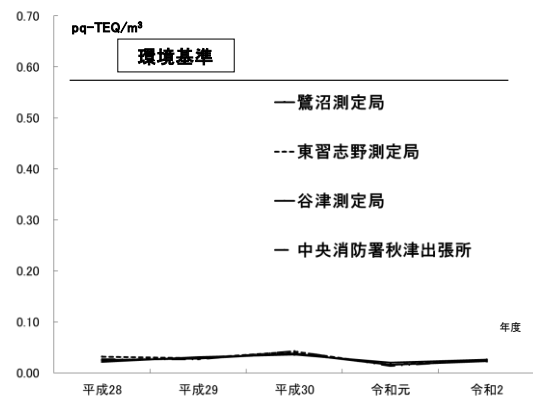


図 4.10.1 ダイオキシン類大気環境調査結果の年平均推移

② 水質

令和2(2020)年度は、夏と冬の年2回、市内河川3地点で調査を実施しました。評価は年平均値で行い、平成12(2000)年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

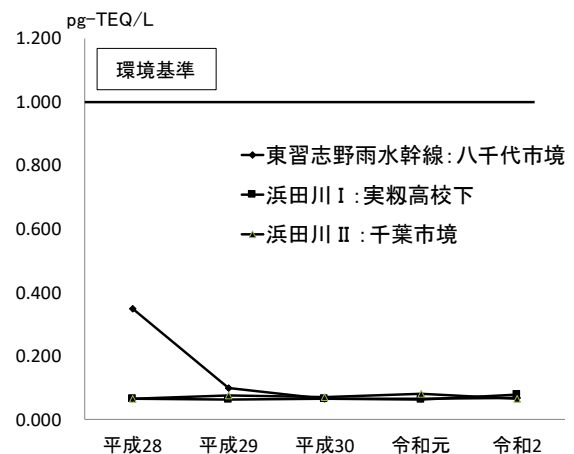


図 4.10.2 ダイオキシン類水質環境調査結果の年平均推移

③水底の底質

令和2(2020)年度は、水質調査地点と同じ3地点で、夏に調査を実施しました。平成13(2001)年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4.10.1 ダイオキシン類水底の底質調査の推移

単位: pg-TEQ/g

調査地点	所在地	年度				
		平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
東習志野雨水幹線: 八千代市境	東習志野7-2地先	2.8	4.2	2.7	2.9	2.9
浜田川Ⅰ: 実籾高校下	実籾本郷地先	0.48	0.73	0.8	1.4	0.76
浜田川Ⅱ: 千葉市境	屋敷1-1地先	0.5	1.5	0.83	0.73	0.77

環境基準: 150pg-TEQ/g

④土壌

土壌調査については、毎年、公園の地点を変えて調査しています。令和2(2020)年度は、新栄一丁目児童遊園で調査を実施しました。平成12(2000)年度の調査開始から、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4.10.2 ダイオキシン類土壌調査の推移

単位: pg-TEQ/g

年度	調査地点名	住所	結果
平成28 (2016)	中央公園附属児童公園	本大久保3-666-1	0.22
平成29 (2017)	茜浜緑地	茜浜3-33-1	0.90
平成30 (2018)	鷺沼台3丁目公園	鷺沼台3-1315	0.47
令和元 (2019)	菊田公園	津田沼7-83-2	1.8
令和2 (2020)	新栄一丁目児童遊園	新栄1-135-63	1.1

環境基準: 1000pg-TEQ/g

4.10.2. 本市の毒ガス弾などの調査状況

環境省は、毒ガス弾による被害の未然防止を図るため、全国的なフォローアップ調査を実施しました。

(1) 旧陸軍習志野学校跡地(泉町2、3丁目)

平成15(2003)年7月の調査の結果、泉町2丁目及び3丁目の旧陸軍習志野学校の跡地が、「毒ガス弾の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案(A事案)」区域に分類されました。

これを受け、平成15(2003)年度から平成16(2004)年度にかけて国(環境省及び財務省)は、当該地域の毒ガス関連物質及び不審物調査を実施しました。その結果、毒ガス関連物質の検出及び不審物の発見はされなかったことから、「現状においては、日常生活を行う上で危険性はない」とされました。

国は、この調査期間に建築物などが存在していたことで、環境調査がまだ実施されていない区域において、今後掘削を伴う土地改変工事を実施する場合の「A事案の区域における土地改変指針」を定め、建物の解体や掘削などの土地改変工事実施時に、土地所有者などの要望を受け、環境省による環境調査を実施することとしました。

平成21(2009)年及び平成24(2012)年において、これに該当する調査が行われ、民有地から「あか筒^{※41}の可能性のある物体」が発見されました。

本市では、泉町2丁目及び3丁目の土地所有者及び土地改変事業者に、環境省の本調査制度の周知を図るため、環境省リーフレット等を配布し、土地改変指針のPRに努めています。

(2) 陸上自衛隊習志野演習場(八千代市、船橋市の市域)

平成17(2005)年4月、新たに陸上自衛隊習志野演習場がA事案に追加されました。これを受け、防衛省は平成17(2005)年度から平成19(2007)年度の間、同演習場内の地下水調査、旧陸軍毒ガス訓練地と思われる区域の約17haで、物理探査(レーダー探査及び磁気探査)調査、表層土壌の成分分析を実施しました。さらに、物理探査で反応のあった258カ所について、掘削による不審物確認調査を実施しましたが、毒ガス関連物質の検出及び不審物の発見はされませんでした。

(3) 旧陸軍毒ガス弾などの関連物質調査

本市では、旧陸軍毒ガス弾などの影響を確認するため、平成17(2005)年度より平成21(2009)年度までの5年間、毒ガスの関連物質であるヒ素について、土壌及び地下水の調査を実施しました。その結果、土壌のヒ素はすべて不検出で、地下水のヒ素についても、不検出及び環境基準以下の値で、異常値はありませんでした。

※41 あか筒 筒状の容器に、あか剤(くしゃみ剤：ジフェニルシアノアルシン)と加熱剤などが充填され、点火薬に着火すると、あか剤が加熱し、これが微粒子となって、煙状に拡散する構造を有する有毒発煙筒のことです。あか筒に充填されたあか剤は、常温では固体であり、熱を加えない限り、微粒子となって拡散することはありません。

4.10.3. 放射性物質対策

(1)本市の対応

東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放射性物質が放出され、私たちの生活環境に影響を与えました。その範囲は大気にとどまらず、水道水、食品にまで広がり、市民に不安を与える結果となりました。

本市では、市民の健康と安全・安心な生活環境を確保するため、放射性物質検査などに取り組んでいます。

(2)令和2(2020)年度取り組み

①空間放射線量などの調査

国は、平成24(2012)年1月1日に施行した「放射性物質汚染対処特措法」^{※42}の中で、除染特別地域^{※43}と汚染状況重点調査地域を規定しています。地域指定要件を定める省令において、汚染状況重点調査地域の指定要件を「0.23 μ Sv/時以上」の地域とし、指定を受けた市町村が除染の計画を定め、除染を実施することとしました。これを受け、本市は同等の「0.23 μ Sv/時以上」を放射線量低減化の基準として決めました。

本市は、市内の空間放射線量状況の変化を監視するため、定期的に公園16カ所・市役所駐車場内きらっと広場において、定点測定調査を実施しました。結果は、いずれも本市の基準を下回っています。

また、下水固形物が集積する下水処理施設(津田沼浄化センター)における脱水汚泥及びごみ焼却場(芝園清掃工場)における溶融飛灰に含まれる放射性物質量の分析調査を定期的に行いました。結果は、いずれも国が定めた「埋立て処分可能基準1kg当たり8,000Bq」を下回っています。

表 4.10.3 空間放射線量低減化の基準

	国基準	本市基準
校庭・園庭 中心	0.23 μ Sv/時以上。 (汚染状況重点調査地域指定要件※1) 測定高さは50cm～1m。 (環境省ガイドライン※2)	地表高さ50cm又は1mで0.23 μ Sv/時以上。 砂場については、地表高さ5cmで0.23 μ Sv/時以上。
雨水桝等周辺 より線量の 高い箇所	高さ1mで、周辺より1 μ Sv/時以上高い 場合は、文科省に報告。 (文科省対応方針※3)	高さ50cmで0.23 μ Sv/時以上とするが、それ 未満であっても直上5cmで1 μ Sv/時以上は 低減対策を行う。

※1:「汚染廃棄物対策地域の指定の要件を定める省令 平成23年12月14日省令第34号」第4条

※2:「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン
平成25年5月第2版 環境省」

※3:「福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応について
平成23年10月21日 文部科学省・原子力対策本部」

※42 放射性物質汚染対処特措法 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の通称です。

※43 除染特別地域 警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域のことで、国が除染の計画を策定し、除染事業を進めることとしています。

②内部被ばく

令和2(2020)年度は、国の食品に含まれる放射性セシウムの基準値のもと、水道水検査を行い、結果は基準値を下回っています。

その他、市民の皆さんが口にする食品などへの不安を解消するため、持ち込み食品など(自家消費品・流通食品)の放射性セシウム検査を、無料で実施しましたが、令和2(2020)年度は持ち込まれた検体はありませんでした。

表 4.10.4 食品に含まれる放射性物質の基準値(平成24(2012)年4月1日改定)

放射性セシウムの基準値(Bq/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

表 4.10.5 主な調査結果(空間放射線量など・内部被ばく)

調査名		結果
空間放射線量等	① 定点調査 市役所駐車場内きらっと広場と16公園(広場、砂場)	高さ 1m 0.05(0.03-0.06) μ Sv/時 50cm 0.05(0.03-0.06) μ Sv/時 5cm 0.05(0.03-0.06) μ Sv/時 砂場 5cm 0.04(0.03-0.05) μ Sv/時
	② 脱水汚泥含有量検査(津田沼浄化センター)	セシウム合計値 不検出-25Bq/kg (埋立処分基準 8000Bq/kg 以下)
	③ 溶融飛灰含有量検査(芝園清掃工場)	セシウム合計値 121-233Bq/kg (埋立処分基準 8000Bq/kg 以下)
内部被ばく	① 水道水含有量検査(習志野市企業局)	ヨウ素、セシウム合計値「不検出」
	② 水道水含有量検査(千葉県企業局)	ヨウ素、セシウム合計値「不検出」
	③ 市民持ち込み食品等検査 食品・井戸水を対象に、市民の希望により検査	検体なし

第5部 資料編



空間線量測定(谷津公園)

5.資料編

5.1. 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
		S32.11	「騒音防止条例」制定	S33.12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」制定
		34.9	衛生民生部環境衛生課に「公害係」を新設	37.6	「ばい煙の排出等の規制に関する法律」(ばい煙規制法)制定
		38.4	「千葉県公害防止条例」制定(昭和38年10月施行)	39.3	総理府に「公害対策推進会議」設置
		38.10	「千葉県公害対策審議会」発足	40.6	「公害防止事業団法」制定
		39.9	ばい煙規制法に基づき規制地域を指定(習志野市など6市町村)	42.8	「公害対策基本法」制定
		40.3	衛生部に「公害課」を新設	43.6	「大気汚染防止法」制定(ばい煙規制法廃止)
S41.12	京葉港第1次埋立てにより袖ヶ浦地区誕生			43.6	「騒音規制法」制定
42.7	民生部に公害課を新設(係員3名)	43.8	「千葉県公害研究所」発足	44.2	「硫酸酸化物に係る環境基準」閣議決定
43.7	袖ヶ浦に公害課移転	44.4	「騒音規制法」7市へ事務委任(習志野・松戸・市川・船橋・柏・千葉・市原)	44.12	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」制定
44.4	公害課に試験所係を設置(公害係、試験所係)	44.4	「騒音規制法」7市へ事務委任(習志野・松戸・市川・船橋・柏・千葉・市原)	45.2	「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定
44.4	「習志野市公害対策審議会条例」制定			45.4	「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定
44.4	騒音規制法に基づく政令市となる	45.3	「千葉県公害防止条例」全面改正	45.6	「公害紛争処理法」制定
44.5	「習志野市公害対策審議会」発足			45.11	第64回国会(通称「公害国会」)で、公害関係14法案の可決成立
45.4	「習志野市文教住宅都市憲章」制定	45.9	「千葉県公害防止条例施行規則」(規制基準)制定	45.12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)制定
45.4	「習志野市公害防止条例」制定			45.12	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(海洋汚染防止法)制定
45.5	「公害対策専門委員会」発足	46.1	「千葉県公害白書」発表	46.5	「騒音に係る環境基準」閣議決定
				46.5	「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(財特法)制定
46.3	公害課3係となる(庶務係、調査規制係、試験研究係)	46.6		46.6	「悪臭防止法」制定
		46.6		46.6	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定
		46.7	「千葉県公害防止条例」全面改正	46.7	「環境庁」発足

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
		S46. 7	「千葉県環境保全条例」制定	S46. 9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「同施行規則」制定
S46.11	「14市2町公害担当会議」設置				
46.12	「習志野市・八千代市公害防止に関する協定」調印	46.12	「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乘せ条例)制定		
47. 4	「習志野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全面改正	47. 4	「千葉県公害防止条例施行規則」全面改正	47. 1	「浮遊粒子状物質に係る環境基準」告示
47. 4	自然環境調査開始(3か年事業)	47. 4	「千葉県水質保全研究所」発足	47. 6	第1回「国連人間環境会議」開催(於ストックホルム)
47. 6	光化学スモッグ医療体制確立			47. 6	「自然環境保全法」制定
47. 7	「習志野市公害防止条例」一部改正				
47. 7	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」制定				
48. 1	公害課3係を対策指導係、調査規制係、試験分析係とする				
48. 2	「習志野市公害白書」発表	48. 4	「千葉県自然環境保全条例」制定		
48. 6	日本道路公団へ京葉道路の騒音対策(遮音壁)を陳情	48. 6	「東京湾岸自治体公害対策会議」開催	48. 5	「大気の汚染に係る環境基準」設定
				48. 7	第5次公害防止計画の策定指示(千葉臨海地域など)
				48. 9	「都市緑地保全法」制定
				48.10	「公害健康被害補償法」制定
				48.10	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)制定
				49. 3	「国立公害研究所」発足
49. 4	「習志野市公害問題等連絡会議」設置			49. 6	「生産緑地法」制定
49. 8	「工業用水法」及び「ビル用水法」の指定地域となる	49.12	「千葉臨海地域公害防止計画」(昭和49年～昭和53年度)策定		
50. 5	悪臭防止法に基づく政令市となる	50. 5	悪臭防止法に基づく規制地域を指定		
50. 6	「第1回習志野市環境週間」開催			50. 7	「新幹線鉄道騒音に係る環境規準」告示
50. 8	工場集団化移転事業として公害防止事業団事業の2号、3号事業を申請(昭和52年度事業)				
51. 2	「習志野市公害防止計画」策定			51. 6	「振動規制法」制定
51. 8	硫酸酸化物総量規制 ^{※44} の地域指定を受ける	51. 8	「硫酸酸化物に係る総量削減計画」策定及び「総量規制基準等」制定		
52.10	地盤沈下観測井戸設置(藤崎地区2本)				
52.11	振動規制法に基づく政令市となる	52.11	振動規制法に基づく規制地域、規制基準等を制定		
52.12	「ビル用水法」に基づき、総武線以南の地下水採取が全面禁止				
52.12	京葉港第2次埋立てにより、秋津、香澄、茜浜、芝園地区誕生	53. 1	国道357号開通	53. 6	「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入)

※44 総量規制 一般的な濃度による規制ではなく、一定期間における排出量での規制のことで、工場などの排出源ごとに排出量が割り当てられています。

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
				S53. 7	「二酸化窒素に係る環境基準」改定(0.02ppmを0.04～0.06ppmへ)
		S54. 4	二酸化窒素に係る千葉県環境目標値(0.04ppm)設定		
		54. 4	若松・谷津公害阻止協議会が東京湾岸道路市川・潮来線の建設に係る公害調停を申請	54. 6	東京湾等のCODに係る「総量削減基本方針」策定
S54. 9	「習志野市公害防止計画(中期計画)」の見直し				
55. 3	東京湾岸水質保全のため、無リン洗剤使用を市内公共施設に指示及び市民に要請	55. 4	東京湾に係る第1次「COD総量削減計画」策定	55.10	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)発効
		55.12	「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」制定	55.11	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)発効
56. 4	公害課を公害センターに改称し、試験分析係を試験研究第一係とする(対策指導係、調査規制係、試験研究第一係)				
56. 5	公害センター庁舎完成				
56.10	「深夜営業騒音対策連絡会議」設置	57. 2	「千葉県空き缶等対策推進要綱」制定		
57. 3	秋津測定局を設置	57. 5	5月30日(ごみゼロ)運動を1都9県で実施		
57. 4	東関東自動車道(市川市～千葉市宮野木)供用開始	57. 6	東京湾岸道路建設に係る公害審査会において、公害調停が合意する(申請人は若松・谷津公害阻止協議会、被申請人は建設省、日本道路公団、県企業庁)		
57. 6	習志野市公害対策審議会(平川陽三会長)が「千葉県環境賞」を、東習志野・実花連合町会長が環境庁の「環境保全功労賞」受賞				
57.12	「習志野市公害防止条例」及び「同施行規則」の一部改正				
58. 3	谷津測定局を設置	58. 4	「千葉県美しいふるさとづくり運動推進要綱」制定	59. 7	「湖沼水質保全特別措置法」制定
58. 8	芝園清掃工場(旧工場)稼働開始			59. 8	「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
59. 6	津田沼浄化センター(終末処理場)の一部を供用開始			59. 8	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」一部改正
				59. 9	環境庁が谷津干潟を「バードサンクチュアリ(野鳥の楽園)」として整備する方針を発表
59.12	日本初の自然干潟サンクチュアリ計画の事業主体となることが決定	60. 3	「千葉臨海地域公害防止計画」(昭和59年～昭和63年度)策定		
		61. 3	「ふるさと千葉環境プラン」策定		
61. 4	機構改革で公害センターが2係となる(指導規制係、試験研究係)				
61. 4	自然環境調査開始				
62. 1	地下水汚染(トリクロロエチレン等)の実態調査3か年事業開始			62. 1	東京湾等のCODに係る第2次「総量削減基本方針」策定

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
S62. 4	習志野緑地第1期事業「香澄公園」供用開始	S62. 4	「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」制定		
62. 6	習志野市公害対策審議会(平川陽三会長)が環境庁の「地球環境保全功労賞」受賞			S62.10	大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」一部改正
63. 4	習志野緑地第1期事業「秋津運動公園」供用開始			63. 3	環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」発表
63. 5	「習志野市公害防止計画」を新たに策定			63. 5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)制定
63. 9	茜浜衛生処理場稼働開始			63. 8	「水質汚濁防止法」一部改正(規制対象事業所として、共同調理場、飲食店などを追加)
63.11	谷津干潟が「国設鳥獣保護区」に指定される	H1. 1	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」制定		
H1. 6	地下水汚染範囲確定調査開始	1. 3	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」改正	H1. 3	「水質汚濁防止法施行令」一部改正(有害物質としてトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを追加)
1. 8	一般家庭の井戸水質調査開始			1. 6	「大気汚染防止法」一部改正(アスベストを特定粉じんとして規制)
1. 9	地下水汚染原因究明調査開始	1.12	窒素酸化物に係る冬期暫定対策実施(東京湾岸地域14市町村)		
2. 3	「習志野保健所管内環境行政担当実務者会議」設置	2. 3	「千葉地域公害防止計画」(平成元年～平成3年度)策定		
2. 4	機構改革で公害センターは経済環境部となる			2. 6	「水質汚濁防止法」一部改正(生活排水対策等を追加)
2. 4	東習志野測定局移設(実籾分遣所から東習志野小学校へ)	2. 5	「千葉県地球環境問題連絡会議」設置		
2. 4	地下水流動調査開始				
2.10	「習志野市トリクロロエチレン等地下水汚染等健康調査委員会設置要綱」施行				
2.12	自然環境調査ダイジェスト版「習志野市の自然環境」発行				
3. 3	トリクロロエチレン等地下水汚染健康調査開始	3. 3	「千葉県みどりの基金条例」制定		
3. 3	「トリクロロエチレン等地下水汚染健康調査結果判定会議」開催				
3. 3	「習志野市公害防止条例」及び「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正			3. 4	「再生資源の利用の促進に関する法律」(リサイクル法)制定
3. 4	光化学スモッグ広報用防災行政無線遠隔操作システムを公害センターに設置			3. 8	「土壌の汚染に係る環境基準」制定
3.10	公害センターを環境保全センターに改称				
3.10	NHKで「習志野市環境情報システム」について報道				
3.12	「習志野市公害白書」を「習志野市環境白書」に改称	4. 2	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定		
4. 3	公害パトロール車に電気自動車を導入	4. 3	「千葉県環境学習基本方針」策定		

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
		H4. 6	「千葉県環境会議」設置	H4. 6	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NOx 削減法)制定
H4. 8	ホテルの自生地である実籾町本郷の水田を「実籾自然保護地区」に指定			4. 6	「国連環境開発会議」開催(地球サミット)(於リオデジャネイロ)
4.11	自衛隊習志野駐屯地航空機騒音調査(習志野市・八千代市合同調査)実施				
5. 3	「習志野市新基本計画」策定	5. 3	「千葉地域公害防止計画」(平成4年～平成8年度)策定	5. 3	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(健康項目15項目の追加等)
5. 6	「第5回ラムサール条約締約国会議」(於釧路市)にて、谷津干潟が湿地としては日本で初めて「ラムサール条約」に登録			5. 8	「水質汚濁に係る環境基準」及び「水質汚濁防止法施行令」一部改正(海域の窒素、リンに係る環境基準及び排水基準の設定)
5.10	「習志野市地域環境管理計画」(快適ふるさとプラン)策定	5.11	「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定	5.11	「環境基本法」制定
		5.11	「千葉県地球環境保全行動計画」策定		
5.12	「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」制定	5.11	習志野保健所新庁舎開所	5.12	「アジェンダ21行動計画」策定
6. 3	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正			5.12	「水質汚濁防止法施行令」等一部改正(ジクロロエタン等13物質の排水基準を設定)
6. 6	市制施行40周年を記念し、エコ・コミュニケーションイヤー'94実施(6月1日～8月31日)	6. 6	JR津田沼駅南口サンベデッキ前広場において「環境の日」の街頭キャンペーンを実施		
6. 6	「習志野市環境審議会条例」制定				
6. 6	「習志野市公害防止条例」及び「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正				
6. 7	習志野市谷津干潟自然観察センター開設				
6. 7	「習志野市・八千代市公害防止に関する協定」一部改正	6. 8	環境基本法に基づき「千葉県環境審議会」発足	6.12	「環境基本計画」閣議決定
		7. 3	「千葉県環境基本条例」制定(「千葉県環境保全条例」廃止)	7. 2	東京湾及び大阪湾の全窒素及び全リンに係る環境基準の水域類型の指定
		7. 3	「千葉県環境保全条例」制定(「千葉県公害防止条例」廃止)		
7. 4	地下水汚染除去対策開始			7. 6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定(消費者、市町村、事業者の役割分担を明確にし、容器包装廃棄物の再商品化(リサイクル)を促進)
		7. 9	「千葉県のごみ減量化行動計画」策定	7. 9	「悪臭防止法施行令」一部改正(人間の嗅覚を用いた測定法による規制を導入)
7.10	フロンガス回収開始				
8. 3	第6回ラムサール条約締約国会議(於ブリスベン市)に市長が出席				

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H8.4	機構改革で環境部を設置 環境調整課、公園緑地課を新設 清掃課、リサイクル推進課、環境保全 センターを各部より移管 環境保全センターに自然保護係を設置				
8.4	リサイクルプラザ(粗大ごみ処理施設 棟)稼働開始				
8.4	ペットボトル再資源化開始				
8.6	リサイクルプラザ(再生施設棟)オープ ン	H8.6	「美しいふるさとづくり運動推進県民大 会」開催	H8.5	「大気汚染防止法」一部改正(有害大 気汚染物質対策の推進等を追加)
9.4	実効自然保護地区自然調査開始			8.6	「水質汚濁防止法」一部改正(地下水 浄化に関する措置の導入及び事故時 の措置の強化)
9.6	6月10日を「谷津干潟の日」と宣言	9.3	「千葉県環境保全率先行動計画〜ち ば新時代エコ・オフィスプラン〜」策定	9.3	「地下水の水質汚濁に係る環境基 準」告示
9.7	東京湾でタンカー座礁による原油流出 事故発生	9.7	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関す る条例」制定	9.6	「環境影響評価法」制定 9.6 「廃棄物の処理及び清掃に関する法 律」一部改正(減量化・リサイクルの 推進、施設の信頼性・安全性の向 上、不法投棄対策の強化等)
9.9	ダイオキシン対策として、公共施設の 小型焼却炉を廃止			9.8	「ダイオキシン対策に関する五カ年計 画」公表
9.9	小学校4年生を対象に、リサイクルプ ラザ・習志野市谷津干潟自然観察セ ンター等を利用した環境教育を実施			9.9	第1回「ダイオキシン類総合調査検 討会」開催
9.12	窒素酸化物を除去する酸化チタンイン ターロッキングブロックを歩道に一部使 用開始(津田沼1丁目、市道00-003 号)			9.12	「気候変動枠組条約第3回締約国会 議(地球温暖化防止京都会議)(COP 3)」開催
10.2	「千葉県習志野市、日本およびクイ ーンズランド州ブリスベン市、オーストラ リア両市に於ける谷津干潟およびブー ンドル・ウェットランド湿地提携に関する 協定」締結	10.2	「千葉地域公害防止計画」策定(平成 9年〜平成13年度)		
10.4	機構改革で環境部にクリーン推進課、 クリーンセンターを新設	10.6	「千葉県環境影響評価条例」制定	10.6	「特定家庭用機器再商品化法」(家電 リサイクル法)制定
10.7	「習志野市環境保全率先行動計画検 討会」発足	10.7	「千葉県ダイオキシン類対策取組方 針」策定	10.6	「地球温暖化対策推進大綱」策定
10.11	小型焼却炉実態調査開始(平成11年 2月まで)	10.8	「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオ キシン類及びばいじん排出抑制指導 要綱」制定	10.10	「地球温暖化対策の推進に関する法 律」制定
11.2	「習志野市エコオフィスプラン」策定	11.1	「千葉県西・中央地域エコタウンプ ラン」策定		
11.2	「習志野市土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例」制定	11.4	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理 に関する指導要綱」一部改正		
11.3	「習志野市とブリスベン市の湿地提携 に関する第1次5カ年計画」調印	11.6	「千葉県レッドデータブック植物編」公表		

年 日	習志野市	年 月	千葉県	年 月	国
				H11. 7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定
				11. 7	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
H11. 9	「習志野市環境基本条例」制定				
11. 9	「習志野市公害防止条例」一部改正				
		H12. 1	千葉県環境研究所 ISO14001 認証取得		
12. 2	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正				
12. 3	「習志野市公害防止条例施行規則」一部改正				
		12. 3	「ちば 21 ごみゼロプラン」(第二次千葉県ごみの減量化と再資源化を進める基本方針)策定	12. 3	「振動規制法施行規則の一部を改正する総理府令」制定
		12. 4	鳥獣飼養許可及びヤマドリ販売許可の権限を市町村に委譲	12. 3	「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」制定
		12. 5	「千葉県レッドデータブック植物編」公表		
		12.12	「千葉県地球温暖化防止計画」策定	12. 6	「循環型社会形成推進基本法」制定
13. 4	環境部に自然保護課を新設			13. 1	「環境省」発足
				13. 3	「悪臭防止法施行規則」一部改正
				13. 4	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」一部改正
		13. 5	「千葉県レッドデータブック-普及版-」公表		
13. 6	環境部に天然ガス車配備	13. 6	「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」策定	13. 6	「排水基準を定める環境省令」一部改正(ホウ素、フッ素、硝酸性窒素等の追加)
				13. 6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」制定
				13. 6	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」制定
				13. 6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定
13.10	「第 5 回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」開催 「谷津干潟宣言」を採択				
13.10	天然ガス車用ガススタンド「東習志野エコ・ステーション ^{※45} 」オープン				
				13.11	「水質汚濁防止法施行令」及び「水質汚濁防止法施行規則」一部改正
		14. 3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正		
		14. 3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」制定		
		14. 3	「東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領」策定		
14. 6	本市・プリズペン市の小学校間で、インターネットを利用した湿地及び水鳥の情報交換を行うための「教育交流覚書」交換			14. 5	「土壌汚染対策法」制定
		14. 7	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」制定	14. 7	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)制定

※45 エコ・ステーション 低公害車の一つである代替電池自動車や代替燃料自動車、電気自動車などのクリーンエネルギー自動車に燃料や充電用の電気を供給する場所の総称です。

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H14.10	習志野市谷津バラ園に「日本の皇室・世界の王室展示コーナー」を設置			H14.7	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が改正され、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」制定
14.11	芝園清掃工場(新工場)稼働開始	H14.11	「千葉県資源循環型社会づくり計画」(平成14年～平成22年度)策定		
14.11	「習志野市名木百選」において75本を選定				
14.12	「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例」制定			14.12	燃料電池自動車導入
15.1	中国・韓国・日本(本市)の子どもたちが湿地に関する情報交換をする「子ども湿地交流 in 習志野」を開催			14.12	「自然再生推進法」制定
		15.3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」一部改正(猶予期間を12年とする車両の拡大)		
		15.3	「千葉県特定鳥獣保護管理計画」(ニホンザル)策定		
		15.3	「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」制定		
		15.4	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定		
15.6	粗大ごみ収集のメール申込み開始				
15.7	大久保保育所所庭の毒ガス成分土壌調査	15.7	「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定	15.7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
15.10	「千葉県習志野市、日本およびクイーンズランド州ブリスベン市、オーストラリア両市における、谷津干潟およびブーンドル・ウェットランド湿地提携に関する協定書のための第2次5カ年行動計画」及び「クイーンズランド州教育相及びブリスベン市並びに習志野市教育委員会及び習志野市における教育交流覚書2003年～2006年」調印			15.11	「昭和48年の『旧陸軍毒ガス弾等の全国調査』のフォローアップ調査結果について」公表
				16.3	旧陸軍習志野学校跡地の毒ガス成分調査
				16.3	「ヒートアイランド対策大綱」決定
16.4	「習志野市地球温暖化防止率先行行動計画」策定	16.4	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正		
16.6	市制施行50周年記念バラ誕生「ローズ50ならしの」			16.6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)制定
16.10	「習志野市公害防止条例」を改正、改称し、「習志野市環境保全条例」制定(小規模揚水施設規制は平成17年1月1日施行)				
16.12	クリーンセンターへの自己搬入ごみがすべて有料となる	16.12	「三番瀬再生会議」設置		
17.3	「習志野市環境保全条例施行規則」一部改正	17.3	悪臭防止法に基づく規制基準の改正(平成17年7月1日臭気指数による規制の導入)	17.2	「京都議定書」発効
17.3	「悪臭規制基準」(臭気指数規制の導入)改正他(悪臭規制は平成17年7月1日施行)				
17.4	粗大ごみ個別収集が有料となるスプレー缶等を有害ごみとして分別収集			17.3	環境省及び財務省は、旧陸軍習志野学校跡地の毒ガス問題について、平成15年度～平成16年度に実施した調査の結果「現状においては日常生活を行う上で危険性はない」と確定
					「A事案の区域における土地改変指針」作庭
				17.4	「京都議定書目標達成計画」閣議決定

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H17.6	「習志野市環境審議会」「習志野市廃棄物減量等推進審議会」「習志野市自然保護審議会」の3審議会を統合し、新たな「習志野市環境審議会」発足				
		H17.7	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」一部改正		
		17.7	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」一部改正		
17.12	アスベスト含有家庭用品を有害ごみとして分別収集			H18.2	「石綿による健康被害の救済に関する法律」制定
18.6	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第1回)開催			18.4	第三次「環境基本計画」閣議決定
				18.6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収・破壊法)一部改正
				18.7	防衛省による陸上自衛隊習志野演習場の毒ガス調査の実施について、八千代市、船橋市、本市の合同で住民説明会を開催(於八千代市)
				18.8	「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」一部改正(石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」を「0.1%を超えて含有するもの」と規制を拡大)
H18.10	「教育交流覚書」に基づき、クイーンズランド州のアンショウ校生徒、教員訪問団(12名)が本市を訪問(10月2日～10月5日)				
		H18.12	「三番瀬再生計画」(基本計画)策定		
19.2	「習志野市新エネルギービジョン」策定	19.2	「三番瀬再生計画」(事業計画)策定		
19.3	平成18年度末までに公共施設9施設のアスベストを撤去	19.3	印旛沼及び手賀沼に係る第5期「湖沼水質保全計画」(平成18年～平成22年)策定		
19.3	「習志野市環境基本計画」策定				
19.3	「習志野市緑の基本計画」策定				
19.3	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」策定				
19.4	習志野市谷津干潟自然観察センターに指定管理者制度導入				
19.6	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第2回)開催	19.6	東京湾に係る「第6次COD総量削減計画」策定		
		19.9	「千葉県環境学習基本方針」全面改正		
		19.10	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」及び「同条例施行規則」制定		
				19.12	防衛省は、「習志野演習場における旧陸軍毒ガスの環境調査」が終了したと、八千代市、船橋市、本市の合同住民説明会で報告(於八千代市)
20.4	機構改革により、自然保護課を環境政策課に改編	20.3	「生物多様性ちば県戦略」策定		
		20.3	「千葉県環境基本計画」策定		
		20.3	「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」制定		
20.9	2008 習志野市市民環境大学～3大学連携講座～開校	20.9	第7次「千葉県廃棄物処理計画」(～平成22年度)策定	20.5	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)一部改正
				20.7	第34回「主要国首脳会議(北海道洞爺湖サミット)」開催

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H20.11	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第3回)開催			H20.10	国指定谷津鳥獣保護区の更新及び同谷津特別保護地区の指定
21.3	「習志野市生活環境保全計画」策定				
21.6	「習志野市地球温暖化対策地域推進計画」策定				
21.7	「千葉県習志野市とオーストラリア・クイーンズランド州ブリスベン市の谷津干潟およびブーンドル・ウェットランド湿地提携に関する協定第3次5カ年行動計画」調印			21.7	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」制定
21.9	2009 習志野市市民環境大学～3 大学連携講座～開校				
21.10	「習志野市地球温暖化防止実行計画」策定				
21.11	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第4回)開催			21.12	「気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)」及び「京都議定書第5回締約国会合(CMP5)」開催(於コペンハーゲン)
22.9	2010 習志野市市民環境大学～3 大学連携講座～開校			22.3	「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ～環境大臣試案～」公表
22.12	習志野市市民環境大学～3 大学連携講座～閉校			22.10	「生物多様性条約 ^{※46} 第10回締約国会議(COP10)」開催(於名古屋市)
22.12	「地球温暖化防止を考えるつどい」(第5回)開催(平成18年から平成22年まで5年連続で開催)			22.10	「地球温暖化対策基本法案」閣議決定
23.3	11日、東日本大震災発生、震度5強を計測 特に国道14号以南では液状化現象による甚大な被害を受ける	H23.3	第8次「千葉県廃棄物処理計画」策定		
23.5	福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染対策として「習志野市放射能等対策委員会」発足	23.7	「千葉県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付事業」開始	23.8	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」制定
24.3	天然ガス専用ガススタンド「東習志野エコステーション」閉鎖			23.11	「気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)」及び「京都議定書第7回締約国会合(CMP7)」開催(於ダーバン)
24.5	「習志野市一般廃棄物処理基本計画」改訂			24.3	「国指定谷津鳥獣保護区保全事業計画書」策定
				24.8	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」制定

※46 生物多様性条約 「生物の多様性(生態系・生物群系又は地球全体に、多様な生物が存在していることを示します。)に関する条約」の略称で、1. 生物多様性の保全、2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする国際条約です。日本は平成5(1993)年に締結国になり、同年に条約を発効しました。

第5部 第1章 環境行政の推移

年月	習志野市	年月	千葉県	年月	国
H24.10	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(主催那覇市)			H24.10	「環境税」を導入
25.3	「習志野市し尿処理施設将来計画」策定	H25.3	「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」策定		
25.4	習志野市谷津バラ園に指定管理者制度導入	25.11	県内に初めてPM2.5注意喚起発令	25.11	「気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)及び京都議定書第9回締約国会合(CMP9)」開催(於ワルシャワ) 政府が2020年の温室効果ガス削減目標を「2005年比3.8%減」とすることを発表
26.3	平成25年度に芝園清掃工場の設備診断を実施し、「芝園清掃工場長寿命化計画」策定				
26.6	芝園清掃工場緊急対策委託実施(平成26～28年度3カ年継続事業)				
27.2	市内10カ所の公共施設にて、使用済小型家電のボックス回収を開始				
27.3	し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する基本協定の締結(4月より市川市に処理委託開始)				
27.3	「習志野市緑の基本計画」改定				
27.3	市制施行60周年記念サクラ植樹式挙行			27.7	「地球温暖化対策推進本部」(第30回)開催 2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減するという「日本の約束草案」を決定 国連気候変動枠組条約事務局に提出
28.3	茜浜衛生処理場閉鎖			27.11	「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」にてパリ協定が採択 2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み 歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意
28.3	「習志野市放射能等対策委員会」廃止				
28.4	機構改革により都市整備部と環境部が統合し、都市環境部発足 環境政策課と環境保全課が統合				
28.4	「谷津奏の杜公園」供用開始			28.5	「地球温暖化対策計画」閣議決定
		28.9	「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO ₂ CO ₂ (コツコツ)スマートプラン～」策定	28.5	第43回「先進国首脳会議(伊勢志摩サミット)」開催
29.2	「日本国千葉県習志野市およびオーストラリア連邦クイーンズランド州ブリスベン市における谷津干潟ならびにブーンドル湿地提携協定書 長期実施計画」調印				
29.5	森林公園の池の初水抜き外来生物駆除作業実施				
29.6	芝園清掃工場延命化対策委託(第1期)実施	30.3	「千葉県災害廃棄物処理計画」策定		
		30.3	「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」策定	30.6	「気候変動適応法」制定
30.6	芝園清掃工場延命化対策委託(第2期)開始			30.11	「気候変動適応計画」閣議決定
31.4	「習志野市地球温暖化対策ガイドライン」策定				
31.4	「習志野市地球温暖化対策実行計画」策定				
R2.1	「習志野市災害廃棄物処理計画」策定				

5.2. 廃棄物処理

表 5.2.1 一般廃棄物処理基本計画(改訂版)における目標値及び実績値

区 分	単 位	平成 28(2016)年度	令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度
		中間目標	実績値	計画目標
1人1日あたりのごみ総排出量 ※1	g/人・日	931	856	882
再生利用率 ※2	%	30 以上	23.0	31 以上
最終処分量	t/年	1,499	1,424	1,416

※1 ごみ総排出量÷常住人口÷365 日

※2 再資源化量÷ごみ総排出量×100

表 5.2.2 区分別排出量

単位:t

年度	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	小計	団体回収	脱水汚泥(生活排水)	合計
平成 28(2016)	43,870	1,241	2,513	108	4,996	52,728	2,677	3,856	59,261
平成 29(2017)	44,430	1,193	2,430	104	4,966	53,123	2,486	3,906	59,515
平成 30(2018)	44,610	1,219	2,457	101	5,011	53,398	2,311	4,028	59,737
令和元(2019)	44,306	1,247	2,520	112	5,045	53,230	2,217	3,995	59,442
令和 2(2020)	43,261	1,400	2,438	113	5,437	52,649	2,078	3,995	58,722

※統計処理の端数処理等の関係から、他の統計資料等と一致しない場合がある。

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

表 5.2.3 処理量の年度別推移

単位:t 右欄は前年度比

年度		平成28(2016)		平成29(2017)		平成30(2018)		令和元(2019)		令和2(2020)		
常住人口(人)		171,876	101%	172,389	100%	173,268	101%	173,939	100%	175,207	101%	
家庭系ごみ	収集	燃えるごみ	30,131	99%	30,055	100%	30,044	100%	30,064	100%	30,844	103%
		燃えないごみ	1,096	93%	1,077	98%	1,120	104%	1,144	102%	1,333	117%
		粗大ごみ	339	98%	352	104%	391	111%	419	107%	490	117%
		有害ごみ	108	99%	104	96%	101	97%	112	111%	113	101%
		資源物 (収集・拠点回収)	4,949	97%	4,918	99%	4,958	101%	4,996	101%	5,389	108%
		資源物(団体回収)	2,677	92%	2,486	93%	2,311	93%	2,217	96%	2,078	94%
	搬入	燃えるごみ	61	161%	87	143%	99	114%	69	70%	73	106%
		燃えないごみ	28	233%	21	75%	22	105%	15	68%	15	100%
		粗大ごみ	957	95%	911	95%	968	106%	1,039	107%	999	96%
	計		40,346	98%	40,011	99%	40,013	100%	40,075	100%	41,334	103%
(公共系含む)	燃えるごみ	13,678	100%	14,288	104%	14,468	101%	14,173	98%	12,345	87%	
	燃えないごみ	117	84%	95	81%	76	80%	88	116%	52	59%	
	粗大ごみ	1,217	86%	1,167	96%	1,099	94%	1,062	97%	948	89%	
	資源物	47	98%	48	102%	53	110%	49	92%	49	100%	
	計	15,059	98%	15,598	104%	15,696	101%	15,372	98%	13,393	87%	
総排出量 A		55,405	98%	55,609	100%	55,709	100%	55,447	100%	54,726	99%	
再資源化量	選別資源	4,706	97%	4,677	99%	4,753	102%	4,695	99%	4,839	103%	
	団体回収	2,678	92%	2,486	93%	2,311	93%	2,217	96%	2,078	94%	
	メタル・スラグ	5,213	84%	6,754	130%	5,872	87%	5,880	100%	5,692	97%	
	合計 B	12,597	90%	13,917	110%	12,936	93%	12,792	99%	12,609	99%	
再生利用率 B/A		22.7%		25.0%		23.2%		23.1%		23.0%		
あたり一日	家庭系(団体回収を含む)	643g		636g		633g		629g		646g		
	事業系(公共系を含む)	240g		248g		248g		241g		209g		
	総排出量	883g		884g		881g		871g		856g		
	家庭系(資源物を除く)	522g		518g		518g		518g		530g		
に生活排水処理	収集	し尿脱水汚泥等	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
		下水道脱水汚泥	3,856	100%	3,906	101%	4,028	103%	3,995	99%	3,995	100%
		合計	3,856	99%	3,906	101%	4,028	103%	3,995	99%	3,995	100%
最終処分量		1,551	93%	1,581	102%	1,529	97%	1,471	96%	1,424	97%	

表 5.2.4 資源物回収量の推移

単位:t

年度		平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
資源物回収量	ビン・缶	1,644	1,591	1,570	1,544	1,667
	ペットボトル	585	591	635	654	682
	新聞・チラシ	645	617	580	512	450
	雑誌・雑紙	875	903	930	984	1,041
	段ボール	1,090	1,102	1,133	1,176	1,396
	飲料用紙パック	16	17	16	17	19
	古着類	140	145	146	157	182
	白色トレイ(拠点回収)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
	小型家電(拠点回収)	1	1	1	1	1
合計	4,996	4,967	5,011	5,045	5,438	

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

表 5.2.5 有価物団体回収量の推移

単位:t

年度		平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
有価物団体回収量	アルミ缶	37	36	34	34	33
	スチール缶	12	12	12	11	10
	新聞・チラシ	1,108	973	860	747	567
	雑誌・雑紙	595	558	526	550	543
	段ボール	730	716	695	700	742
	飲料用紙パック	23	20	17	16	15
	古着類	106	105	100	103	109
	再利用ビン	6	5	4	4	3
	雑ビン	0	0	0	0	0
	カレット	60	62	61	53	53
	合計	2,677	2,486	2,311	2,217	2,078
交付団体数	130	126	125	124	121	
奨励金(千円)	10,698	9,937	9,229	8,869	8,148	

表 5.2.6 処理施設の稼働状況

年度	溶融処理量(t)	溶融生成物量(t)		発電量(kWh)	最終処分量(t)※
		スラグ	メタル		
平成 28(2016)	53,970.9	4,494.6	718.3	17,141,010	1,550.9
平成 29(2017)	54,936.3	6,040.4	713.9	17,319,930	1,581.0
平成 30(2018)	53,833.8	5,154.5	717.3	17,064,020	1,528.5
令和元(2019)	53,672.7	5,134.9	745.4	17,995,770	1,471.3
令和 2(2020)	52,918.0	4,880.3	811.2	18,598,910	1,424.4

※最終処分(溶融飛灰)については、平成 16(2004)年度から平成 18(2006)年度は銚子市・秋田県、平成 19(2007)年度は銚子市・秋田県・青森県、平成 20(2008)年度から平成 23(2011)年度は銚子市・秋田県・群馬県、平成 24(2012)年度は秋田県・群馬県、平成 25(2013)年度以降は秋田県・群馬県・山形県で埋立処分を実施

表 5.2.7 ダイオキシン類測定結果

年度	排出ガス中のダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m ³ N)				測定年月日		
	1号炉	2号炉	3号炉	平均	1号炉	2号炉	3号炉
平成 28(2016)	0.00270	0.00100	0.00280	0.00220	H28.12.2	H29.2.3	H28.11.2
平成 29(2017)	0.00095	0.00160	0.00180	0.00150	H29.9.1	H29.7.28	H29.6.30
平成 30(2018)	0.00027	0.00027	0.00170	0.00070	H30.9.21	H30.12.26	H30.9.27
令和元(2019)	0.00080	0.00093	0.00099	0.00090	R1.10.21	R1.10.24	R1.12.19
令和 2(2020)	0.00120	0.00670	0.00250	0.00350	R2.9.28	R2.11.17	R2.9.29

※規制基準値:0.1ng-TEQ/m³ N

表 5.2.8 清掃関係車両保有状況

令和 2(2020)年 3 月 31 日現在

所属		内容	車両	台数
クリーンセンター	業務課	ごみ収集	2トンパッカー車	5台
			2トン深ボディダンプ	3台
		環境衛生	軽トラック	2台
			軽ワゴン	1台
	事務連絡、パトロール	ライトバン	1台	
	クリーン推進課	スラグ積込作業	ホイローダー	1台
			4トン深ボディダンプ	1台
		事務連絡、パトロール	ライトバン	2台
ミニバン			1台	

表 5.2.9 年度別生活排水処理人口の推移

年度	水洗化人口(人)		非水洗化人口(人)		常住人口 e
	公共下水道※1 a	浄化槽※2 b	計画収集※3 c	自家処理 d	
平成 28(2016)	157,983	13,392	501	0	171,876
平成 29(2017)	158,635	13,307	447	0	172,389
平成 30(2018)	160,109	12,745	414	0	173,268
令和元(2019)	161,576	11,975	388	0	173,939
令和 2(2020)	163,392	11,444	371	0	175,207

※1 水洗化人口(下水道接続済)

※2 常住人口 e - 公共下水道人口 a - 計画収集人口 c

表 5.2.10 し尿収集量と処理経費の推移

年度	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	総収集量 (kl)	処理経費 (千円)	1kl 当り経費 (円)
平成 28(2016)	569	4,359	4,928	148,329	30,099
平成 29(2017)	608	3,465	4,073	95,442	23,433
平成 30(2018)	561	3,574	4,135	96,228	23,272
令和元(2019)	507	3,596	4,103	97,637	23,797
令和 2(2020)	428	3,553	3,981	88,446	22,222

※処理経費は、決算事項別明細書よりし尿処理に係る経費を合計した額(人件費は職員数で按分して算出)

5.3. 衛生処理

表 5.3.1 狂犬病予防法に基づく犬の登録数

単位：頭

年度	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
登録数	6,980	6,784	6,879	6,977	7,017

表 5.3.2 ペット等小動物の死骸処理状況

単位：体

年度	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
処理数	461	443	422	403	400

表 5.3.3 雑草刈り取り指導状況

単位：件

年度	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
指導件数	89	116	76	107	82

表 5.3.4 屋外広告物許可状況

単位：箇

年度	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
広告板等	297	582	591	514	797
電柱類の広告板	1,416	1,322	1,345	1,266	1,107
計	1,713	1,904	1,936	1,780	1,904

表 5.3.5 違反広告物撤去状況

単位：枚

年度	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
撤去枚数	1,390	1,674	1,150	1,184	1,505

表 5.3.6 道路側溝残土処理状況

年度	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
実施箇所	49	47	50	53	50
処理量(kg)	1,720	1,160	1,300	780	960

表 5.3.7 消毒実施状況

単位：力所

年度	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
マンホール	4	1	0	0	0
側溝	66	66	49	48	48

5.4. 気象状況

表 5.4.1 令和 2(2020)年度 気象概況年度別一覧表(東習志野測定局)

項目	気温(°C)			湿度(%)		風向(16方位)		風速(m/s)		降水量(mm)			天候(日)			
	最高	最低	平均	最低	平均	最多風向	最多風向率(%)	最高	平均	合計	日最大降水量	時間最大降水量	晴れ	曇り	雨	雪
平成23(2011)	35.4	-4.4	15.2	11	68	SW	15.5	12.3	2.7	1,275.0	101.0	32.0	219	108	37	2
平成24(2012)	34.7	-2.8	15.4	9	66	SW	12.1	12.0	2.7	940.0	58.0	35.0	231	96	36	2
平成25(2013)	39.3	-2.5	15.7	10	64	SW	13.6	10.7	2.7	1,413.0	213.0	54.0	243	77	42	3
平成26(2014)	36.7	-2.3	15.8	10	66	SW	13.9	11.1	2.6	1,226.5	114.5	24.5	198	130	37	0
平成27(2015)	37.7	-1.4	16.4	13	69	SW	13.4	12.5	2.6	1,371.5	98.5	38.5	189	136	40	1
平成28(2016)	37.5	-2.8	16.6	17	69	NNW	10.4	12.1	2.8	1,085.0	73.0	31.0	182	145	36	2
平成29(2017)	36.8	-2.2	16.2	19	71	SW	13.5	10.9	2.7	1,110.0	108.5	35.5	202	123	39	1
平成30(2018)	37.2	-0.8	17.2	18	71	SW	18.1	12.2	2.8	656.5	43.5	32.0	223	109	33	0
令和元(2019)	36.2	-2.5	17.0	20	74	NE	11.8	17.8	2.8	1,183.5	150.5	30.5	200	119	47	0
令和2(2020)	37.1	-3.2	16.8	14	72	SW	15.4	10.5	2.7	919.0	72.0	32.0	195	125	45	0

〈平成23年度から令和2年度の10年間における記録〉

(降水量)

① 年間平均降水量 ^{注)}		1,138 mm	(気温)	① 年間平均気温	16.2 °C
② 年間最大降水量	平成25年	1,413 mm	② 最高気温	平成25年8月11日14時	39.3 °C
③ 月最大降水量	平成25年10月	486 mm	③ 最低気温	平成24年2月19日5時	-4.4 °C
④ 日最大降水量	平成25年10月16日	213 mm	(風速)		
⑤ 1時間最大降水量	平成25年10月16日6時	54 mm	最大風速	令和元年9月9日4時	17.8 m/s

注)平成24年度の降水量は雨量計の故障により37日間分のデータが欠測したため、平成24年度分を除き平均値算定

表 5.4.2 令和 2(2020)年度 気象概況月別一覧表(東習志野測定局)

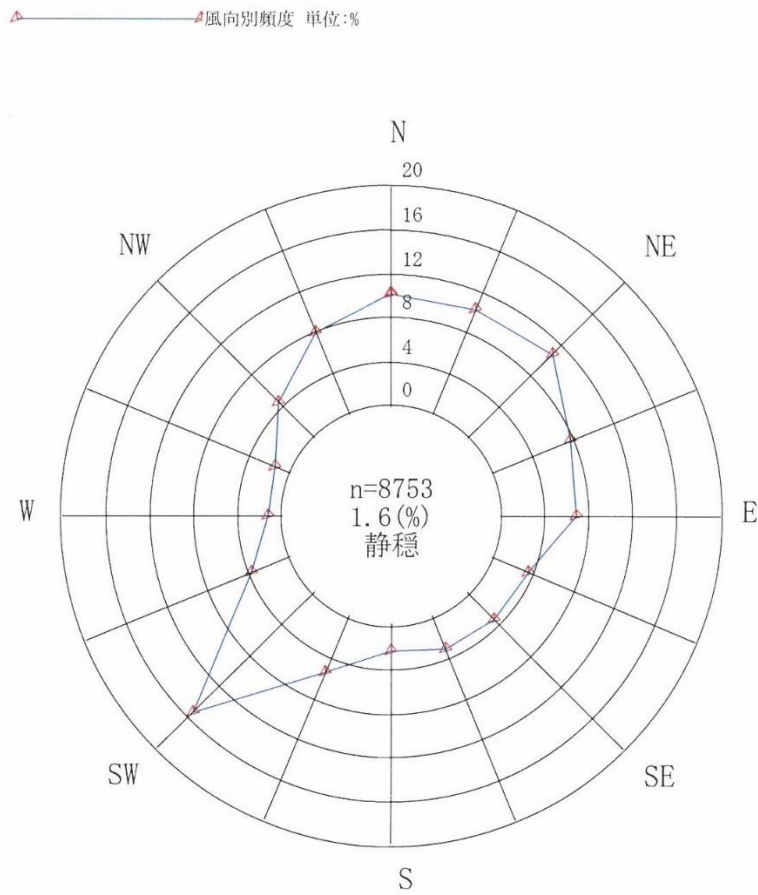
項目	気温(°C)			湿度(%)		風向(16方位)		風速(m/s)		降水量(mm)			全日射量	天候(日)			
	最高	最低	平均	最低	平均	最多風向	最多風向率(%)	最高	平均	合計	日最大降水量	時間最大降水量	平均日射量(MJ/m ²)	晴れ	曇り	雨	雪
令和2年4月	24.3	5.4	13.3	23	68	SW	15.6	10.5	3.4	148.5	72.0	18.0	18.45	17	9	4	0
5月	28.9	11.4	19.9	25	78	SW	26.9	7.1	2.9	63.5	30.5	8.5	17.26	16	12	3	0
6月	32.2	17.7	23.6	45	84	SW	24.5	7.6	2.7	118.0	31.0	12.5	16.01	12	11	7	0
7月	31.8	17.8	24.7	58	91	SW	40.7	8.8	3.1	250.5	42.5	32.0	11.50	4	21	6	0
8月	37.1	22.5	29.4	45	79	SW	26.9	6.3	2.5	17.5	16.0	12.0	21.81	28	2	1	0
9月	34.6	16.0	24.8	52	86	NNE	15.7	6.9	3.0	87.0	39.5	9.5	12.46	10	16	4	0
10月	27.5	9.0	17.7	31	80	N	22.0	5.9	2.5	71.0	31.5	5.0	9.11	12	11	8	0
11月	24.3	6.2	14.1	32	72	N	17.4	6.1	2.3	4.5	3.0	2.5	9.35	17	12	1	0
12月	16.1	-1.7	7.5	15	63	N	17.3	8.5	2.1	4.5	3.0	2.5	8.12	18	10	3	0
令和3年1月	16.8	-3.2	5.0	14	55	N	19.0	9.6	2.4	10.5	7.0	1.5	9.59	20	8	3	0
2月	20.4	-0.5	8.4	16	47	NNW	15.6	9.0	2.7	40.5	34.0	15.0	14.38	24	3	1	0
3月	22.7	2.2	12.6	14	61	NNW	10.3	10.2	2.8	103.0	41.5	18.5	14.86	17	10	4	0
年間	37.1	-3.2	16.8	14	72	SW	15.4	10.5	2.7	919.0	72.0	32.0	13.65	195	125	45	0

表5.4.2

(降水量)

① 年間合計降水量		919.0 mm	(気温)	① 年間平均気温	16.8 °C
② 月最大降水量	7月	250.5 mm	② 最高気温	8月13日14時	37.1 °C
③ 日最大降水量	4月18日	72.0 mm	③ 最低気温	1月9日6時	-3.2 °C
④ 1時間最大降水量	7月1日24時	32.0 mm	(風速)		
			最大風速	4月13日17時	10.5 m/s

年間(令和2(2020)年4月～令和3(2021)年3月)



CALM=0.8%

(注)単位:%、CALMとは風速0.4m/s以下の割合

図 5.4.1 東習志野測定局の風配図

5.5. 大気関係汚染物質測定結果

5.5.1. 常時監視測定結果

(1) 二酸化硫黄(SO₂) (硫黄酸化物(SO_x))

表 5.5.1 令和2(2020)年度 二酸化硫黄(SO₂)年間値測定結果

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の年間最高値	日平均値の年間最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	ppm	有・無	日
鷺沼	360	8,599	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.006	0.003	無	0
東習志野	360	8,621	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.006	0.004	無	0

(2) 二酸化窒素(NO₂) (窒素酸化物(NO_x))

表 5.5.2 令和2(2020)年度 二酸化窒素(NO₂)年間値測定結果

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	時間	%	時間	%	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日
鷺沼	363	8,670	0.011	0	0.0	0	0.0	0.075	0.04	0	0.0	2	0.6	0.032	0
東習志野	362	8,626	0.010	0	0.0	0	0.0	0.081	0.038	0	0.0	0	0.0	0.028	0
谷津	362	8,619	0.013	0	0.0	0	0.0	0.073	0.045	0	0.0	4	1.1	0.036	0
秋津(自排局)	350	8,370	0.015	0	0.0	0	0.0	0.078	0.051	0	0.0	7	2.0	0.039	0

(3) 光化学オキシダント(O_x)

表 5.5.3 令和2(2020)年度 光化学オキシダント(O_x)年間値測定結果

測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数	昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
鷺沼	365	5,468	0.032	65	257	0	0	0.119	0.046

(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

表 5.5.4 令和 2(2020)年度 浮遊粒子状物質 (SPM) 年間値測定結果

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数
				時間	%	日	%					
鷺沼	360	8,681	0.015	0	0.0	0	0.0	0.109	0.072	0.036	無	0
東習志野	362	8,649	0.016	0	0.0	0	0.0	0.138	0.070	0.037	無	0
谷津	362	8,662	0.015	0	0.0	0	0.0	0.096	0.057	0.036	無	0
秋津(自排局)	350	8,406	0.014	0	0.0	0	0.0	0.077	0.055	0.031	無	0

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

表 5.5.5 令和 2(2020)年度 微小粒子状物質 (PM2.5) 年間値測定結果

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が35.0 μg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数
				日	%				
鷺沼	362	8,692	8.5	0	0.0	56	34.4	20.9	0
秋津(自排局)	350	8,404	10.0	2	0.6	73	39.9	25.4	0

(6) 非メタン炭化水素 (NMHC)

表 5.5.6 令和 2(2020)年度 非メタン炭化水素 (NMHC) 年間値測定結果

測定局名	測定時間	年平均値	6~9時における平均値	6~9時測定日数	6~9時3時間平均値		6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
					最高値	最低値	日	%	日	%
単位	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
鷺沼	8,680	0.12	0.13	362	0.82	0.02	61	16.9	23	6.4

5.5.2. 酸性雨調査結果

表 5.5.7 令和2(2020)年度 酸性雨自動測定結果(東習志野測定局)

月別	項目	pH 月平均値	電気 伝導率 月平均値 (mS/m)	降水 (mm)	(注1) pH一降雨平均値		(注2) pH瞬時値	
					最高値	最低値	最高値	最低値
令和2(2020)年4月		5.2	1.0	148.5	5.5	4.9	6.2	4.6
	5月	5.0	0.9	63.5	5.4	4.2	5.7	4.1
	6月	5.0	0.9	118.0	6.1	4.5	6.2	3.8
	7月	5.1	0.9	250.5	5.7	4.3	6.1	4.2
	8月	4.7	1.0	17.5	6.1	4.6	6.1	4.5
	9月	5.3	1.6	87.0	6.0	4.5	6.7	4.4
	10月	5.3	0.7	71.0	5.4	4.8	5.7	4.3
	11月	5.7	2.8	4.5	5.7	5.7	6.1	5.4
	12月	5.9	3.1	4.5	6.6	5.5	6.6	5.5
令和3(2021)年1月		5.8	0.7	10.5	5.9	5.6	6.2	5.5
	2月	5.7	0.8	40.5	5.9	5.4	6.7	5.2
	3月	5.4	1.0	103.0	6.3	4.3	6.8	4.3
	年間平均	5.3	1.3	76.6	-	-	-	-
	年間最高	5.9	3.1	250.5	6.6	-	6.8	-
	年間最低	4.7	0.7	4.5	-	4.2	-	3.8
	年間合計	-	-	919.0	-	-	-	-

(注) 1. 一降雨とは、降雨開始から降雨終了までの測定値の平均値。

2. 瞬時値とは、0.5mm降水の測定値をいう。

5.6. 水質環境調査結果

表 5.6.1 生活環境項目・その他の項目(その1)

測定項目		水域名 地点名	生活環境保全計画 目標値	東習志野雨水幹線	浜田川(Ⅰ)	浜田川(Ⅱ)
				八千代市境	実籾高校下	千葉市境
				年平均値 (目標達成状況)	年平均値 (目標達成状況)	年平均値 (目標達成状況)
現地調査項目	水温 (°C)	-	22.0 (-)	18.0 (-)	17.8 (-)	
	流速 (m/s)	-	0.39 (-)	0.17 (-)	0.17 (-)	
	流量 (m³/s)	-	0.10 (-)	0.05 (-)	0.04 (-)	
	透視度 (cm)	-	>50 (-)	>50 (-)	>50 (-)	
生活環境項目	pH	6.0 ~ 8.5	7.8 (4/4)	7.9 (4/4)	7.6 (4/4)	
	DO (mg/L)	2 以上	6.8 (4/4)	8.7 (4/4)	6.9 (4/4)	
	BOD(※) (mg/L)	10 以下	3.4 (○)	2.7 (○)	4.4 (○)	
	SS (mg/L)	ごみ等の浮遊が認められないこと	5.8 (4/4)	1.9 (4/4)	1.3 (4/4)	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	-	68,000 (-)	21,000 (-)	44,000 (-)	
	全亜鉛 (mg/L)	-	0.043 (-)	0.015 (-)	0.011 (-)	
	ノニルフェノール (mg/L)	-	0.00018 (-)	不検出 (-)	不検出 (-)	
LAS (mg/L)	-	0.072 (-)	0.041 (-)	0.044 (-)		

※BODは日間平均値の75%値を表す。pH、DO、SSは日間平均値で評価するため、達成状況欄は達成数/調査数である。

表 5.6.2 生活環境項目・その他の項目(その2)

測定項目		水域名 地点名	環境基準	海 域	
				茜浜地先	
				年平均値 (目標値達成状況)	
現 項 地 目 調 査	水温 (°C)		-	21.7	(-)
	透視度 (cm)		-	40.3	(-)
生 活 環 境 項 目	pH		7.0 ~ 8.3	8.3	(3/4)
	DO (mg/L)		2 以上	9.3	(4/4)
	COD (mg/L)	海域C類型	8 以下	3.6	(○)
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		-	24	(-)
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)		-	不検出	(-)
	全窒素 (mg/L)	海域IV類型	1 以下	0.75	(○)
	全リン (mg/L)		0.09 以下	0.07	(○)
	全亜鉛 (mg/L)		0.02 以下	0.007	(○)
	ノニルフェノール (mg/L)	海域生物A類型	0.001 以下	不検出	(○)
	LAS (mg/L)		0.01 以下	0.0001	(○)

※CODの年平均値は75%値を表す。

pH、DOは日間平均値で評価するため、達成状況欄は 達成数/調査数 である。

表 5.6.3 健康項目

測定項目 (mg/L)	水域名 地点名	生活環境保全計画 目標値 環境基準 (河川E類型)	東習志野雨水幹線		浜田川(Ⅰ)		浜田川(Ⅱ)		谷津川		菊田川	
			八千代市境		実籾高校下		千葉市境		干潟出口		第七中学校脇	
			平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況	平均値	目標 達成 状況
カドミウム		0.003 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
全シアン		検出されないこと。	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
鉛		0.01 以下	0.0018	○	0.0003	○	0.006	△	不検出	○	不検出	○
六価クロム		0.05 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
砒素		0.01 以下	0.000125	○	不検出	○	不検出	○	0.001	○	0.002	○
総水銀		0.0005 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
アルキル水銀		検出されないこと。	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
PCB		検出されないこと。	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
ジクロロメタン		0.02 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
四塩化炭素		0.002 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	不検出	○	0.00033	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
トリクロロエチレン		0.01 以下	0.0003	○	0.0053	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
テトラクロロエチレン		0.01 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
チウラム		0.006 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
シマジン		0.003 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
チオベンカルブ		0.02 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
ベンゼン		0.01 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○
セレン		0.01 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	0.001	○	不検出	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		10 以下	3.8	○	5.0	○	5.8	○	0.64	○	1.00	○
フッ素		0.8 以下	0.86	×	0.02	○	0.42	△	-	-	-	-
ホウ素		1 以下	0.23	○	0.25	○	0.9	△	-	-	-	-
1,4-ジオキサン		0.05 以下	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○	不検出	○

※河川は年間平均値、汽水域は春季及び秋季の平均値を示す。

5.7. 自動車交通量年度別推移

表 5.7.1 自動車交通量年度別推移

年度	項目	道路名						
		① 東関東 自動車道	② 国道357号	③ 京葉道路	④ 国道296号	⑤ 主要地方道 船橋・我孫子 線	⑥ 国道14号	⑦ 主要地方道 長沼・船橋線
平成30 (2018)	台/日	93,062	39,154	-	-	-	20,718	9,686
	大型車+普通貨物車 %	32.7	26.5	-	-	-	6.1	10.3
令和元 (2019)	台/日	-	38,970	107,764	-	-	-	9,270
	大型車+普通貨物車 %	-	26.7	17	-	-	-	8.1
令和2 (2020)	台/日	85,896	-	-	-	27,670	20,690	-
	大型車+普通貨物車 %	32.1	-	-	-	28.5	6.9	-

年度	項目	道路名						
		⑧ 習志野都市 計画道路 3・4・12号	⑨ 習志野市道 00-011号線	⑩ 主要地方道 千葉・鎌ヶ谷 ・松戸線 - 1	⑪ 主要地方道 千葉・鎌ヶ谷 ・松戸線 - 2	⑫ 習志野都市 計画道路 3・3・2号	⑬ 主要地方道 千葉・船橋・ 海浜線	⑭ 習志野 都市計画道路 3・3・3号
平成30 (2018)	台/日	-	-	14,214	-	16,534	-	15,574
	大型車+普通貨物車 %	-	-	9.2	-	13.8	-	14.2
令和元 (2019)	台/日	-	-	-	-	-	23,138	14,578
	大型車+普通貨物車 %	-	-	-	-	-	32	13.8
令和2 (2020)	台/日	-	9,738	12,552	-	-	-	-
	大型車+普通貨物車 %	-	9.6	9.0	-	-	-	-

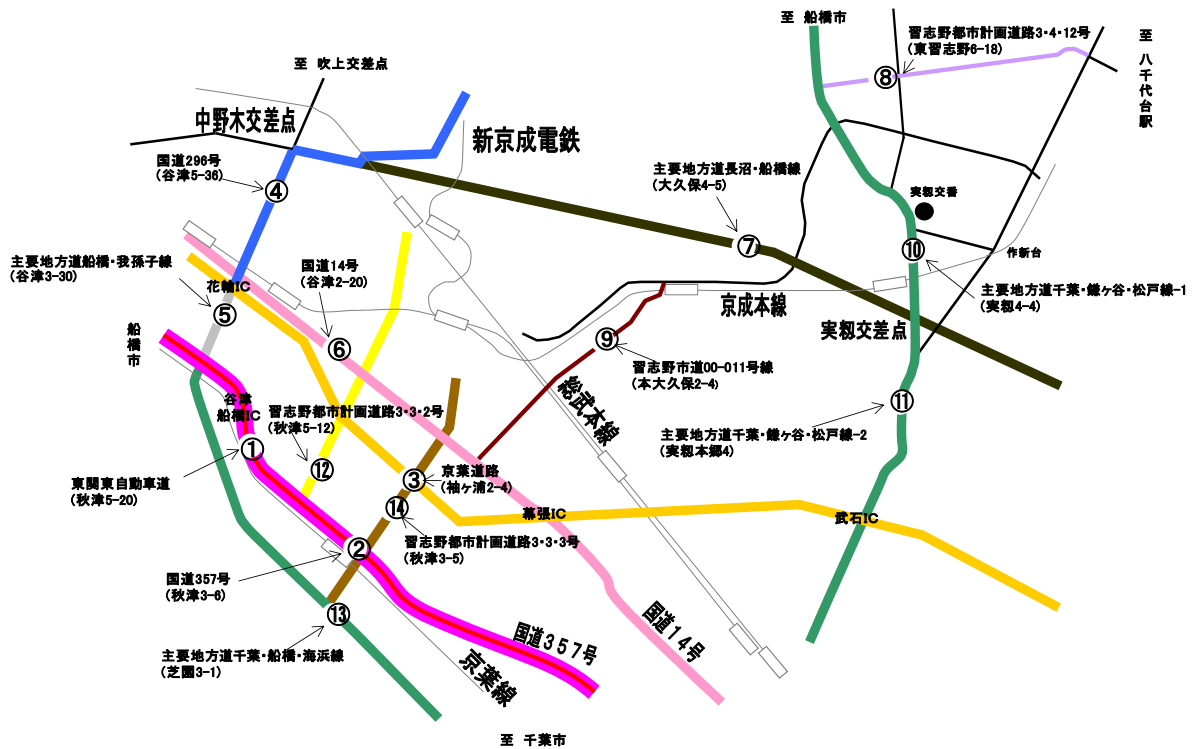


図 5.7.1 自動車交通量調査地点図

5.8. 地盤沈下調査結果

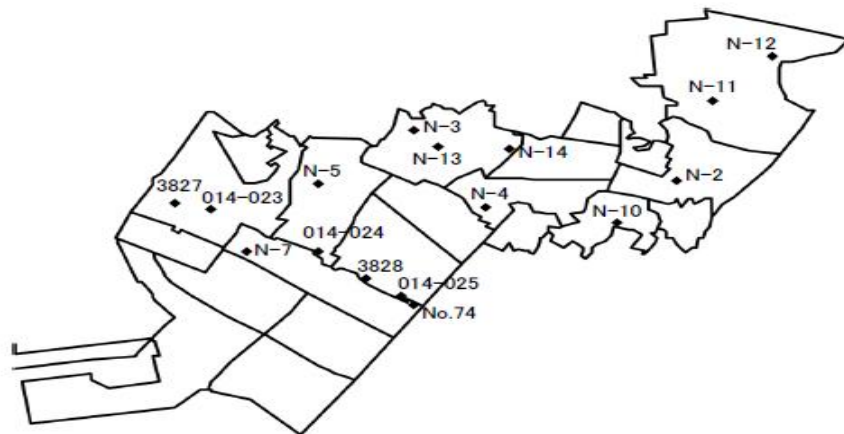


図 5.8.1 水準点配置図

表 5.8.1 水準測量の成果表

標石番号	N-2		N-3		N-4		N-5	
所在地	実羽2-776 京成電鉄踏切際鉄塔下		藤崎3-2-19 市立藤崎保育所		本大久保2-47-3 富士見公園内		津田沼3-995 菊田神社内	
測定年	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量
	m	mm	m	mm	m	mm	m	mm
H30	-	-	8.2264	+5.2	14.7604	+7.5	6.1123	+5.9
H31	-	-	8.2228	-3.6	-	-	-	-
R2	-	-	8.2226	-0.2	-	-	-	-
標石番号	N-7		N-10		N-11		N-12	
所在地	袖ヶ浦1-11 袖ヶ浦9号緑地内		屋敷3-3440 天津神社内		東習志野2-18-13 旧JFE建材(株)内		東習志野8-1-6 中央分離帯	
測定年	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量
	m	mm	m	mm	m	mm	m	mm
H30	2.9298	+4.9	23.4256	+10.2	27.8212	+6.8	27.3566	+7.2
H31	2.9302	+0.4	-	-	27.8184	-2.8	27.3526	-4.0
R2	2.9279	-2.3	-	-	27.8183	-0.1	27.3519	-0.7
標石番号	N-13		N-14		No.74		014-023	
所在地	藤崎1-286-1 習志野地区観測井		藤崎6-9-28 大久保小学校		袖ヶ浦6-1749-2 幕張インター内		谷津2-17-10 やしろクリーニング店前	
測定年	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量
	m	mm	m	mm	m	mm	m	mm
H30	15.1318	+6.3	25.5355	+5.4	3.2591	+7.1	3.6586	+4.0
H31	15.1306	-1.2	25.5326	-2.9	3.2577	-1.4	3.6581	-0.5
R2	15.1302	-0.4	25.5327	+0.1	3.2562	-1.5	3.6564	-1.7
標石番号	014-024		014-025		3827		3828	
所在地	津田沼6-7-9 マルエツ津田沼南店		鷺沼5-5-6地先 C&Cタジマヤ(株)		谷津4-4-22 ローズベイ谷津		鷺沼1-12-15 ピザラ津田沼店	
測定年	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量	標高	変動量
	m	mm	m	mm	m	mm	m	mm
H30	2.3841	+6.1	3.6062	+7.6	3.8633	+5.5	3.2929	+7.1
H31	2.3829	-1.2	3.6047	-1.5	3.8626	-0.7	3.2915	-1.4
R2	2.3813	-1.6	3.6030	-1.7	3.8617	-0.9	3.2899	-1.6

(注) 1. 標高は、水準点の高さを示すもので、真の地表面とは若干異なる。
 (地表面は、水準点が地下埋設の場合は若干上に、地上設置の場合は下になる。)
 2. 測量基準日は、各年の1月1日である。

(資料: 千葉県環境生活部水質保全課)

5.9. 環境基準

5.9.1. 大気汚染に係る環境基準

表 5.9.1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続していない。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続していない。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値が0.10 mg/m ³ を超える日が2日以上連続していない。
光化学オキシダント (Ox)	5時から20時までの1時間値が0.06ppm以下であること。	5時から20時までの1時間値が0.06ppm以下である。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の98%値が0.06ppm以下である。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の98%値が35 µg/m ³ 以下である。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

①二酸化窒素に係る千葉県環境目標値(昭和54(1979)年4月1日 大第114号)
日平均値の年間98%値が、0.04ppm以下であること。

②非メタン炭化水素の中央公害対策審議会指針値(昭和51(1976)年8月17日公布)
炭化水素の測定については、非メタン炭化水素を測定することとし、光化学オキシダントの生成防止のための濃度レベルは、午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

5.9.2. 水質汚濁に係る環境基準

(1)人の健康の保護に関する環境基準

表 5.9.2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
1 カドミウム	0.003mg/L以下	15 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
2 全シアン	検出されないこと。	16 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
3 鉛	0.01mg/L以下	17 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
4 六価クロム	0.05mg/L以下	18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
5 砒素	0.01mg/L以下	19 チウラム	0.006mg/L以下
6 総水銀	0.0005mg/L以下	20 シマジン	0.003mg/L以下
7 アルキル水銀	検出されないこと。	21 チオベンカルブ	0.02mg/L以下
8 PCB	検出されないこと。	22 ベンゼン	0.01mg/L以下
9 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	23 セレン	0.01mg/L以下
10 四塩化炭素	0.002mg/L以下	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
11 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	25 フッ素	0.8mg/L以下
12 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	26 ホウ素	1mg/L以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	27 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

表 5.9.3 生活環境の保全に関する環境基準(本市は太枠に該当)

①河川(湖沼を除く。)

類型\項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる。) 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 3~4. 省略					

※①自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

- ②水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ③水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- ④工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
- ⑤環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

②海域

ア

項目 種類	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出され ないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出され ないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
備考	1～2. 省略					

- ※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 ②水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 ③環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型\項目	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備考	1.基準値は、年間平均値とする。 2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生じるおそれがある海域について行うものとする。		

- ※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 ②水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 ③生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型\項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

5.9.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 5.9.4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目		基準値	項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/L以下	14	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと。	15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
3	鉛	0.01mg/L以下	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
4	六価クロム	0.05mg/L以下	17	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
5	砒素	0.01mg/L以下	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。	20	チウラム	0.006mg/L以下
8	PCB	検出されないこと。	21	シマジン	0.003mg/L以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	22	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下	23	ベンゼン	0.01mg/L以下
11	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	24	セレン	0.01mg/L以下
			25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
			26	フッ素	0.8mg/L以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	27	ホウ素	1mg/L以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

5.9.4. 土壌の汚染に係る環境基準

表 5.9.5 土壌の汚染に係る環境基準

項目		環境上の条件	項目		環境上の条件
1	カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	14	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
			15	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
			16	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。	17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
3	有機燐	検液中に検出されないこと。	18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
4	鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	19	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
5	六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	20	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
6	砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	21	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
			22	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
			23	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
7	総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	24	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	25	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
9	PCB	検液中に検出されないこと。	26	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	27	フッ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
11	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	28	ホウ素	検液1Lにつき1mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	29	1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
13	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。			

5.9.5. 騒音に係る環境基準

表 5.9.6 騒音に係る環境基準

(1) 一般地域(道路に面する地域以外)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

AAを当てはめる地域:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

Aを当てはめる地域:専ら住居の用に供される地域

Bを当てはめる地域:主として住居の用に供される地域

Cを当てはめる地域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(2) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考)

車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
幹線道路の近接空間	70デシベル以下	65デシベル以下

(備考)

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

※幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)等をいう。

5.9.6. ダイオキシン類に係る環境基準

表 5.9.7 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
<p>(備考)</p> <p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が⁸ 250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が⁸250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>		

習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書)

データで見る習志野市の環境 令和 3(2021)年版

発行 習志野市

編集 都市環境部 環境政策課

習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号

電話 047(451)1151 (代)

